

# 日本セーフティプロモーション学会誌

Journal of Safety Promotion

第19巻第1号 2026年9月

Vol.19 No.1 September 2026





## 目 次

|                                                                                                                                                                    |              |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----|
| 1. 巻頭言 JSSP学会誌に投稿しませんか？                                                                                                                                            | 西岡 伸紀……………   | 1  |
| 2. 第19回学術大会 講演集                                                                                                                                                    |              |    |
| 大会長講演 「集合住宅における災害に備えた共助としての活動」                                                                                                                                     | 衛藤 隆……………    | 3  |
| 特別講演 「『聞き書きマップ』の活用と市民生活」                                                                                                                                           | 原田 豊……………    | 10 |
| 教育講演 「セーフティプロモーションの視点からみた自殺総合対策」                                                                                                                                   | 反町 吉秀……………   | 19 |
| 特別講演 「災害から身を守る力とは」                                                                                                                                                 | 小澤 光男……………   | 27 |
| 3. 研究報告                                                                                                                                                            |              |    |
| A Qualitative Study on Family Members' Difficulties and Growth in the Context of<br>Alcohol Use Disorder and Preventative Support Interventions in Family Meetings | 小倉 弘美、他…………… | 32 |
| 小学校体育授業の器械運動で発生した後遺障害を伴う事故の実態<br>－日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」を用いた分析－                                                                                            | 山崎 雅史……………   | 42 |
| 自動車内置き去りによる乳幼児熱中症死亡事故<br>－日本における現状と予防策－                                                                                                                            | 櫻井 加奈、他…………… | 51 |
| 4. 第20回学術大会の開催について……………                                                                                                                                            |              | 59 |
| 5. 庶務報告                                                                                                                                                            |              |    |
| ・歴代学術大会一覧……………                                                                                                                                                     |              | 60 |
| ・理事会議事録……………                                                                                                                                                       |              | 62 |
| ・会 則……………                                                                                                                                                          |              | 65 |
| ・細 則……………                                                                                                                                                          |              | 71 |
| ・投稿規程……………                                                                                                                                                         |              | 73 |
| ・執筆要綱……………                                                                                                                                                         |              | 75 |
| ・役員名簿……………                                                                                                                                                         |              | 77 |
| ・各種委員会……………                                                                                                                                                        |              | 77 |
| ・編集後記……………                                                                                                                                                         |              | 78 |



## JSSP学会誌に投稿しませんか？

京都女子大学心理共生学部 西 岡 伸 紀

学会誌編集委員の一人として、論文投稿にお誘いいたします。学会ウェブサイトによれば、セーフティプロモーション（以下 SP）は、事故、災害、暴力などによる傷害やそのリスクを、分野や職種を越えた協働によって予防する部門横断的な取り組みであり、科学的根拠に基づき有効性が評価された活動です。また学会は、SP の学術研究と実践活動の推進を目指しています（下線部は筆者による）。いずれも重要であるものの、それを目にする度に SP の質の高さや要件の厳しさにプレッシャーを感じ、「下手なことはできない」「自分の研究はいずれの要件を満たしているのか」という思いが続き、発表に壁を感じてきました（単なる言い訳です）。もっと気軽に考えるべきだったようです。学会では多様な研究が発表されており、今後もそれを促す体制が整備されつつあります。具体的に述べてみます。

### 1) 多様な発表テーマ

投稿規程から、発表テーマは極めて多岐にわたることがわかります。具体的には、「傷害・事故・自然災害」「関連する活動」等の3領域に整理した場合、例えば「傷害・事故・自然災害」では、転倒、溺水、交通事故、熱中症、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、犯罪被害、自殺、地震、津波、放射線障害が挙げられています。「関連する活動」の場も医療現場、行政、学校、社会など様々です。

### 2) 論文の種類、査読体制、媒体

論文の種類については、投稿の選択肢を増やすべく変更されました。種類は「総説」「原著論文」「短報」「研究報告」「活動報告」であり、投稿規程には各論文の要件が示されています。新設の「研究報告」は、従来の「実践報告」を拡大したもので、原著や短報ほどの独創性は求めないものの、先行研究と類似したり一部改訂されたりした調査研究、小規模研究、実践の研究的分析などが含まれます。従来の「短報」については、原著と同様に独創性が必要ですが、背景や考察は簡潔にまとめることができる形式であり、原著と比べて気軽に投稿できるものです。

また、多様な投稿論文に備えるため、査読委員を増員し査読体制の強化に努めています。査読委員会のご依頼の際にはご快諾をお願いします。

さらに、本号から紙媒体として発刊される予定です。そのための経費は必要ですが、閲覧や活用が促されることを期待しています。

### 3) 発表を支える場の整備

本学会の特長の一つは、学会員の専門や職種が多様であることと捉えています。多くの方々が SP 以外にも専門をお持ちです。学術大会での一般発表、講演やシンポジウム、さらには情報交換会においても、異分野間の質疑応答や意見交換が活発に行われます。素朴

な質問も歓迎されます。このような自由で率直な雰囲気が多様な投稿につながっているように思います。座長や質問者の皆さんは、これと思われる発表に投稿をお勧めください。

発表された SP の論文は自分の専門にもヒントになります。例えばハドン・マトリックスからは強い示唆を受けました<sup>1)</sup>。課題に対して要因と時相をクロスさせて多角的に分析する視点は極めてオーソドックスですが、安全課題や健康課題の要因分析、それを踏まえた対策の検討に有効です。教員研修や授業でもずいぶん活用できます。また、日本スポーツ振興センターの事故事例検索データベースに適用すると、その有効性と限界（事故関連情報の不足）が見えてきます。

専門のアイデアの SP への適用に気づくこともあります。例えば、日本健康教育学会では、健康的な行動を促すための環境整備であるナッジが注目されています<sup>2)</sup>。その有用性から、厚生労働省も推奨、活用を進めています。SP における環境整備は当然の策ですが、ナッジの視点から捉えてみたいと考えています。

以上のように、本学会は、SP 自体の充実・発展の場であるだけでなく、異分野間の交流により新たな視点やアイデアを生み出す機会でもあります。論文投稿、学会発表の場としてご活用ください。

- 1) 今井博之. Injury prevention とは？ 基本的な考え方. セーフティプロモーション—安全・安心を創る科学と実践. 日本セーフティプロモーション学会編. 晃洋書房, 2019, 8-17.
- 2) 濱野強, 新保みさ. ナッジを活用した健康教育・ヘルスプロモーション—本邦における研究の紹介—. 日本健康教育学会誌. 2023; 31(2): 93-98.

【大会長講演】

集合住宅における災害に備えた共助としての活動

衛 藤 隆

東京大学名誉教授

日本セーフティプロモーション学会理事長

Congress Chair Lecture: One of the Examples of Community-Based Disaster Preparedness in the Condominium in the Commuter Town in Japan

Takashi Eto, M.D., Ph.D.

Emeritus Professor, The University of Tokyo

President, The Japanese Society for Safety Promotion

抄録

地震などの自然災害に備え何をすべきか、集合住宅における取組みを例に取り上げ、セーフティプロモーションとしての意味付けを考える。

埼玉県和光市の11棟から成る民間団地の中の1棟における活動を紹介する。対象の1棟は築41年の15階建て鉄筋コンクリート造りで165世帯から成っている。1981年の耐震基準を満たしており、震度6強から7程度の揺れでも倒壊しないことが想定されている。このため、地震時には住民を避難所に誘導せず、自宅における避難生活をするのが想定されている。震度5強の地震で上水道の供給は停止され、排水は禁止される。エレベーターの使用も停止となる。このような事態を予想した日頃からの備えが必要となり、年に1回、棟の住民を対象とした「たて列懇親会」を実施してきた。当初は文字通りの知り合うことを目的とした懇親の場であったが、2023年から防災をテーマとした講義と懇談の形式をとり、震災時の自助や共助についての理解を深める活動を行ってきた。

住民の高齢化が進み、一人暮らし世帯も増え、要支援者の住民もいる。対象の棟では棟委員会の下に防災班と見守り・支え合い班を組織し、年に1回住民対象に支援の必要性や困りごとなどについて質問紙調査を行っている。日頃から住民相互のゆるやかなつながりを形成し、災害時に住民が助け合いながら暮らすことが出来ることを目指している。

科学的根拠に基づく自然災害の理解の促進と、災害時の自助を主体とした取り組みと、それを事前に支援する棟レベル、団地レベル、自治体レベルの取り組みが地域におけるセーフティプロモーションになっているのではないかと考え、紹介した。

キーワード：自然災害、集合住宅、防災活動、自助、共助

Abstract

In many areas of Japan, the probability of large-scale disasters, such as major earthquakes and heavy rainfall, occurring in the near future is considered to be very high. In this lecture, I would like to introduce a disaster preparedness initiative implemented in a condominium located in a commuter town in Saitama Prefecture.

The target building is one of the eleven buildings in a housing complex and contains 165 condominium units. The condominium was built in 1984 and complies with the post-1981 seismic design standards. Therefore, it is expected to withstand an earthquake with a seismic intensity of Upper 6 to 7 on the Japan Meteorological Agency (JMA) seismic intensity scale without collapsing. As a result, most residents are

expected to be able to continue living in their own units after such an earthquake.

On the other hand, if an earthquake with a seismic intensity of Upper 5 occurs in the housing complex, the water supply is expected to be interrupted, and all elevators will stop operating until their safety has been confirmed.

To prepare for such a large-scale earthquake, a meeting has been held annually since 2023 to help residents learn about earthquakes and appropriate actions to take after a disaster. The meeting consists of a lecture followed by a discussion session. It has provided a valuable opportunity for residents to better understand what daily life would be like after a major earthquake.

The number of elderly households in this condominium has been increasing, and there are also several single-person households. To strengthen disaster preparedness, two resident organizations have been established: the Disaster Preparedness Group and the Neighborhood Watch and Support Group. In this lecture, I will outline the activities of these two groups. Disseminating scientifically based knowledge about natural disasters to residents and promoting self-help and mutual assistance among residents may serve as a model for community-based safety promotion activities in preparation for natural disasters.

Key Words: Natural Disaster, Condominium, Disaster Preparedness, Self-Help, Mutual Assistance

## 序論

大会長講演として「集合住宅における災害に備えた共助としての活動」について自らの経験を元にお話ししたい。日本全国の主として都市部に建設されたマンションのような集合住宅において地震等の大規模災害が起こった場合に住民同士でどのような助け合う活動が可能なのか、そのためには日頃からどのような準備をしておく必要があるのかを考えてみたいと思う。

スウェーデンを源として発達してきたセーフティプロモーションの中では必ずしも十分論じられてこなかった防災との関係について考えるにあたり、日本における自然災害の経験を踏まえ、考慮すべき論点を考えてみたい。近未来を見据えると、日本の様々な地域で、近い将来に大規模な地震災害に見舞われる確率が高いことが予想されている。

さらに、これまでに地震や豪雨災害などの自然災害により人々の安全が脅かされてきた事実がある。このような経験を踏まえ、これらの自然災害に備えるために人々はどのような取り組みをすべきなのかについて考えを深めておく必要がある。そこで、鉄筋コンクリート造りの集合住宅に居住する人々を対象とした取り組みを例に取り上げ、セーフティプロモーションとしての意味付けを考えてみたい。

## 1. 日本における今後の大規模地震の予測

政府の中央防災会議が対象としている大規模地震としては海溝型地震が3つ、直下地震が2つ取り上げられている<sup>1)</sup>。大規模地震としては、発生確率や切迫性が高く、経済や社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震が想定されている。首都圏では相模トラフ沿いの南関東における M7程度の首都直下地震が30年以内に発生する確率は70%程度であるといわれている。また、南海トラフで発生する M8から M9クラスの地震は30年以内に発生する確率は8%程度といわれている。(図1)

## 2. 対象とした集合住宅

集合住宅における防災を考えるにあたり、演者自身が経験した例を紹介しながら進めてみたい。

埼玉県南部、東京都に接する人口約8万4千人の和光市の11棟から成る民間団地の中の1棟における取り組みを例として取り上げる。管理組合役員を中心に取組まれてきた防災を目途とした住民への啓発活動について紹介する。対象となる集合住宅の1棟は築41年を経過した15階建て鉄筋コンクリート造りの建物で、165世帯で構成されている。

団地の中で住民を主体とする組織としては、施設や財産の管理を主たる目的とする管理組合と、住民の親睦を目的とする自治会があり、各棟においても

管理組合棟委員会と棟自治会が組織されている。棟には消防法に定められた自衛消防班が組織され、毎年度選ばれる管理組合役員と自治会役員から構成さ

れている。これとは別にこの棟では独自に防災班と見守り・支え合い班が設置され活動している。(図2)

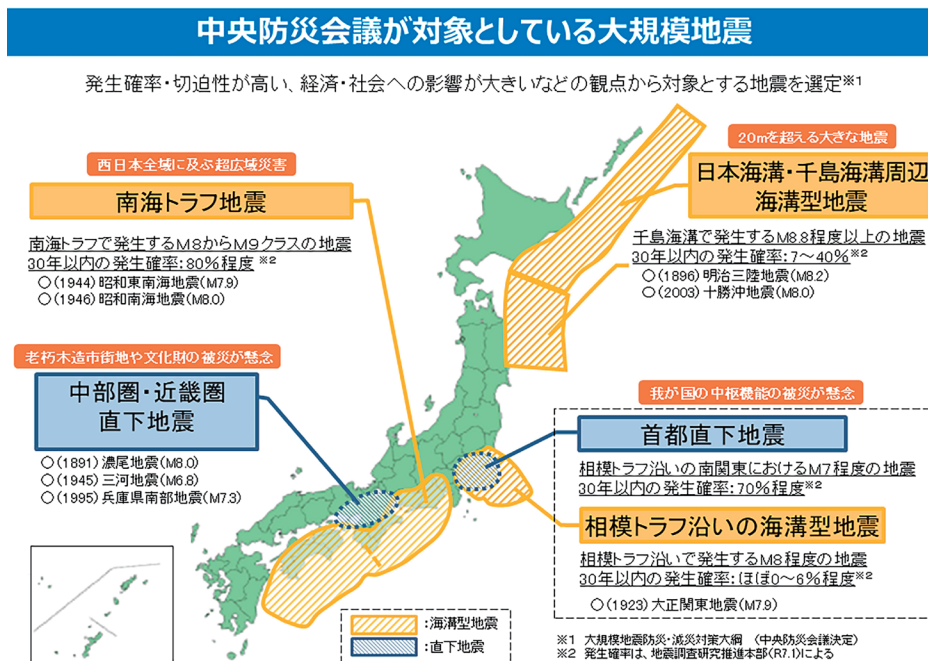


図1 日本列島で予想される大規模地震<sup>1)</sup>

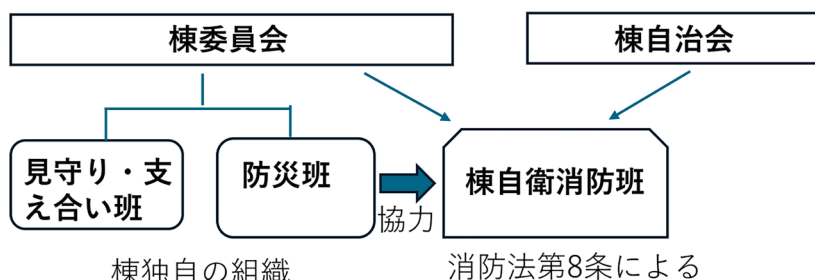
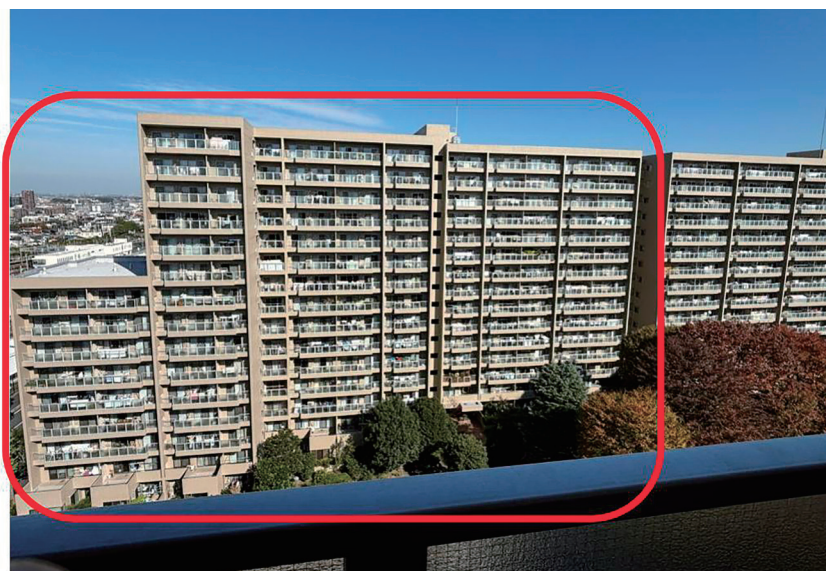


図2 防災と安全・安心にかかわる棟の組織

### 3. 対象集合住宅における防災を 主要目途とした活動

#### 1) 防災班

この棟独自で結成した防災班の組織と年間計画について紹介する。

防災班はこの棟の管理組合、自治会の役員を経験した人々が主体となった有志により構成されている。

主な年度計画としては順に、年度訓練計画、班員募集、防災備品点検、図上訓練（年2～3回程度）、団地防災・消防訓練準備、団地防災・消防訓練（10月）、自衛消防班と共同して行う防災訓練などである。

自衛消防班は抽選等で指名された管理組合と自治会の役員から構成される素人の集団である。これと同じ棟に居住する住民ではあるが、一定程度の訓練を積んだ防災班が協力する形をとっている。

防災班の主な活動は概ね以下の通りである。

- ① 約2ヵ月毎の会議・訓練
- ② 防災・消防訓練における棟自衛消防班への助言・サポート
- ③ たて列懇親会等での棟住民への啓発活動
- ④ 図上訓練による「自助」が必要な具体例の理解、「共助」で出来ること・出来ないことの理解
- ⑤ ポータブル発電機、担架等の操作訓練
- ⑥ 雪かき

#### 2) 見守り・支え合い班

もう一つのこの棟独自の見守り・支え合い班の組織と活動について紹介する。

この班も管理組合、自治会の役員経験者を中心とし、その他趣旨に賛同する有志により構成されている。

主な年度計画（2024年度）は以下の通りであった。

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 6月  | 会議（顔合わせ、年度計画、棟内情報共有）    |
| 7月  | 会議（たて列懇親会準備）            |
| 9月  | たて列懇親会（3回に分けて実施）        |
| 10月 | たて列懇親会の振り返り、団地防災・消防訓練準備 |
| 12月 | 会議（棟内情報共有）              |
| 2月  | 会議（年度まとめ、棟内情報共有）        |

見守り・支え合い班での情報共有は以下のようにして行っている。

市の避難行動要支援者に申請し登録されている居住者に加え、棟独自に調査したアンケート調査により「一人で避難できない」等「お手伝い」を必要としているかどうかを把握している居住者または世帯について情報共有している。

回収したアンケート調査は個人情報を含むので棟委員長が保管することとしている。また、会議では文書による記録は残さず、個人情報の漏れや飛散を防止するように努めている。

この市の避難行動要支援者登録制度とは「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿を作成し、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するための制度と定義されている。あくまでも本人または家族の自由意志に基づく申請であり、毎年度、市より団地管理組合に情報開示され、各棟委員長が把握している。

次に、棟独自の行事として開催しているたて列懇親会について説明する。

当初は文字通りの知り合うことを目的とした懇親の場として開かれ、自己紹介から身近な話題（例えば大規模修繕等）へと話題が発展したことがあった。2023年から防災をテーマとした講義と懇談の形式を取り、震災時の自助や共助についての理解を深める活動を行ってきた。

2024年度に実施されたたて列懇親会の式次第を（図3）としてお示しする。

講義の骨子は以下の通りである。

- ・大規模地震は必ず来るつもりで備える。
- ・この建物は1981年の耐震基準を満たしており、震度6強から7程度の揺れでも倒壊しないことが想定されている。
- ・大規模地震の際には避難所ではなく自宅で避難生活を送ることになる可能性が高い。
- ・震度5弱以上の地震で災害対策本部が設置され、上水道の供給は停止され、排水は禁止される。（トイレは流せない）
- ・エレベーターの使用も停止。
- ・日頃から飲料水、食料、排泄物処理対策、ごみの

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 2024年〇月〇日（土）                              |    |
| <u>○棟たて列懇親会の式次第（第Ⅰ組）</u>                  |    |
| 13:30 開会挨拶：〇〇棟委員長                         |    |
| 13:35～15:00 講義：〇〇前棟委員長（W市 BOSAI まちづくり伝道師） |    |
| うち 14:45～15:00 に理解度確認テスト                  |    |
| <休憩 15分程度>                                |    |
| 15:00～15:15                               |    |
| 理解度確認テストの解説                               |    |
| 15:15～16:00                               |    |
| A～Cの各グループ内で意見交換・懇談                        |    |
| 16:00 閉会の辞：〇〇棟委員長                         |    |
|                                           | 以上 |
| 2024. 9H棟たて列懇親会                           |    |

図3 たて列懇親会の式次第（2024年度）

保管対策等の備えが必要となる。特に食料のローリングストックと排泄物の生ゴミとしての防臭を施した保管

- ・公助（自衛隊の派遣等）は1週間近くかかるかもしれない。

講義は、市危機管理室が毎年度更新し発行する「防災ガイド&ハザードマップ」と団地管理組合防災対策本部による「震災時行動マニュアル」を教材として BOSAI まちづくり伝道師の認定を受けた棟居住者の一人の講師が解説した。これらの資料は住民各戸には事前に配布されている。

BOSAI まちづくり伝道師は市の全5日間の養成講座を受講し認定される。

当日の進行については以下のような順に行われた。  
開会→1時間10分の講義→理解度確認テストに記入  
15分→15分の休憩→15分間の理解度確認テストの解説→45分間のグループ別意見交換・懇談→閉会  
総計2時間30分

家具の転倒防止対策としては資料を元に以下のものがあることが示された。

- ・家具の転倒防止
- ・その他の家の中の地震対策
- ・あわせワザで手軽にできる家具転倒防止
- ・ガラスの飛散防止対策
- ・今すぐできる転倒防止対策

自宅で避難生活を送る上で便利な用品を以下のよ

うに例示し、説明された。

- ・家に置いておくもの
- ・赤ちゃんのいる家庭に必要なもの
- ・高齢者のいる家庭に必要なもの
- ・ペットがいる家庭に必要なもの
- ・感染症対策グッズ

災害後1週間程度を乗り切るための食糧備蓄について資料を元に以下のような点が説明された。

- ・1週間を乗り切る知恵
- ・「美味しいもの」も備蓄
- ・おすすめの非常食
- ・ストックしておく飲料水
- ・ローリングストックのやり方
- ・水がない時に役立つキッチングッズ

災害時のトイレはどうなるかについて説明がなされた。

- ・災害時には水は使えず・流せず
- ・便器は使える→携帯トイレを組み込んだり、ゴミ袋と新聞紙をセットしたりして使用。生ゴミとして臭い対策をした上で保管。
- ・携帯トイレを選ぶコツ・使うコツ
- ・備えておく携帯トイレの量
- ・使用済み携帯トイレの処理方法
- ・身の回り品でつくる緊急用トイレ
- ・備えておく携帯トイレグッズ

2024年度の「たて列懇親会」について事後の話し合いにて以下のようにまとめられた。

- ・9月の日曜日と祝日から3回に分けて実施。講義内容は同一。
- ・165世帯から61名の参加を得た。1世帯から複数名参加も少数あったが、概ね36%程度の参加率。
- ・住民が学んだ内容としては、震度5弱以上の地震を想定した団地の防災対策、棟の自助・共助の体制、地震発生時の居住者のとるべき行動など。

当日の参加者の声についてアンケートを元に以下のようにまとめた。

- ・大変有意義な会だった。防災についての「講義+テスト+懇談+発表」という流れは新鮮で好企画であったと思う。
- ・自分の住んでいるところは大丈夫だという根拠のない楽観は捨て、真剣に備えておこうと覚悟が決まった。
- ・当団地では震度5弱でトイレ、風呂、台所の排水が禁止となることを知って驚いた。配管が壊れて

階下に汚水漏れが発生するのを防ぐためであることを認識した。

- ・大震災に対する備えを具体的なモノと量を数字で教わった。
- ・ローリングストックのことをこれまでよく知らなかった。さっそく取り組みたい。
- ・マンホールトイレは使えないことを知った。十分な量の簡易トイレの備蓄が必要なことを認識した。
- ・一人暮らしだから部屋を整理して空き部屋を作り、緊急地震速報が鳴った時の避難部屋としたい。
- ・災害伝言ダイヤル171の解説があったが、実演があるとなおよかった。外出先や地下鉄車内で遭遇した場合についても勉強したい。
- ・防災に関する知識はいくらあっても損にはならないので、繰り返し住民に対し意識付けすることが大切かと思う。

- ・懇談の時間をもう少し長くとっていただけたらよかったと思う。

受講後の行動例として、被災生活時の汚物等生ゴミ収納用ボックスの設置があげられる。ふだんは園芸用品を収納しているが災害時には急遽転用する。

この棟に從來からあった災害時への備えは以下のようなものがある。

備品としては、エレベーター内の防災キャビネット（簡易トイレ、非常用飲料水、保存食、懐中電灯、ホイッスルなど）、エントランスホールに設置された消火器など。また、団地内 AED 設置場所の表示がエントランスホール掲示板に貼られている。

その他の安全・安心のための取り組みとしては以下のようなものがある。

階段には当初、手すりはついていなかった。住民の希望により特定箇所への手すりの設置希望が出された際に、棟委員会にて討議の上、すべての階段に手すりを設置した。15階建ての内、エレベーター停止階は5、8、11、14階のみであり、停止しない階に行くには階段の利用が必須である。2000年頃の時点で住民の高齢化の見込みが予想される中、セーフティプロモーションの観点から全階段設置を提案し認められた。

本講演の演題「集合住宅における災害に備えた共助としての活動」を生成 AI サービス（Microsoft Copilot）に投入するとどのような結果がでるか試してみたところ次の3点が示された。

- ①情報共有と避難経路確認：住民同士で災害時の情報を共有し、避難経路を事前に確認することが安全確保に直結する。
- ②防災訓練と備蓄品管理：防災訓練や備蓄品の共同管理により、非常時に迅速かつ効率的な対応が可能になる。
- ③助け合いネットワーク構築：助け合いのネットワークを整備することで、弱者支援や安全体制の強化につながる。

AIの助言内容を受けてどう考えるかについて検討してみた。

#### ①情報共有と避難経路確認

情報共有についてはたて列懇親会や防災・消防訓練を通じ実施してきたが、更に充実させる方策を考える意義がある。避難経路確認については、防災・消防訓練にて体験や考える機会を提供してきたが、十分ではなかった。個々の住戸で複数の避難経路を具体的に検討し実行に移せるように呼びかける意義がある。

#### ②防災訓練と備蓄品管理

年度1回の防災・消防訓練を実施し、自衛消防班の班長である棟委員長が年度はじめに備蓄品の管理状況を把握している。

#### ③助け合いネットワーク構築

見守り・支え合い班の活動を通じた情報共有や防災班の図上訓練により、災害時の要支援者等への援助等についてさらに検討を進める必要がある。

- 4) 年度1回開催のたて列懇親会にて2023年度より防災をテーマとした勉強会の要素を取り入れ、防災にかかわる自助と共助に重点を置いた講義を住民の一人の方に講師となることをお願いし、実施してきた。
- 5) 市の危機管理室が作成した科学的根拠に基づくテキストと団地防災対策本部が中心となって作成した震災時行動マニュアルを教材とした講義を、住民による自主的な活動として協力しあって進めてきたことは集合住宅におけるセーフティプロモーション活動であると解釈することが可能である。

## 文 献

- 1) 内閣府「防災情報のページ」<<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/jishin.html>> (2026年7月24日閲覧)

## 4. 総括

- 1) 近い将来に大規模な地震災害に見舞われる確率が高い。
- 2) 1981年の耐震基準を満たしている鉄筋コンクリート製集合住宅において大規模地震の際には避難所ではなく自宅で避難生活を送ることになる可能性が高い。
- 3) 大規模地震時に即時に防災行動をとることを可能にする防災班と高年齢や健康を損ねている等のため、日常生活に不便を感じながら生活している住民が災害時に安全を確保でき安心できるようにするため、プライバシーに配慮した上で情報収集を行い、緩やかな住民同士のつながりを維持することを目指した見守り・支え合い班を棟独自組織として作り活動している。

## 【特別講演】

### 『聞き書きマップ』の活用と市民生活

原 田 豊

立正大学データサイエンス研究所

### The Use of the “Kiki-gaki Map” and Its Impact on Community Life

Yutaka Harada

Institute of Data Science, Rissho University

#### 和文抄録

先行研究で開発した簡便な地図づくりソフトウェア『聞き書きマップ』を地域に根差した市民自身による取り組みの現場に実装することを目的とし、(1) スマートフォン版と「QGIS プラグイン版」の開発、(2) 実践の現場での試験運用と改良、(3) 音声自動認識機能と多言語・多地域対応機能の実装を行った。オープンソースの汎用 GIS を『聞き書きマップ』の新たな GIS エンジンに採用したことで、エンドユーザばかりでなく開発者にとっても無償で持続可能な現場向けソフトウェア開発の見通しが得られるとともに、日本国内のみならず海外のユーザにもその成果を届けられる可能性が開けた。また、自治会活動の現場での運用を通じて、自治会が管理する消火器の紛失などの重大な潜在的リスクの発見と迅速な解消が実現し、市民主体の地域安全活動に『聞き書きマップ』が直接的な貢献を果たしうることが実証された。これらの経験を踏まえて『聞き書きマップ』をさらにブラッシュアップし、あらゆる現場で安定して稼働する「実用品」として広く公開することが今後の課題である。

キーワード：地図づくり、『聞き書きマップ』、オープンソース、自治会、問題解決

#### Abstract

With the aim of implementing “Kiki-gaki Map” — a simple map-making software developed in previous research — into community-based initiatives led by local residents, we carried out the following: (1) development of a smartphone version and a “QGIS plugin” version; (2) pilot testing and refinement in real-world settings; and (3) implementation of automatic speech recognition and multilingual/multi-regional support. By adopting an open-source, general-purpose GIS as the new GIS engine for “Kiki-gaki Map,” we have not only created a sustainable model for field-oriented software development that is free of charge for both end users and developers but also opened up the possibility of delivering these results to users not only in Japan but also overseas. Furthermore, through its use in neighborhood association activities, the system enabled the detection and rapid resolution of serious potential risks — such as the loss of fire extinguishers managed by these associations — demonstrating that “Kiki-gaki Map” can make a direct contribution to citizen-led community safety initiatives. Based on these experiences, our future challenge is to further refine “Kiki-gaki Map” and release it widely as a “practical tool” capable of stable operation in any field setting.

Keywords : Map-making, “Kiki-gaki Map,” Open Source, Neighborhood Associations, Problem-solving

## I. 序論

『聞き書きマップ』は、われわれが先行研究で開発した、位置情報と写真データ・音声データを同時に記録する簡便な地図づくりソフトウェアである（原田ほか 2011）。当初は地域の自主防犯ボランティアなどの活動の支援を目的に作成したものであるが、その後、小学校での安全教育などへの応用も進めてきた（原田 2018）。本報告では、現時点までの『聞き書きマップ』の改良状況と市民主体の活動への応用事例について紹介し、今日の情報技術を草の根の市民生活の現場に「実装」することの意義と課題について論ずる。

## II. 方法

### 1. スマートフォン版と「QGISプラグイン版」の開発

初期の『聞き書きマップ』は、現場のユーザへの経済的負担を最小限に抑えるため、市販の安価なデジタルカメラ・GPS 受信機・IC レコーダーの3つを組み合わせる方式を採用していた。しかし、この方式では、3つの機材で記録された写真・GPS・音声のデータを時刻で同期させる手順が煩瑣であり、これらのデータを1台の端末で同時に記録できるスマートフォン版の開発が待たれていた。

また、パソコン版の『聞き書きマップ』は、そのGIS エンジンであった“ArcGIS Explorer”が、開発元である米国 ESRI 社の方針変更により、2017年秋にサポート打ち切りとなったため、無料で使用できる他の GIS エンジンへの切り換えが急務となっていた。

これらの問題に対処するため、(1) スマートフォン版の『聞き書きマップ』アプリの開発、(2) オープンソースの汎用 GIS である“QGIS”（QGIS Development Team, 2026）をエンジンとする新たなパソコン用アプリの開発を、それぞれ実施することとした（図1）。

### 2. 実践の現場での試験運用と改良

原田はかつて、「日々の実践の現場は、きわめて多忙であるとともに、多種多様な制約に縛られており、そうした状況といかに『折り合い』をつけるかが、研究成果の『社会実装』に必須の課題となる。」と指摘した（原田 2018, p.4）。今回の開発にあたって、この基本認識のもとに、開発の初期の段階から、C 県 Y 市内の小学校での通学路の安全点検活動（原田 2022）や、S 県 N 町でのスクールバス導入の検討委員会の活動（原田 2023b）などの現場での試験運用を実施し、そのなかで得られた知見を踏まえた改良を続けてきた。



図1 スマートフォン版・QGIS プラグイン版の開発

現在は、原田の自宅の地元自治会であるC県N市のH自治会を主要なフィールドとして、自分自身が現場の一員となる形で、『聞き書きマップ』を「現場で鍛え、現場で育てる」取り組みを進めている。本稿では、同自治会で実施した最近の取り組みから、(1) 自主防犯パトロール隊の活動地図の作成、(2) 「地番図」を活用した班長地図などの更新<sup>1)</sup>、の2点について述べる。それぞれの具体的な実施方法は以下のとおりである。

### (1) 自主防犯パトロール隊の活動地図の作成

同自治会では、2023年11月に自主防犯パトロール隊を結成したことを機に、2～3カ月に1回のペースで自治会区域内の安全点検パトロールを実施している(図2)。このパトロールを毎回『聞き書きマップ』で記録し、その要約を「安全点検パトロール結果地図」として参加者に配布する取り組みを続けている。また、2024年12月ころからは、自治会予算で購入し自治会区域内の各所に設置している消火器の現状点検を、このパトロールの一環として実施している。



図2 自主防犯パトロール隊の活動の様子  
(2023年12月24日)

### (2) 「地番図」を活用した班長地図などの更新

同自治会は区域の面積が約0.36km<sup>2</sup>、会員世帯数が約600世帯であり、これらの世帯が76の班に分かれる形で活動を行っている。このため、自治会から各世帯に配布する文書などは、文書配布担当役員(1人)・文書配布係(5人)が分担して各班の班長宅に届け、班長が班内の世帯に届けるという手順が必要で、以前から「班長さんの自宅の所在地が一目でわかる地図が欲しい。」との要望が出されていた。

しかし、文書配布係も班長もおおむね1年ごとに交代するため、そのたびに「班長地図」を作り直すためには、少なからぬ労力が必要であった。

この状況を抜本的に改善するため、N市が作成している「地番図」のデータを用いて、「アドレスマッチング」という手法により、班長さんの自宅住所の文字列から地図上の地点を判定することを試みた。

N市の担当者に問い合わせたところ、「公文書開示請求」手続きによりデータを供与できるとのことであったため、2025年11月28日に請求を行った結果、同年12月9日付けで「令和7年度地番図 shape データ及び地番現況図データ定義書」の開示が決定され、あらかじめ市役所に持参したCD-ROMにこれらを複写する形で供与を受けることができた。この中に含まれている shape 形式のデータの一覧を図3に示す。

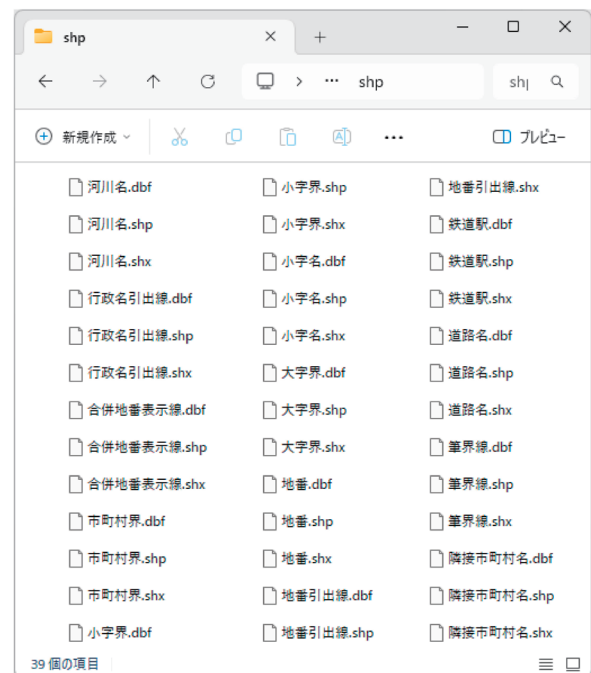


図3 地番図データに含まれるファイルの一覧  
(2025年12月9日供与)

アドレスマッチングの作業にあたっては、上記データのうち「地番」の shape ファイルを用い、その「地番」フィールドの内容を、自治会で作成している班長名簿の住所文字列と突合することにより、班長宅に対応する地図上の地点を判定した。

### 3. 音声自動認識機能と多言語・多地域対応機能の実装

さまざまな現場での実地運用と並行して、QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』に新たな機能を実装する取り組みも進めている。本稿では、(1) 音声自動認識機能、(2) 多言語・多地域対応機能について述べる。

#### (1) 音声自動認識機能

『聞き書きマップ』は、元来、屋外での活動を記録するために使うものであるから、これにより録音された音声データには、屋外の多種多様な雑音が含まれている。そのため、「音声の自動認識ができないのか」との要望は以前からいただいていたものの、実用に耐える音声自動認識機能の実装は難しいのではないかと考えていた。しかし、2022年秋に OpenAI 社から公開された音声自動認識エンジン “Whisper” (Radford, et al 2022) が、こうした屋外の雑音に対する頑健性が高いとの評判を聞き、これによる音声自動認識機能の実装に取り組んできた (原田 2023a)。

具体的には、2023年3月に公開された “Whisper API”<sup>2)</sup> を利用し、『聞き書きマップ』で記録した音声を、必要に応じて適宜分割・圧縮した後に Whisper に送信し、Whisper によって自動認識した結果を「SRT 形式」という発話の時刻情報を持つテキストとして受信して、再接合などの処理を行うプログラムを作成した。本稿執筆時点までに、(a) 音声データ全体を SRT 形式のテキストにして『聞き書きマップ』上で音声と連動して表示されるようにする方式、(b) 音声データから写真の撮影時刻前後の部分だけを切り出して『聞き書きマップ』の操作画面の「メモ欄」に表示されるようにする方式、(c) 2台のワイヤレスマイクでステレオ録音の左右のチャンネルに分離録音した2人の話者の音声をそれぞれ独立に音声認識する方式 (原田 2026) の3種類の実装を試みている。

#### (2) 多言語・多地域対応機能

『聞き書きマップ』で記録される位置情報・写真画像は、基本的に万国共通な形式のデータである。また、音声データも、どの言語で語られたものかを問わず、データ形式自体は万国共通である。このため、「日本語以外でも『聞き書きマップ』が使える

ようにならないか？」との要望が以前から寄せられていた。

QGIS プラグイン版の『聞き書きマップ』の開発を進めるなかで、この QGIS 自体に、多言語対応化を支援する “Qt Linguist” というユーティリティ・プログラムが含まれていることが判明した。そこで、これを活用して、『聞き書きマップ』の画面表示をすべて英語表記にすることを試みた。あわせて、日本国外で使用した場合に生じる、国内との時差の問題を自動補正する機能も実装した (原田ほか 2024)。

スマートフォン版『聞き書きマップ』については、本稿執筆時点で、Android 版に英語版の機能を試験実装中である。

これらを用いて、海外の学会などに参加した機会に、現地で実際にデータを記録することにより、開発した機能の検証を実施した。

## Ⅲ. 結果

### 1. スマートフォン版と「QGISプラグイン版」の開発

#### (1) スマートフォン版『聞き書きマップ』アプリの開発

以前から旧版 (ArcGIS Explorer 版) の『聞き書きマップ』のダウンロードサイト ([http://www.skre.jp/KGM\\_3100\\_top/KGM\\_top.html](http://www.skre.jp/KGM_3100_top/KGM_top.html)) などの運用を委託してきた HCC ソフト株式会社 (<https://hcc-soft.com/>) に委託し、2017年から2018年にかけて、Android 版・iPhone 版を順次開発し、それぞれアプリストアで無償公開した<sup>3)</sup> (原田 2020)。これにより、フィールドワークなどの現地で『聞き書きマップ』のデータを記録するための持ち歩き用機材がスマートフォン1台ですむようになると同時に、GPS データ・写真データ・音声データの3つを時刻で同期する処理が自動で実施できるようになった。現在では、これらのスマートフォンによってデータを記録することが、『聞き書きマップ』の標準的な運用方法になっている。

#### (2) QGISプラグイン版『聞き書きマップ』の開発

以前の ArcGIS Explorer 版『聞き書きマップ』はソフトウェア会社に開発を委託していたが、QGIS プラグイン版への全面移行を機に、Python 言語によりすべてを自作することとした。2021

年春に開発に着手し、同年秋ころまでに、従来の ArcGIS Explorer 版とおおむね同等の機能の実装を行った（原田 2021）。

『聞き書きマップ』の GIS エンジン従来 ArcGIS Explorer から QGIS に変更したことにより、『聞き書きマップ』で記録したデータを、そのまま QGIS のデータとして処理することが可能になった。これにより、QGIS 本体に備わっている汎用 GIS としての高度な機能を駆使して、縮尺表示や凡例などを含むわかりやすい地図を作成したり、オーバーレイ分析や空間検索などの地理空間データ分析を実施したりすることができるようになった。その一例として、N 市 H 自治会で管理している消火器の所在地のデータと会員世帯のデータとをオーバーレイ（重ね合わせ）し、それぞれの消火器から 30m の範囲内にある世帯を空間検索によって選択した地図を図 4 に示す。

## 2. 実践の現場での試験運用と改良

### （1）自主防犯パトロール隊の活動地図の作成

自主防犯パトロール隊の活動に『聞き書きマップ』を応用したことによる成果の具体例としては、2025年1月19日に実施したパトロールのなかで、自

治会が管理している約60台の消火器のうち1台の紛失が判明した事案が挙げられる。

同日のパトロールでは、前年の年末パトロール（2024年12月21日に実施）に引き続き、消火器の現状点検を前回とは別のコースで実施した。前回の点検で消火器が収納されているケースの扉が開きにくいものが多数見つかったためもあり、1つ1つ収納ケースの扉を開けて確認していたところ、台帳番号第48番の消火器の収納ケースの中が空であることが判明した。

この事態を受けて自治会長が消火器の設置業者と交渉した結果、紛失判明から約1か月後の2月18日に、新品の消火器を再設置することができた。地域の市民生活にとっての潜在的脅威の早期発見と速やかな対策実施が実現したわけである。

本件を含む自主防犯パトロール隊の活動の成果の一端を、地域の「問題解決マップ」（原田 2017, p.138-142）として「見える化」した地図の例を図 5 に示す。

### （2）「地番図」を活用した班長地図などの更新

N 市の「地番図」を用いて、班長名簿に記載された住所文字列のアドレスマッチングによって作成し

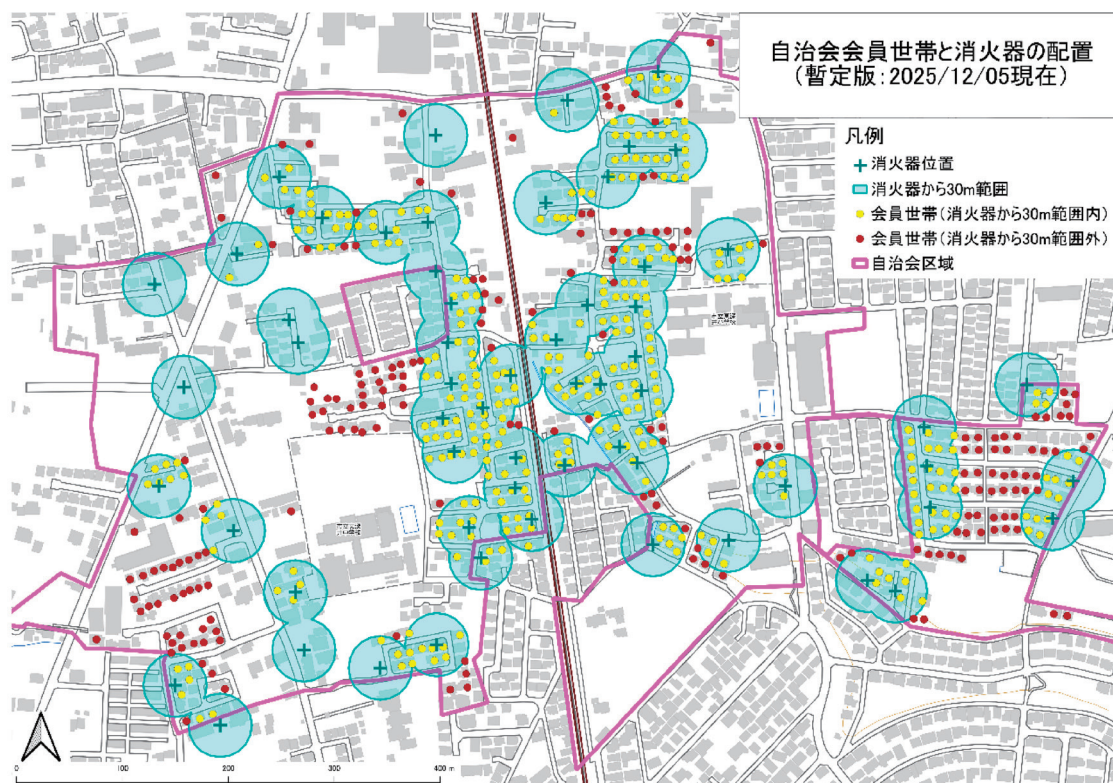


図4 消火器から30m の範囲内にある会員世帯の空間検索結果

た班長地図の例を図6に示す。本稿執筆時点で最新の班長地図は2026年5月20日現在の名簿に基づいて5月22日に作成したものであり、その作業に要した時

間は、手元の作業記録によれば約1時間40分であった。

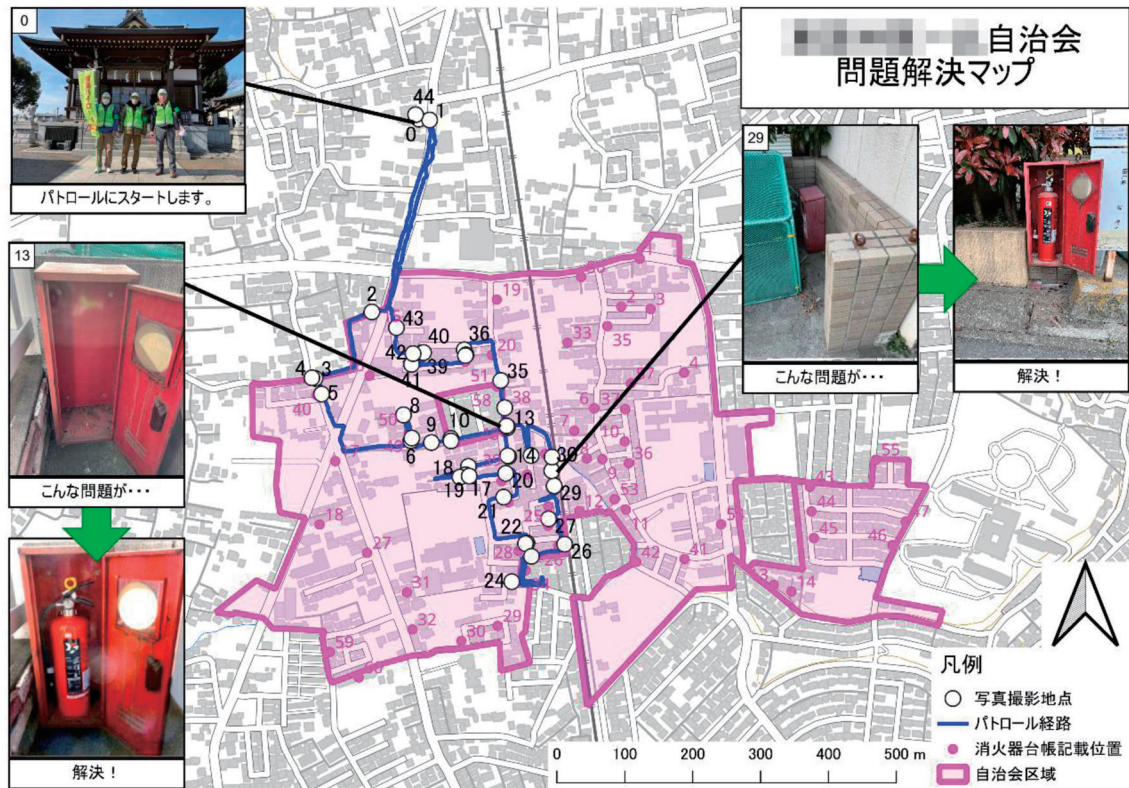


図5 N市H自治会の「問題解決マップ」の例

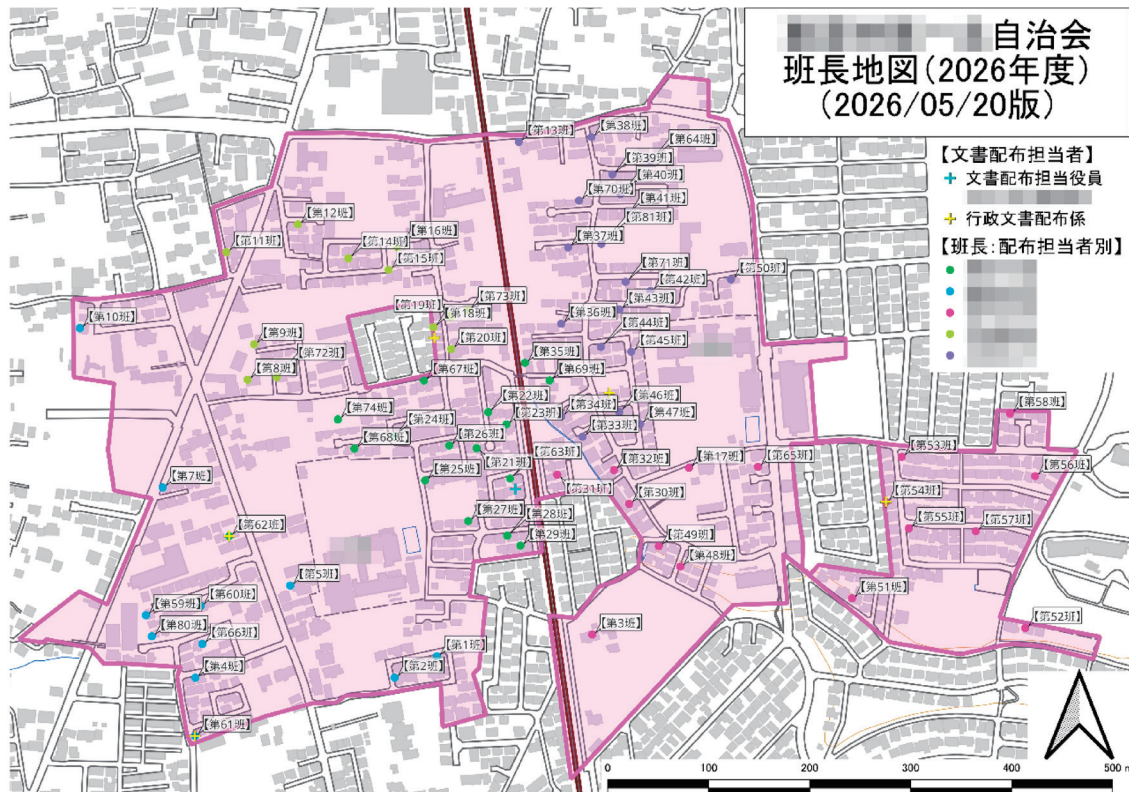


図6 「地番図」データにより更新した班長地図

一方、この「班長地図」を最初に作成した2025年度には、株式会社ゼンリンが提供するオンライン地図サービス「いつも NAVI」(<https://www.its-mo.com/>) から購入した住宅地図データを印刷し、班長名簿に記載された76の班の班長の自宅所在地を目視によって特定していたため、地図データの購入から QGIS による班長地図の作成までに、手元の作業記録で約10時間5分を要した。これと比較して、地番図を用いた場合には、単純計算で約83%の時間短縮効果が得られたことになる。

### 3. 音声自動認識機能と多言語・多地域対応機能の実装

#### (1) 音声自動認識機能

Whisper API を用いて『聞き書きマップ』の音声を自動認識し、これにより得られたテキストを『聞き書きマップ』のメモ欄に表示した例を図7に示す。現状では、屋外で録音した音声の自動認識結果には少なからぬ数の誤認識が含まれているが、『聞き書きマップ』の操作画面に配置された「もう一度聞く」「3秒戻す」「3秒進める」などのボタンを用いて元の音声を再生することにより、誤認識箇所を容易に特定し、必要に応じてメモ欄のテキストを修正することができる。つまり、『聞き書きマップ』の名称の由来でもある「聞き書き」作業のいわば「下書き」をコンピュータが行い、ユーザは

それを「清書」という形の役割分担が可能になったわけである。

#### (2) 多言語・多地域対応機能

多言語対応化の手始めとして、“Qt Linguist”を用いた英語版を作成し、QGIS 本体の言語・地域設定と連動する形で『聞き書きマップ』の操作画面の表示が英語などに切り替わることを確認した。あわせて、アメリカ犯罪学会に参加するため渡米した機会に、米国内の複数の地点でスマートフォン版『聞き書きマップ』でデータを記録し、これらを QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』(英語版)に読み込んで、米国内各地と日本標準時との時差が自動補正されていることを確認した。これらの検証結果のうち、2023年11月19日にペンシルベニア州フィラデルフィア市で、大会会場からフィラデルフィア国際空港へ向かうタクシーの車中でデータを記録し、英語版の『聞き書きマップ』で表示した例を図8に示す。QGIS 本体の画面と『聞き書きマップ』の操作画面とがともに英語表記となっているとともに、フィラデルフィア市(米国東部標準時：冬時間)と日本標準時との時差(マイナス14時間)にかかわらず、移動経路や写真の撮影地点が正しく地図上に表示されていることがわかる。

## IV. 考察

以上の結果は、パソコン版『聞き書きマップ』の GIS エンジンに ArcGIS Explorer からオープンソースの QGIS に変更したことが一つの転機となって、学術的な研究開発の成果を草の根の市民生活の現場に「実装」というわれわれの大目標が、実行可能な個別の小目標の集積または連鎖として、具体的な姿を取り始めたことを示していると思われる。誰もが無償で使用でき、特定の営利企業の経営判断に左右されないオープンソースのソフトウェアを基盤とし、そのプラグインとしての開発を自力で実施することにより、『聞き書きマップ』は、開発当初の目標であった「エンドユーザには無償で」届けることに加え、「開発側にとっても無償で」改良し続けられる、真に「持続可能な」ソフトウェアへと成長したと言える。

また、自らがその一員である地元自治会の活動のなかで『聞き書きマップ』や QGIS を試験運用することにより、文字どおり「当事者目線」でこれら



図7 音声自動認識結果を「メモ欄」に表示した例

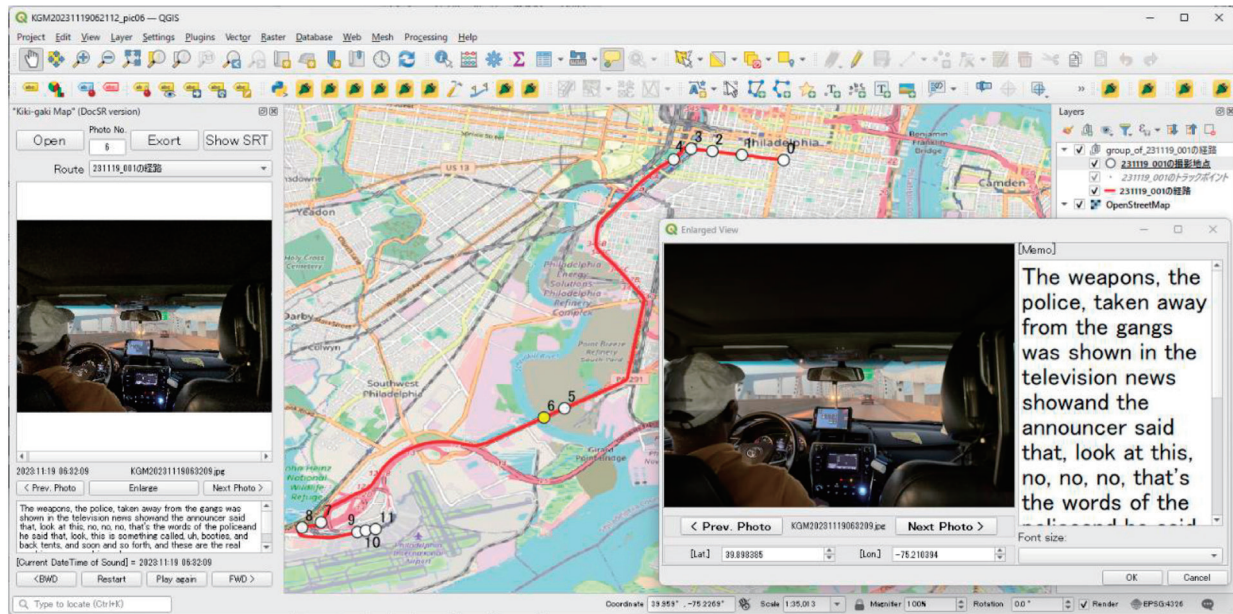


図8 英語版『聞き書きマップ』の国外での動作確認結果の例

のツールの効用や課題を吟味することが可能になった。その意義を端的に物語る事例が、前述の「班長地図」の作成と改良である。自治会の常任委員の一人として他のメンバーと活動を共にすることがなければ、単に班長さんたちの自宅の所在地を示しただけの地図が、自治会活動の円滑な遂行のためにこれほど役立ち、多くの関係者に喜ばれるものだとはいえず、とうてい思い及ばなかったであろう。さらに、既存の住宅地図から目視で班長さんの自宅を探す作業を体験していなければ、N市から供与された「地番図」による省力化のインパクトを実感することも難しかったかもしれない。

「地図は一回作れば終わりというものではない」ということは、以前から常々思っていたことである。しかし、自治会の「班長地図」を自作したことで、「地図を作るなら、最初から更新の方策を織り込む必要がある」と強く思うようになった。自治会などの活動の基盤となる地図は、手間やお金をかけずに更新し続けられるものでなければ、結局は地域の現状と乖離した無意味なものになってしまう。N市が作成している「地番図」が入手できたことは、この意味で、われわれの地元自治会にとっても、地図づくり担当者としての自分自身にとっても、きわめて大きな意義をもつものである。

『聞き書きマップ』への音声自動認識機能の実装や多言語・多地域対応化などの取り組みは、上記の

成果を踏まえて、今後の『聞き書きマップ』の一層の有用性の向上とユーザの世界規模での拡大に資するものだと考えられる。ただし、「現場で使えるツールにとって、オーバースペックは禁物」という警句は、『聞き書きマップ』の開発当初から、われわれが常に意識してきたことである。研究者として面白い・やってみたいことと、実践の現場で真に求められていることとは、しばしば別物である。このことを忘れず、現場の身の丈に合ったツールをどう提供できるかを、さらに探求したいと考えている。

## V. 結論

パソコン版『聞き書きマップ』を最初に公開した2011年から、まもなく15年になる。この間のさまざまな紆余曲折を顧みると、われわれが目指してきた研究成果の「社会実装」という課題が、一筋縄では行かない大仕事であることを、あらためて感じざるを得ない。

その一方で、今日の情報技術の世界的トレンドである「オープンソース」・「オープンデータ」化への流れは、『聞き書きマップ』のような草の根の現場向けの情報ツールにとって、まさに福音であると思われる。このトレンドの成果を貪欲に取り入れ、自分たちのめざすツール作りに活用していくことにより、15年前には夢物語でしかなかった、市民の・市民による・市民のための情報ツールづくりを、文字

どおり持続可能な形で進めていけるという、確かな見通しが得られたと考えている。

今後は、現在まだ試験開発段階である QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』の内容をさらにブラッシュアップし、あらゆる現場で安定して稼働する「実用品」にまで鍛え上げて、QGIS の公式プラグインリポジトリなどで、世界の市民に向けて広く公開することが喫緊の課題である。

## 引用文献

- QGIS Development Team, 2026, QGIS: Spatial without Compromise (2026/02/07取得).
- Alec Radford, Jong Wook Kim, Tao Xu, Greg Brockman, Christine McLeavey and Ilya Sutskever, 2022, Robust Speech Recognition via Large-Scale Weak Supervision (2023/01/21 取得).
- 原田 豊, 2017, 『『聞き書きマップ』で子どもを守る—科学が支える子どもの被害防止入門—』現代人文社.
- , 2018, 『『聞き書きマップ』の小学校での安全教育への応用』, 『日本セーフティプロモーション学会誌』11(1) : 4-11.
- , 2020, 「スマートフォン版『聞き書きマップ』のオンライン教育への応用」, 『日本犯罪社会学会第47回大会報告要旨集』
- , 2021, 「QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』の開発」, 『地理情報システム学会第30回研究発表大会講演論文集 CD-ROM』
- , 2022, 「『子ども目線』による通学路の安全点検の試み—千葉県八街市での取り組みを例として—」, 『交通安全教育』57(11) : 6-15.
- , 2023a, 「QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』の音声自動認識対応化」, 『日本犯罪社会学会第50回大会報告要旨集』
- , 2023b, 「ミクロな地域社会研究への地理空間情報技術の応用: QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』を例として」, 『理論と方法』38(1) : 126-141.
- , 2026, 「『聞き書きマップ』を用いた「対話」の記録と分析の試み」, 『第80回数理社会学会大会研究報告要旨集』: 18.
- 原田 豊・菊池 城治・荒井 崇史・雨宮 護・今井 修・井上 佳昭・広原 隆, 2011, 「流し録り音声に

よる野外調査記録作成支援ソフトウェアの開発」, 『地理情報システム学会第20回研究発表会講演論文集 CD-ROM』

原田 豊・大川 裕章・柳 悠大, 2024, 「音声自動認識版『聞き書きマップ』の多言語・多地域対応化」, 『地理情報システム学会第33回研究発表大会講演論文集』

## 注

- 1) この部分については、学会大会の報告のなかでは触れていないが、自治会活動などの基盤となる地図を「更新」可能なものにするための重要な論点であると思われるので、本稿で新たに追記することとした。
- 2) “API (Application Programming Interface)”とは、たとえば Whisper が提供する音声自動認識機能などを、外部のプログラムから呼び出して使用できるようにするしくみのことである。
- 3) iPhone 版・Android 版のアプリストアのアドレスは、それぞれ以下のとおりである。  
iPhone 版 :  
<https://apps.apple.com/jp/app/聞き書きマップ/id1394435332>  
Android 版 :  
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.skre.kikimap4>

## 【教育講演】

# セーフティプロモーションの視点からみた自殺総合対策

反 町 吉 秀

青森県立保健大学

## 要約

本稿では、著者がセーフティプロモーションとしての自殺総合対策に取り組んだ発端について触れ、なぜ、日本の自殺対策はセーフティプロモーションとして捉えうるかについてこれまでの拙論をもとに振り返った後、その再論を試みました。次いで、Joinerの自殺の対人関係理論に基づき自殺という現象について解説するとともに、死にたい気持ちを否定しない新しい考え方と当事者が関わる自殺予防活動、そしてよりそのホットラインの活動から見えてくる追い込まれた人たちを相手とする相談の実相とそこから学べることについて紹介しました。次に、コロナ禍で起きた社会変化と自殺の実態と対策について触れました。さいごに、居場所づくり、生き心地の良いまちづくりと自殺予防の関係について触れ、更に、こども基本法により実現が目指されているこどもの多様な社会参画の場の保障と自殺対策の関係について述べました。このように見えてくると、日本の自殺総合対策は、リスクを抱えた個人に対する対策に焦点を充てるのではなく、誰もが自殺に追い込まれない社会づくりを目指すものであり、社会的な基盤を持つ安全・安心のまちづくりであるセーフティプロモーションとしても捉えうるということがわかります。

キーワード：セーフティプロモーション、自殺対策基本法、自殺総合対策

脚注：本稿は、第19回日本セーフティプロモーション学会学術大会教育講演「セーフティプロモーションの視点からみた自殺総合対策」に、加筆修正を行って作成した。

## はじめに ～監察医としての体験から セーフティプロモーションへ

1997年にアジア金融危機に見舞われた日本では、翌1998年に自殺者が前年と比較して35%急増して31,755人（人口動態統計）となり、初めて3万人を超えました。当時、筆者が大阪府監察医（非常勤）として勤務していた大阪市では、1998年に前年比67%増の876人が自殺で亡くなりました。自殺の動機や背景もそれ以前とは様相を異にし、突然の解雇により住宅ローンが払えなくなったり、リストラで荒廃した職場でパワハラにあったり、過労自殺に追い込まれたり、といった経済・生活問題や勤務問題にかかわるケースが多くなっていることに気づきました。最悪の日は、私一人で1日に7人もの自殺で亡くなりました方の死体検案を行いました。なお、監察医は、解剖室に運ばれたご遺体を検案するのでは

なく、自宅、病院、警察署など現場を訪問し、ご遺体を拝見し死体検案書を作成するのが通常です。自殺で亡くなられた方の検案の際には、多くの場合、ご遺族にもお会いしました。

この時思ったのは、「自殺は個人だけの問題ではない。日本社会にできた大きな落とし穴にはまった人たちが自殺に追い込まれてしまったのではないか」ということでした。日本では、経済危機や不況などで失業者が増えると自殺者が増えるのが当たり前のようには思われていましたが、国際的にみると、それは当たり前のことではありません。たとえば、スウェーデンでは、1990年代半ばに、失業者が2%程度から10%程度に急増しましたが、自殺率は増加せず、むしろ減少トレンドが続きました<sup>1)</sup>。このことも、自殺が個人の問題だけではなく、社会の問題であることを示していると思いました。

## セーフティプロモーションとしての 自殺対策に関するこれまでの拙稿の振り返り

日本の自殺総合対策が、セーフティプロモーションとして捉えられることは、拙稿においてこれまで何度か論じてきました。

2012年に刊行した拙論<sup>2)</sup>では、国際的なセーフコミュニティ活動の生みの親とも言える Svanström が、テキスト『Community Suicide Prevention』の緒言<sup>3)</sup>の中で、自殺予防のための介入は、個人だけではなく、地域社会を診断して‘治療’する介入対象であることを説いていることを紹介しました。Svanström は更に、社会的排除 (social exclusion) が、暴力や自殺の根源にあることを指摘した上で、community safety promotion (CSP) としての自殺予防の基盤として、社会的排除とは対極にある社会的包摂 (social inclusion) を伴う地域社会づくりが求められると述べている<sup>3)</sup>ことも紹介しました。また、『Community Suicide Prevention』では、CSP としての自殺予防の理論的な検討に加え、諸国における CSP としての自殺予防が紹介されていることについても触れました<sup>2)</sup>。そして、青森県、岩手県久慈地域、神奈川県大和市で展開された地域づくり型自殺対策を紹介しながら、それらが CSP としての自殺対策と捉えられることを述べました<sup>2)</sup>。セーフティプロモーションの定義、自殺対策基本法の基本理念、自殺対策大綱における重点施策を見比べると、2006年に制定された自殺対策基本法や自殺対策大綱に則って実施され、環境や制度の改善、法規制などを含む総合的かつ包括的な自殺対策は、国レベルにおけるセーフティプロモーションとしての自殺対策とも解釈できることを、はじめて論じました<sup>2)</sup>。

2018年の拙論では、2016年に改正された自殺対策基本法に基づく地域自殺対策計画策定の義務付けについて触れました<sup>4)</sup>。そして、厚生労働省「地域自殺対策計画策定の手引き」に示された計画策定推進体制やそのプロセスとセーフコミュニティの国際認証指標の相似性について触れ、改正自殺対策基本法に基づく自治体による自殺総合対策が、セーフティプロモーションとしての自殺対策の性格を強めたことを論じました<sup>4)</sup>。

2019年に日本セーフティプロモーション学会が刊行した教科書『セーフティプロモーション—安全・

安心を創る科学と実践』における拙稿<sup>5)</sup>では、それまでの拙論の論点に加え、国レベルまたは地域における様々な自殺総合対策を紹介しました。その中には、自殺手段の制限による自殺予防なども含まれていました。具体的には、鉄道ホームへの柵の設置、薬物や農薬の管理や入手制限、練炭の入手制限などです。そのほか、自殺者を増やさないメディア報道についても触れました<sup>5)</sup>。トータルとして、日本の自殺総合対策が、セーフティプロモーション活動として捉えうることを述べました<sup>5)</sup>。

また、2023年に改定された教科書『セーフティプロモーション 安全・安心を創る科学と実践』に新たに追加して執筆した拙稿<sup>6)</sup>において、コロナ禍の自殺の実態と自殺総合対策について、詳しく述べました。

これまでの拙論を踏まえ、本稿では、日本における自殺対策が、セーフティプロモーションと捉えることができる骨格となる部分を再論するとともに、これまであまり取り上げてこなかった事項について、論じることとします。その前に、世界保健機関 (World Health Organization, WHO) が自殺をどのように捉えているかについて、見ておくことにします。

## 自殺はストレスの問題か？ それとも生きづらさの問題か？ —WHOのとらえ方

WHO によると、世界における年間自殺者数は、少なく見積もっても年間70万人以上とされており、自殺は優先されるべき公衆衛生課題として位置づけられています。ところで、自殺はストレスの問題でしょうか、それとも生きづらさの問題でしょうか？ ストレスの問題としてとらえれば、自殺の予防には、個人のストレスへの対処スキルの改善に焦点が当たることになります。他方、生きづらさの問題とすれば、個人と環境（家庭、学校、職場、地域、社会など）との相互作用の問題として捉えられることになり、環境及び環境と個人との関係の改善にも焦点が当てられることになります。

WHO は、自殺の主なリスク因子を大別して、個人因子、保健医療システム、社会、地域、人間関係に分類しており、それぞれの要因は関連しうるとしています<sup>7)</sup>。したがって、WHO は、自殺をストレスの問題とだけではなく、生きづらさの問題でもあ

ると捉えていると解釈することもできます。また、個人要因としては、過去の自殺企図歴、精神障害、遺伝学的生物学的因子に加え、絶望、失業または経済的損失なども含めており<sup>7)</sup>、自殺の問題がメンタルヘルスの問題だけにとどまらないことも示唆しています。WHO は、個人の能力や資質やメンタルヘルスの問題だけが自殺の因子と考えている訳ではなく、複眼的視点を持って自殺という現象を捉えていることがわかります。

ちなみに、自殺対策基本法（2006年制定）に基づく自殺対策は、自殺を様々な要因が複雑に連鎖した結果生じる社会の問題であり、生きづらさの問題として捉える視点を重視し、社会的な要因も踏まえた総合的な対策を目指しています。

### セーフティプロモーションとしての 自殺総合対策再論

国レベルの自殺総合対策の柱となっている自殺対策基本法は、「誰もが自殺に追い込まれない社会」を目指すことをその目的としています。自殺リスクを抱えた個人に対する支援は大切ではありますが、この法律はそこに焦点を充てている訳ではなく、焦点は誰も自殺に追い込まれない社会づくりなのです。その点が、地域や社会への介入として、事故、暴力、自傷行為による傷害に対する予防しようとするセーフティプロモーションの基本的な枠組みと合致します。自殺対策基本法においては、自殺対策は、メンタルヘルス対策だけでなく、社会的な取り組みを含めた総合対策として行われ、政府、企業、民間団体、市民による多機関協働により行われるべきとされています。自殺対策基本法にはその効果検証の仕組みが設定されています。

また、自殺対策基本法にうたわれた自殺総合対策は、すべての人々が一定レベル以上の safety を手に入れることを基本的人権とし、そのような社会や環境づくりの必要性を訴えたセーフティプロモーションに関するストックホルム マニフェスト（1989年）の理念<sup>8)</sup>とも重なっていることも、注目に値します。

ところで、2016年に改正された自殺対策基本法により、すべての自治体（都道府県及び市区町村）に対して、地域自殺対策計画策定が義務付けられました。厚生労働省が作成した自殺対策計画策定の手引きにより勧奨された自殺対策計画のあり方は、首

長のリーダーシップに基づき庁内横断的かつ多機関連携の基盤を作り、自殺の実態を把握するという地域診断を行った上で、介入プログラムを作成して、実施する。そして、その効果を種々の科学的な方法で評価し、介入プログラムの改善を行うという PDCA サイクルに従うことが、示されています。自治体として傷害予防に取り組み、セーフコミュニティとしての認証を受ける際の国際認証指標との相似性も認められます。すなわち、自殺対策計画に基づく地域における自殺総合対策は、認証を目指すセーフコミュニティ活動と構造的な共通性が認められるのです。以上が、日本における自殺総合対策をセーフティプロモーションの視点として捉えることができることについての大きな説明となります。

### 自殺という現象を理解した上での対策

効果的な自殺予防を考えるために必要となる自殺に対する理解を深めるため、そもそも、なぜ、人は自殺に追い込まれるのかについて、Joiner による自殺の対人関係論<sup>9)</sup>に基づき説明します。次いで、当事者の視点からの自殺対策について取り上げます。更に、24時間何でも相談フリーダイヤルであるよりそいホットラインの実践からみてきた相談者の生きづらさ、援助希求の困難さ、そして伴走型の相談の必要性について考察します。

#### 1) Joinerの自殺の対人関係理論

自殺のメカニズムの解明は、自殺者を対象に調査を行うことができないという根本的な難しさを抱えています。これまで、自殺のリスクを抱えていると想定される人に対する質問紙調査等による量的な研究に加え、自殺で亡くなった人の遺族等を対象とするインタビューによる分析（心理学的剖検と呼ばれる）による研究が行われてきました<sup>10)</sup>。これまでの心理学的剖検研究の分析対象には、こども・若者の事例が少数しか含まれていないという限界もあります。また、自殺者と家族との関係は複雑であり、遺族を対象とした調査のみにより、自殺のメカニズムの全貌を把握できるかどうかということにも、疑問が残ります。

結果として、自殺のメカニズムの解明はいまだ途上にあります。すでに別稿<sup>11)</sup>にて詳しく説明していますが、専門家の間で評価が高くかつ予防にも役立つとされる Joiner による自殺の対人関係理論<sup>9)</sup>に

ついてかいつまんで説明することとします。

Joiner は、所属感の減弱に、負担感の知覚が重なった時、自殺願望が生じるとしています。更に、生じた自殺願望に、自殺潜在能力が揃った時、致死のもしくは重篤な自殺企図が行動化される可能性が高くなると言います。自殺潜在能力は、自傷や死についての恐怖感の乏しさです。自傷行為、慢性的な疼痛、アルコール・薬物乱用摂食障害、暴力被害・加害経験などにより、死に対する恐怖心を減弱し、衝動性が高まります。これを自殺潜在能力の獲得と呼びます。所属感の減弱とは、人とのつながりがなく孤立している状況に、「自分の居場所がない」、あるいは「誰も自分を必要としていない」という主観的な感覚も含んでいます。松本俊彦氏によれば、「自分にとって価値あるものを喪失して生きがいを見失うことは、いわばこの世における自分の居場所を喪失する体験で在り、恥辱感を味合わされることは、立場を失う体験である」と言います<sup>12)</sup>。例えば、いじめ被害やパワーハラスメント、社会的引きこもり状態等は、所属感の減弱を引き起こしうるのです。しかしながら、所属感の減弱は、働きかけにより改善しうるものでもあります。負担感の知覚とは、「自分が生きていることが周囲の迷惑になっている」、あるいは「自分がいない方が周囲は幸せになれる」といったような認識を指します。自身の存在に対する羞恥感情や罪責感、激しい攻撃性を生じさせます。負担感の知覚は、配偶者や子どもから介護を受けている高齢者が、「自分が家族の足手まといになっている」という感覚の中で高まることがあります。負担感の知覚も、働きかけにより改善しうるものとされます。高齢者施設において、入所者に「鉢植えの世話に責任を持たせる」群と職員がすべて世話をする入所者の群で比較した海外の研究があります<sup>13)</sup>。介入群は、対照群と比較して、より活動的で、高い幸福感、自殺を含め各種の死亡率が低いという結果が得られたとのことです<sup>13)</sup>。このような結果には、所属感の減弱や負担感の知覚が和らげられたことが良い作用を及ぼしたと考えられます。

補足しておく、Joiner は、精神障害が直接的に自殺行動に影響を及ぼすという立場をとっていません<sup>10)</sup>。そうではなく、精神障害の症状や二次的に引き起こされる環境の変化が、自殺潜在能力、所属感の減弱、負担感の知覚という3要因に影響を与え、自殺行動の危険を高めると考えるのです<sup>10)~11)</sup>。

東京都足立区では、様々な危険因子と死にたい気持ち（希死念慮）を抱えた人たちを対象に含めたワンストップサービスとしての総合相談会を長年にわたり開催しています<sup>14)</sup>。そして、ハイリスクの人たちを拾い上げ、多機関・多職種協働によるケースマネジメントを行っています。更に必要に応じて、パーソナルサポートサービスにつないでいます<sup>14)</sup>。生きることの阻害要因（例：多重債務、生活困窮などの経済問題や勤務問題など）は解決され得ます。しかし、それだけでは死にたい気持ち（希死念慮）がなくなる場合が少なくないと言います<sup>14)</sup>。「生きづらさ」の根幹、死にたい気持ちの背景には、「居場所のなさ」があると考えられます。そのような背景もあり、足立区では、そのような人たちが集うサロン活動、居場所づくり事業を行っているとのことです<sup>14)</sup>。

なお、Joiner の自殺の対人関係理論は、「うつ病診療ガイドライン2025」<sup>15)</sup>にも、臨床家が理解すべき自殺のメカニズムの説明として紹介されています。

## 2) 当事者の視点から自殺を考える

「死にたいほどつらい気持ちをかかえながらも、死ぬ以外の道を選んでいる人、その人なりの理由や考え方で、今を生きている人」を自殺予防の分野では、「パパゲーノ」と呼んでいます。歌劇魔笛の登場人物であるパパゲーノに由来します。近年、注目されているのは、そのような「パパゲーノ」のストーリーを伝えることが、命を絶とうとする瀬戸際にある人の自殺企図を抑制する効果があることが明らかになってきていることです<sup>16)</sup>。これを「パパゲーノ効果」と呼んでいます。そして、そのことと関連し、死にたい気持ちを否定するのではなく、死にたい気持ちを持ちながら生きることを受け止める、という新しい考え方が出現しています。

「ネットの居場所ポータルサイト～死にたいのトリセツ」(厚生労働省自殺防止対策補助金事業)では、死にたい気持ちを持つ人たちが、出会い、つながり、支えあい、社会参加をするコミュニティやネットワークを作るネットの居場所活動を展開しています<sup>17)</sup>。また、自殺未遂歴のある豆塚えり氏は、著書『しにたい気持ちが消えるまで』<sup>18)</sup>の中で、どのようにして死にたい気持ちに追い込まれたか、そしてどのようにして死にたい気持ちが消えて、生き

延びようと思えたかを語り、同じような状況に置かれた人たちが自殺へと追い込まれないような働きかけをする活動をされています。

これらは、自殺念慮や自殺未遂を経験した当事者による自殺予防の貴重な取組みです。自殺念慮や自殺未遂を経験した人や大切な人を自殺で亡くした遺族は、近年、people with lived experiences と世界的には呼ばれるようになり、このような当事者が自殺対策に取り組んだり、自殺対策の政策策定に参画することの意義や効果が注目されるようになっていきます<sup>19)</sup>。

### 3) 深刻な問題を抱える人の相談のしづらさ～より そいホットラインの相談から

よりそいホットラインは、東日本大震災から1年後に開始され、全国から24時間相談電話を受け付けるフリーダイヤルです。仕事の悩み、こころの悩み、生活の悩み、お金の悩み、病気の悩み、家庭の悩み等、どんな悩みでも受け付け、断らない電話相談であり、社会的排除を防ぐことを目的としています<sup>20)</sup>。運営は、(一社)社会的包摂サポートセンターという民間団体が行っていますが、財源は、厚生労働省や復興庁からの補助金です。(著者は、よりそいホットラインの相談・分析検討委員を発足間もない頃から務めています。)その相談の中で明らかになってきたのは、相談者の多くは生活のしづらさ、漠然とした不安、寂しさを持ちながらも、機会や経験の不足から課題に気づけなかったり、あきらめたりしていること、言語化や社会化されない困りごとを抱えているということです<sup>20)</sup>。具体的な相談例として、夜中の3時に、「肩が痛いんだけど」と電話をかけてきた人がいらっしたそうです。「肩が痛い」というのは、本当の主訴ではないのですが、どんな課題があるために自分がつらい思いをしているのかを整理できないまま、電話をかけてきているのです。深刻な問題を抱えた相談者ほど、自分が何で苦しんでいるのかもわからないということがしばしば起きます。相談では、困っていることを客観的に認識し相談することはかなり高度な認識や理解、行動が秩序して機能してはじめてできることです。すなわち、相談時には、かなり高度なコミュニケーション能力が求められるのです。したがって、たくさんの困難を抱えて追い詰められた人が、相談がうまくできないのは当たり前です。

よりそいホットラインの相談支援内容の内訳<sup>20)</sup>をみると、傾聴が31%、気持ちの整理が25%で合わせると56%となります。次いで、課題や事柄の整理が21%、知識や情報・助言が19%、社会資源の紹介が3%となります。この数字は、具体的な問題の解決方法に関するアドバイスをする前に、まずは傾聴や気持ちの整理を行い、相談者との信頼関係を作ることが必要なことを反映しています。それを飛び越えて、問題解決策や関連する社会資源を伝えられても、相談者が受け止めることができず、ドロップアウトしてしまう可能性があります。

ところで、行政組織は、多くの部署、窓口で多忙を極めています。担当者は、自分の事務分担のところだけを、しっかりとやりたいと思うのが人情です。相談者の話の中で、自分の事務分担のところだけを取り出そうとして話を聴き、それ以外の問題はできるだけ素早く他の部署に回してしまいたいと思いつながら話を聴くことも起こりがちだと思います。(これを、著者は、「自動縦割り分別装置」と呼んでいます。)深刻な問題を抱えた人に、十分な傾聴をすることなしに、自動縦割り分別装置にかけてしまうと、行政に対する不信感が高まり、ハイリスクの人たちが相談に来なくなりこぼれ落ちるということが起こりかねません。換言すれば、深刻な問題を抱えた人には、伴走型の総合相談が必要であるとも言えます。

### 4. コロナ禍での自殺と自殺対策

日本の自殺者数には、2010年以降、継続的な減少がみられ、2019年の自殺者数は2万人を切る寸前まで減少しました。しかし、コロナ禍により、2020年に自殺者数は増加に転じました。コロナ禍における生活困窮に伴う自殺リスクの拡大とそれに対する政策的対応についてはすでに別稿<sup>6)</sup>で詳しく論じていますので、ここでは要約して述べておきます。

2020年には、女性の自殺者が15.4%増加しました。このことは、コロナ禍による緊急事態宣言に関連する飲食店や宿泊業の営業停止に関連した女性の非正規労働者数の減少と関連付けて報告されています<sup>21)</sup>。また、児童生徒の自殺も17.0%増加し、その後も減少していません。厚生労働省は、コロナ禍で経営危機に陥った経営者には雇用調整金の給付を行いました。また、職や仕事を失った人の住居確保給付金並びに生活福祉資金の要件を緩和しました。ま

た、厚生労働省や一部自治体は、生活保護の申請が国民の権利であるとの啓発活動も行いました。なお、住居確保給付金並びに生活福祉資金の要件の緩和が、コロナ禍による生活困窮に関連した自殺を抑制した可能性があるとの報告がなされています<sup>21)</sup>。

## 5. 生き心地の良い地域や社会づくりと自殺対策

### 1) 「生きづらさ」と居場所について

足立区の取り組みのところでも既述した通り、生きることの阻害要因を改善しても、居場所がなければ、「生きづらさ」は改善しないことがあることが、実践活動のなかで示されてきました。すなわち、「生きづらさ」の根幹には、居場所のなさがあるのです。したがって、「生きづらさ」の改善には、個別のケースワークだけでなく、コミュニティソーシャルワークとしての居場所づくりが求められることとなります。居場所には、例えば、趣味に没頭するような一人でいる居場所もあります。一方、他の人々とともにある居場所があり、それにはリアルな居場所とバーチャルな居場所があります。

### 2) 地域の生き心地や社会規範は、自殺率やこどもの自尊感情を左右

岡檀は、平成の大合併の前の時期の市町村の標準化死亡比を調べ、小さい方から1%以内に入る市町村を自殺稀少地域として抽出しました。その一つである徳島県旧海部町で、住民へのインタビュー調査とその後のアンケート調査を行いました<sup>22)~23)</sup>。その結果、次のような自殺予防因子が確認されています。「いろんな人がいても良い。むしろいろんな人がいた方が良い。」(多様性の重視)、「年功序列ではなく人物本位主義」(本質的な人物評価)、「どうせ自分なんてと考える住民の割合が高い」(自己肯定感の醸成)、「病は市に出せという教えが生きている」(適切な援助希求(助けを求める)行動)、「ゆるやかにつながる人間関係」(緊密すぎない、ゆるやかな紐帯)などです<sup>22)~23)</sup>。「病は市に出せ」とは、取り返しのつかない事態になる前に、やせ我慢をすることなく、周囲に相談しなさいという教えです<sup>22)</sup>。誰かを助ける気持ちは持っていても、助けられる立場になることに抵抗があるということは少なくありません。旧海部町の「病は市に出せ」との教えを参考に、どの地域でも、困った時には助けを求めやすいところに変えていく必要があるのではない

でしょうか。

なお、岡檀は、海部町を含む徳島県の2自治体で小学5年生を起点に追跡することもコホートスタディ「未来を生き抜く力、見つけたい」を開始し、こどもが望ましい社会規範意識を習得することの促進/阻害要因を探索しています<sup>23)</sup>。これまでの分析の結果、「統計的思考」を持つこどもは多数意見に流されにくく、自己肯定感が有意に高い傾向にありました<sup>23)</sup>。また、保守的な男女役割観を持つ大人が周囲に多い場合には子どもが望ましい社会規範意識を習得することが阻害される可能性が示唆されました<sup>23)</sup>。「男のくせに」「女なんだから」といった昔ながらの男女役割観は日常生活の中でよく見受けられますが、こどもたちはそうした価値観に曝露されるうちに徐々に視野を狭めていく可能性があることを分析結果は示唆していました<sup>23)</sup>。地域の在り方が、こどもたちの社会規範意識に影響を与え、こどもの自己肯定感をも左右しうることは、注目に値すると思います。

### 3) こどもの居場所と意見の尊重を謳ったこども基本法

2023年4月こども基本法が制定され、憲法に加え児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの権利の擁護が図られ、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこども施策が総合的に推進されることとなりました。(同法第1条)注目されるのは、すべての子どもについて、自己に関係する事項について意見を表明する機会や多様な社会活動に参画する機会が確保され、こどもの意見や最善の利益が優先されることが基本理念に取り入れられたことです。そして同法施行とともに設立されたこども家庭庁は、こども基本法を基盤として、こどもの居場所づくりの背景、理念、考え方等を「こどもの居場所づくりの指針」<sup>24)</sup>において示しています。そして、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を持ち、多様な体験や外遊びの機会に接し、自己肯定感を高め、幸せな状態で成長し、こどもが持つ主体性や創造性を発揮して社会で活躍できる居場所づくりの実現を目指すとするという理念を掲げているのです<sup>24)</sup>。同時に、こどもの居場所づくりが必要とされる背景として、地域の中でこどもが育つことが困難になっている地域の状況の変化、虐待、不登校、自殺者の増加などの喫緊の課題、価値観の多

様化による多様な居場所へのニーズが挙げられています<sup>24)</sup>。

## おわりに

このように見てくると、日本の自殺総合対策は、リスクを抱えた個人に対する対策に焦点を充てるのではなく、誰もが自殺に追い込まれない社会づくりを目指すものであり、セーフティプロモーションとしても捉えうることがわかると思います。

## 引用文献・サイト

- 1) Global Change Data Lab：スウェーデン. 自殺率、1980年から2021年. Our World in Data, [https://ourworldindata.org/grapher/suicide-death-rates?tab=chart&country=~SWE]
- 2) 反町吉秀、新井山洋子. セーフティプロモーションとしての自殺予防. 日本セーフティプロモーション学会誌. 2012, 5：1-8.
- 3) Osorno J., Svanström L., Beskow J. The “Safe Communities” Model in Suicide Prevention. Osorno J, Svanström L, Beskow J. (Eds.) Community Suicide Prevention, Karolinska Institutet, Department of Public Health Sciences, Division of Social Medicine, Stockholm, Sweden, 2010; Chapter 5: 13-25.
- 4) 反町吉秀. 日本の自殺対策—これまでとこれから—. 日本セーフティプロモーション学会誌. 2018, 11(2)：1-6.
- 5) 反町吉秀. セーフティプロモーションとしての自殺予防. セーフティプロモーション—安全・安心を創る科学と実践. 日本セーフティプロモーション学会編. 晃洋書房, 2019, 130-139.
- 6) 反町吉秀. コロナ禍の自殺と予防対策. セーフティプロモーション—安全・安心を創る科学と実践 (改定版). 日本セーフティプロモーション学会編. 晃洋書房, 2023, 217-219.
- 7) World Health Organization: Preventing suicide: A global imperative. 17 August 2014 [https://www.who.int/publications/i/item/9789241564779 (2026年7月24日閲覧)].
- 8) International Safe Community Certifying Centre. History. [https://isccc.global/history (2026年7月31日閲覧)]
- 9) Joiner, T. E., Van Orden, K. A., Witte, T. K., et al. (2009) The Interpersonal Theory of Suicide: Guidance for Working with Suicidal Clients. Washington, D.C.: American Psychological Association (邦訳：北村 俊則監訳「自殺の対人関係理論 予防・治療の実践マニュアル」, 日本評論社, 2011.)
- 10) Favril L., Yu R., Uyar A., et al. Risk factors for suicide in adults: systematic review and meta-analysis of psychological autopsy studies. 2022 Nov; 25(4)：148-155. doi:10.1136/ebmental-2022-300549. Epub 2022 Sep 26. DOI: 10.1136/ebmental-2022-300549
- 11) 反町吉秀. こどもの居場所づくりという希望—自尊感情を育む地域づくりの視点から. 生存科学 2025, 35(2)：25-34.
- 12) 松本俊彦. もし「死にたい」といわれたら—自殺リスクの評価と対応. 中外医学社, 2015, 1-17.
- 13) Langer, E.J., Rodin, J. The effects of choice and enhanced personal responsibility for the aged: a field experiment in an institutional setting. J Pers Soc Psychol 1976, 34: 191-198.
- 14) 東京都足立区. 『足立区の「生きる支援」自殺対策計画』第7章事業一覧. 2018年4月20日：[https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/39488/jisatsu-taisaku-dai7syousu-p34-p52.pdf (2026年7月31日閲覧)]
- 15) 日本うつ病学会. うつ病診療ガイドライン. 2025, 54-56. [https://www.psylabo.com/wp-content/uploads/2025/12/guideline2025.pdf (2026年7月31日閲覧)]
- 16) Niederkrotenthaler T., Till B., Kirchner S., et al. Effects of media stories of hope and recovery on suicidal ideation and help-seeking attitudes and intentions: systematic review and meta-analysis Lancet Public Health. 2022 Feb; 7(2): e156-e168. doi: 10.1016/S2468-2667(21)00274-7.
- 17) 特定非営利活動法人地域生活支援ネットワークサロン. ネットの居場所ポータルサイト死にたいのトリセツ. [https://shinitori.net/ (2026年7月31日閲覧)]
- 18) 豆塚えり. しにたい気持ちが消えるまで. 三栄書房, 2022.
- 19) Purdon H., Pearce T., Jackson B., et al. Lived

Experience Participation in Suicide Prevention Activities in Australia, a Scoping Review. Health Expect. 2025 Apr; 28(2): e70241. doi: 10.1111/hex.70241.

- 20) 一般社団法人社会的包摂サポートセンター. 「よりそいホットライン」2022年度報告書. 2023.
- 21) 厚生労働大臣指定法人 一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター. コロナ禍における自殺の動向に関する分析（緊急レポート）2020年10月21日. <https://jscp.or.jp/assets/img/00976d469059fd56d5cda0f8e74e8ea10d3f3719.pdf> (2026年7月31日閲覧)
- 22) 岡檀. 生き心地の良い町—この自殺率の低さには理由がある. 講談社 2013.
- 23) 岡檀. 自殺対策に資する質的／量的研究混合アプローチ—「自殺予防因子」への着眼と社会実装の試み—. 自殺総合政策研究. 2024, 4(1): 1-12.
- 24) こども家庭庁. こどもの居場所づくりに関する指針. 2023年12月12日: [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/9dade72e/20231201\\_policies\\_ibasho\\_09.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/9dade72e/20231201_policies_ibasho_09.pdf) (2026年7月31日閲覧)

## 【特別講演】

# 災害から身を守る力とは

小 澤 光 男

関東学院大学法学部地域創生学科 客員教授

平成28年に横須賀市消防局を定年退職した後に、縁があって近隣の大学から講師として声がかかり、消防や警察等の公安職を目指す学生に自らの体験やその時に感じたこと、公務員としての心構え、やりがいなどについて講義をしてきた。いわゆる実務家教員であり、法学についての深い見識は持ちえないところである。

それでも何かのきっかけで学生が消防職を生涯の職業として選択し、希望の道に合格したとの報を聞くと私自身望外の喜びである。

今日の講演は、私自身が40年近い消防の経験の中から学んだこと、感じたことを話すだけのことであり、決して学術的に評価されたものとは言いきれないことをはじめにお断りしておく。

**さて、今日のテーマ「災害から身を守る力とは」であるが、**

結論から言えば、「自分の命は自分で守る。そして家族、仲間の命を守る」「消火より予防が大事（備えあれば憂いなし）」「災害は忘れなくてもやってくる」の3点である。

話はそれるが、生涯学習のすすめをよく耳にする。人は往々にして最終学歴云々を口にするが、知識は陳腐化するものであり、科学技術の発展は日進月歩・秒進分歩の時代である。最新の学力、何を学んでいるかが大事なことであり、若い人たちの新しいものに対する知識や技術にはかなわないものがある。まさに「後生畏るべし」である。

江戸時代後期の学者佐藤一斉先生の言志四録にある、

少くして学べば、すなわち壮にして為すあり

壮にして学べば、すなわち老いて衰えず

老いて学べば、すなわち死して朽ちず

まったくその通りだと思うが、私がこの言葉を知ったのは、恥ずかしながら40代後半になってからであった。

私事ではあるが、40代後半に消防局から初代市民安全課長として市役所に出向した際、己の無知無学・浅学非才を痛感し、一般教養（リベラルアーツ）を学び直したところである。

振り返ると、それまでの消防活動の中で様々な危機一髪体験や消防組織の特殊性の中で様々な出来事があったが、やりがいのある職業であったことは事実である。3人いる子供の中で3番目の娘が父親の思いを汲んで(?)同じ職業に奉職してくれたこと、その娘もやりがいをもって勤務していることに感謝したい。

**さて本題に移っていくとする。**

**皆さんは「最悪の事態」を想定できますか？**

**歴史は繰り返すといわれている。しかしながら、同じ場所、同じ状況で発生することはなく、姿を変えて災害は襲ってくる。**

今から322年前の元禄16年（1703年）12月31日（旧暦11月23日）の深夜0時頃、今の東京都、千葉県、神奈川県一帯を襲った「元禄地震」。震源は房総半島南方沖・相模トラフとされ、最大震度7相当、房総半島南部で4m以上の隆起や10mを超える大津波が発生し、死者1万人を超す大災害であった。

その4年後の宝永4年（1707年）10月28日（旧暦10月4日）14時頃、南海トラフの大地震である最大震度7相当の「宝永地震」が発生する。震源は遠州灘～四国沖とされ、海岸部では四国土佐で最大25mを超す大津波が襲来し、近畿・大阪を中心に死者2万人を超す大災害であった。

その49日後には、富士山が噴火し江戸にまで火山灰が襲い、2週間程度降灰が断続的に発生した。

首都圏直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火…これらの事態が連続して、若しくはほぼ同時に発生したら…それに加えて、超大型の台風が襲来し、おまけに他国からの攻撃まで！

その時、誰が国民の命を守ってくれるのだろう。

国民を災害や非常事態等から第一義的に守る義務を負う国及び地方公務員（特別職含む）は、陸海空自衛隊（約22万3千人）、海上保安庁、（約1万5千人）、国交省緊急災害対策派遣隊（約1万7千人）、警察（約28万9千人）、消防（約16万人）、消防団員（約74万人）、防災担当職員（都道府県約2千8百人、政令指定都市約8百人、市町村約7千4百人）の合計145万5千人（令和6年現在）である。果たしてこの人数で未曾有の災害に対応できるであろうか？言い過ぎかもしれないが、国民の総力を挙げて対処しなければ到底国民の命を守ることが不可能である。

国においてもそれぞれの事態対処計画はできているが、同時多発した際の対処計画はできているのだろうか。その時は、国や自治体、国民一人ひとりが「できることをやる」しかないのである。

#### 次に、過去に起きた大災害からの教訓について述べていきたい。

日本列島はその成り立ちから、火山活動や地殻変動、大地震等により今の列島の形状が出来上がったものである。多くの先人は、未曾有の事態にも挫けず、沢山の犠牲を払いながらも、幾多の困難を乗り越え、他者と助け合いながら現在の豊かで先進的な国を形成してきたことに心から敬服する。

近年において、昭和の戦争による被害や混乱期を除き、今から102年前に発生し首都を壊滅させた関東大震災、近代都市を直撃した阪神・淡路大震災、1000年に一度と言われる大津波の被害を受けた東日本大震災等、大災害からの教訓から得られる知見は多くある。

宮地美陽子氏が著した「首都防衛」という書籍がある。この書籍の中に「大災害からの教訓」が簡潔にまとめられていたので紹介したい。

まず1番目が、「初動の遅れ」である。

関東大震災時の政治的空白、阪神淡路大震災時の状況把握の遅れ、東日本大震災時における多くの基礎的自治体の壊滅など、国家的危機事態においてのトップの決断の遅れによる混乱は多くの教訓を残している。災害対策基本法において、住民に避難情報を発令する権限は基礎的自治体の長（市町村長）である。首長の動きが重要であり、公務に携わる者も非常時に優先する業務をしっかりと整理し、瞬時に切り替える判断が必要であろう。

米国のFEMAに「プロアクティブの原則」というのがある。

- 1）疑わしいときは行動せよ
- 2）最悪の事態を想定して行動せよ
- 3）空振りは許されるが見逃しは許されない

この言葉を肝に銘じていたい。

2番目が、「空き地で3万8千人焼死」である。

関東大震災が発生したのは、1923年（大正12年）9月1日正午の2分前、多くの家庭で昼食の準備をしているときであった。当時の記録上136件の火災が発生し、台風の接近による強風も影響し、9月3日の午前10時頃まで46時間にわたって延焼拡大し、旧東京市全体の約43%が焼失している。多くの住民が避難した本所陸軍被服廠跡では、約3万8千人の方が火災により命を落としている。この時、多くの方が大八車に布団や洋服、タンスを運び込み、それが燃え草になったとされている。

大火が続いていた江戸時代の1746年4月に、江戸町奉行は大火事発生時の家財の持ち出しを禁止する「お触れ」を出している。近代化していく明治・大正の時代には、その知恵が伝承されていなかったということであろう。

現在の車は危険物を抱えた可燃物であり、玉突きになれば逃げ場を失うことになる。大火事から避難する際は車で避難しないほうがよい。人命が最優先である。

3番目が、「避難者が全国へ」である。

関東大震災の際の東京市の人口は約220万人といわれている。この震災で約150万人が家を失い、196校の小学校のうち117校が焼失したとの記録がある。当時の鉄道大臣は9月3日に「震災に伴う罹災民救助の為、当分の内震災地域各駅発罹災民は航路運賃とも無賃輸送の取り扱いを為すべし」という無賃輸送の指令を出している。今では考えられない画期的な決断である。翌4日には鉄道が復旧し、罹災者は全国に飛び散るように避難し、千葉県に約15万人、埼玉県に約30万人、愛知県に約15万人が避難したとされており、避難先では就学の支援も行われたとのことである。未曾有の大災害時には、国全体で広域的な連携強化が必要であろう。

4番目が、「命をつなぐ隙間」である。

阪神淡路大震災時において一時的に約3万5千人が瓦礫の下に生き埋めになり、そのうちの約8割の人が窒息死や圧死したとされている。瓦礫に挟まれた人を救出するのにはある程度の隙間が必要だが、2次被害を防ぐうえでの倒壊防止のため、必要以上には広げることにはできないのである。その隙間は約15cmを目安とされており、救出後も圧迫された部分や時間の把握も必要となってくる。救出しても「クラッシュ症候群」により地震発生後の14分以内に9割の人が死亡したとの記録がある。「クラッシュ症候群」の治療には、カリウム濃度を低下させるための点滴や毒性を弱める投薬、人工透析治療の検討も必要となってくる。

5番目が、「安全神話の崩壊」である。

阪神淡路大震災のちょうど1年前に米国カリフォルニア州でノースリッジ地震が発生し、高速道路が崩壊した。その際に「日本の場合は脆くない」と誰も疑っていなかったのである。しかしながら、阪神淡路大震災時に多くの構造物が倒壊・崩落し、さらには欠陥工事まで露呈したのが現実である。世界で最も厳しい耐震基準を持っていた、巨大地震の破壊力は解明できておらず、地震予知も不可能である。「福島第1原発事故」のように想定外は発生することを肝に銘じ備えを欠かさないことが重要である。

6番目が、「消火・救出に向かえない消防」である。

同時多発する火災や救出事案のすべてに、直ちに消防が対応することは不可能である。日本の消防体制は自治体消防が原則であり、小規模な消防本部も存在している。東京消防庁のように、ほぼ東京都全域を一元的にカバーしている組織は東京だけである。建物や電柱の倒壊、橋梁の崩落、隧道付近や崖地の崩落、車両の渋滞等により到着が困難を極めるのである。さらには水道管の破損等により、消火に必要な消防水利の確保が困難となる。消防庁舎や車両、人員が被害を受ける可能性もあるし、大津波警報等による避難警報発令時には、消防隊等も避難優先の行動をとらざるを得ない。

こうした事態においては、その地域に住んでいる住民や地元消防団員、自主防災活動組織、防災ボランティア、近隣企業等の総力を挙げて対処していただくしかないのである。また、消防体制の側から言

えば、情報や指揮命令系統の一元化及び消防部隊等の効率的な運用、更にはスケールメリットの面からも都道府県単位の消防体制に変えていくことも必要である。

7番目が、「誰が高齢者を助けるのか」である。

東日本大震災で亡くなられた人の6割は60歳以上の高齢者といわれている。自ら避難することができなかったり、寝たきり状態の人の救助・救命が手遅れとなってしまっている。

大津波からの避難の原則は「津波てんでんこ」が最優先であろう。高齢者や障害を持つ人で少しでも歩くことができる人は玄関先まで出てきてほしい。その姿に気づいた避難中の人が手助けをして高台へ同行避難するのである。私の地元町内ではこうしたルールを決めている。

避難先における「災害関連死」も喫緊の課題である。東日本大震災からの12年間でおよそ3,700人を超える方々が避難先で亡くなれているとのことである。慣れない避難生活で、持病が悪化したり、肺炎や心臓疾患が多く発生し、さらに近年の酷暑では熱中症も危惧されている。一刻も早い避難先の環境改善や福祉と防災のプロ同士のマッチング等、平時からの連携や計画づくりが求められている。

8番目が、「消防団員を守れ」である。

災害現場の最前線で活動している消防・救助・救急隊員や地元消防団員は絶えず危険と隣り合わせの状況におかれている。東日本大震災時に死亡・行方不明になられた消防団員は250人以上である。寝たきり状態の高齢者を救助していた時に住宅ごと津波に流されたり、高齢者を背負いながら避難するときに津波に巻き込まれた消防団員もいた。殉職された消防団員は30～40代が6割を占めており、その地域の中核として活躍されていて、まさに働き盛りを失ったことになるのである。大津波からの避難は、住民自らの率先避難が大原則である。また、消防団員は地域の避難リーダーとして緊急広報しながら住民と一緒に率先避難してほしい。

9番目が、「子供をいかに守るか」である。

東日本大震災時における宮城県石巻市大川小学校の悲劇は忘れることができない。児童74人、教職員10人が犠牲となり、多くの課題・教訓を私たちに残

してくれた。この犠牲に至った背景には様々な事情があったと考えられるが、防災教育が末端の教師まで浸透していたのかどうかといった疑問も残る。たまたま機転の利く教師により助かった学校もある。教師は船長と同じで最後の一人の子どもが逃げるまで逃げることはできないといった覚悟が必要であるといった言い過ぎだろうか。教育現場は過酷な職場という認識を持っていただきたいのである。再度私事になってしまうが、次男が東京都の小学校教員を務めており、彼に「聖職の碑」を読了するように勧めている。

10番目が、「被災者を支えるボランティア」である。阪神淡路大震災の1995年がボランティア元年といわれている。この時約140万人の方々が活動されたのである。過去を振り返ると、1923年の関東大震災時にも全国から有志が駆けつけた記録がある。東京大学の学生は「帝大救護団」を組織して、仮設便所の製作や公平な救援物資の分配等に奮闘し、避難者の支援にあたったのである。

若い人たちのボランティア精神は阪神淡路大震災時にも注目されている。ボランティア活動をするうえでは、言われたら動く人ではなく「こんなことをやりましょう」と共感する人になることが大切だといわれている。ただし、地元の方々との協調性は重要である。

「まさかの時の友こそ、真の友」の言葉通り、いざという時に何らかの行動ができるよう事前にイメージをして、平時から準備を怠らないようにしていきたい。

以上のようにそれぞれの課題等について簡潔に述べたが、これが正解、最善の策だという解決策はないと思う。また、災害が発生する度に新たな課題が出てきているのが現実でもある。

災害対策基本法において、第一義的な防災責任は「基礎的自治体＝災害発生地在市町村」にあるとなっている。近年の広域的な大規模・複合災害や自治体の機能が一時的に喪失する事態において、果たして、被災した住民一人ひとりの安全が保たれるのかといった不安もある。

運よく地震や津波から難を避けることができ避難所に逃れてきたとしても、公的機関が直ちに救援や復旧に來られるわけではない。公的機関の救援体

制が確立するまで、最低限3日分の水や食料、毛布、トイレの確保は自らが準備し、近隣の助け合いで生き延びるしか方策はないと思う。逆に、国や自治体は、4日目には必ず救援物資が届くという保障を確立すれば、被災者はそれを目標として頑張れると思う。災害対策基本法には、「遅滞なく救援・・・」という言葉があるが、現実には東日本大震災時においても、救援の目途が立たないがために、隣保共助の体制にひびがはいたという事例も発生している。

さて、本題の「災害から身を守る力とは」に移っていく。

消防の任務に人命救助がある。燃え盛る炎や猛煙の中に取り残された人を救出する場面や、崩落等で二次被害の恐れのある現場での救出等、過酷な条件のなかで対峙しなければならない場面は数多くある。その際に「事に望んでは、わが身の危険を顧みず…」では決してない、と言い聞かせていた。「自分の命を守れない者は、仲間の命を守れない」「仲間の命を守れない者は他人の命は救えない」を指針としていたのである。「自分の命は自分で守る」が基本である。

次に掲げるポイントや鉄則は私なりにまとめたもので絶対的なものではないが、機会があるたびに示してきたことである。重なる項目もあるが参考として頂ければ幸いである。

「危険から身を守るためのポイント」

① 「最悪を想定し、楽観的に対処する」

常に最悪の事態を想定し、危険から目をそらさない。そして、起きてしまったことは、前向きに行動する。

② 「自分の感性や判断を大事にする」

他人をあてにしないで、自らの判断で率先して避難する。

③ 「治にいて乱を忘れず」

住宅の耐震化や家具の固定、ローリングストックによる水・食料の備蓄（一週間分）

④ 「自力で避難できる足腰を鍛える」

散歩やハイキングなどの有酸素運動が効果的。家の中でもできるスクワット。

⑤ 「和食文化を大切に健康維持」

ま・ご・(に)・は (わ)・や・さ・し・い  
豆・胡麻・肉・ワカメ・野菜・魚・椎茸・芋な

どをバランスよく。

⑥ 「出かけるときの4点セットを忘れずに」

ペットボトル（水）、笛、携帯ラジオ、濡れティッシュ

ついでに、私の消防人生で感じた「身近な危機管理の鉄則」について列記する。

- ① 命が一番大事（人生は二度ない！）
- ② 君子危うきに近寄らず（危ないところにはいかない！）
- ③ 率先して避難（誰かが逃げてからでは遅い！）
- ④ 想定外を想定する（ありえないことも起きる世の中！）
- ⑤ 事故の分析・検証を（次は気をつけようだけではまた繰り返す！）
- ⑥ 悲観的に考え楽観的に対処する（起きてしまったことはあきらめる！）
- ⑦ 損害賠償に備える（保険に加入しておく！）

最後に本拙稿のまとめとして、自助・互（近）助の心構えと助けられる関係づくりについて持論を述べさせていただく。

本来安全であるべき住宅から自分や家族の命を守るためには「住宅の耐震化や家具の固定」が最優先事項である。防災対策といわれると非常食の備蓄と考えてしまうが、命を失っては元も子もない。そして、身体や精神の健康維持のための「うがい・手洗い・お笑い」は重要である。この中の「お笑い」は、どんな過酷な環境に置かれても、ユーモアを忘れず陽気に立ち向かうということである。このことによって、まず「自分や家族の身を守る」ことをしてほしい。

次に、助けられる関係づくりである。非常事態ではどうしても近隣の手助けが必要である。自分の力だけではどうすることもできない事態も発生するであろう。その時にまず初めに頼りになるのがやはり近隣の方々である。積極的に町内活動に参加し、顔の見える関係・あいさつのできる関係づくりが究極的には「命を守る力」にもなり得よう。

救助救出の比率は、自助7 互助2 公助1 だといわれている。これからは、互助の中に近所も入れて「互近助」、民間企業の力も借りた「民助」、最後は天祐を御願ひして「神助」を加えていきたい。

今から322年前に発生した自然災害の3連動が同時

に発生し、さらに他国からのミサイル攻撃や超大型台風の襲来がほぼ同時期に発生したら・・・想定はしたくないが、現実として起こりえる事態である。この列島に住む者の宿命として、国や自治体、国民一人ひとりが「できることをやる」しかないのである。

最後に、第7代東京市長 後藤新平氏が好んで使ったという言葉を紹介して終わりとする。

「人のお世話にならぬよう

人のお世話をしよう

そして報いを求めぬよう」

以上

# A Qualitative Study on Family Members' Difficulties and Growth in the Context of Alcohol Use Disorder and Preventative Support Interventions in Family Meetings

Hiromi Ogura<sup>1)</sup>, Takehiro Katayama<sup>2)</sup>, Kazumi Yajima<sup>3)</sup>, Masato Ishii<sup>3)</sup>,  
Saori Kajiwara<sup>4)</sup>, Noriko Yamada<sup>5)</sup>

- 1) Yokohama City University Graduate School, Research Student in Social Psychiatric Nursing
- 2) Yokohama City University Graduate School, Doctoral Program in Addiction Nursing Development
- 3) Yokohama City University Graduate School, Doctoral Program in Social Psychiatric Nursing
- 4) Yokohama City University Graduate School, Master Program in Psychiatric Nursing
- 5) Yokohama City University Graduate School of Medicine

## I. Background

The global recovery rate for substance use disorders, defined as sustained sobriety and abstinence, is 20-30%, indicating that 70-80% of individuals discontinue treatment<sup>1)</sup>. Relapse is common; however, continued efforts toward sobriety remain essential. Traditional definitions of recovery, which classify individuals who discontinue treatment as “non-recovered,” may require reconsideration. While complete abstinence remains the goal, recent harm reduction approaches emphasize minimizing physical and psychological harm and reducing dependence severity<sup>2)</sup>.

In Japan, the abstinence rate after one to three years of treatment ranges from 7% to 30%<sup>3)</sup>, showing that eliminating alcohol-related harm is difficult. If the sole goal is to stop drinking, family members may struggle to find meaning in attending meetings when alcohol use persists, leading to reluctance or withdrawal from participation. Continued codependent behavior may exacerbate feelings of helplessness and lead to the discontinuation of support. Alcohol use disorder (AUD) affects individuals and family systems, which are considered “unwell” when dysfunction occurs<sup>4)</sup>.

Morita<sup>5)</sup> reported that 41% of family members were “preoccupied with worrying about the person” and 38% were “overly caring for the person,” reflecting negative involvement and codependency. The systems approach advocates for interventions targeting the family unit rather than assigning blame. Intergenerational transmission of addiction-related pathology is well documented: sons of fathers with AUD are more likely to develop AUD, while daughters often partner with individuals with similar disorders<sup>1)</sup>. Research and support for Adult Children of Alcoholics emerged because children raised by parents with AUD may often become alcoholics themselves later in life<sup>6)</sup>. Previous studies have indicated that children of alcoholic parents tend to start drinking at an earlier age and are more likely to develop AUD<sup>7), 8)</sup>, as well as exhibiting self-destructive behavior, experiencing developmental issues<sup>9)</sup>, having reduced social skills<sup>1)</sup>, and suffering from mental health problems such as depression and anxiety<sup>10)</sup>. They are also more likely to make suicide attempts<sup>11)</sup> and have low self-esteem<sup>12)</sup>.

A Japanese study by Morita<sup>13)</sup> found that children with an alcoholic parent often unnecessarily conform to the parent's wishes or engage in “role reversal,” whereby the child cares for the parent. This is similar to the results of Kelley's<sup>14)</sup> study. Luthar<sup>15)</sup> compared parental factors and stated that maternal depression and paternal alcohol dependence were associated with children's psychopathology. Ohannessian<sup>16)</sup> demonstrated that paternal depression and alcohol dependence were associated with adolescent alcohol dependence, whereas parental depression was linked to sequelae and depression in young adulthood.

Consequently, preventing the perpetuation of addiction within families is critical. Previous studies have

identified significant psychosocial difficulties among individuals with AUD, including hypersensitivity to evaluation, low self-approval, impaired empathy, difficulty perceiving loneliness, and cognitive distortions<sup>1)</sup>. Kobayashi<sup>17)</sup> further distinguishes between “obvious” difficulties, such as abuse and neglect, and “implicit” difficulties, which remain hidden beneath seemingly stable family and social lives. These implicit difficulties often stem from over-adjustment and unexpressed negative emotions, such as anxiety and frustration.

Before attending family meetings, family members experience anxiety, pessimism, depression, and sleep deprivation, suggesting that they may be more exhausted than individuals with AUD<sup>18)</sup>. Consequently, we explored the life experiences of families of AUD patients to clarify how family support interventions can alleviate these difficulties and promote recovery within the family system.

This study focused on family support groups<sup>19)</sup>, which provides a space for families who are not medically eligible for treatment to openly discuss their feelings, share strategies for dealing with individuals with AUDs, and mutually support each other. In expert-moderated family support groups, those affected feel that they are seen as powerless, unable to stop alcohol addiction, and as codependents. Therefore, we asked families to share what kind of connection they most desire, for their own sake. The findings are expected to inform the development of support strategies.

## II. Purpose

This study aims to explore the lived experiences of family members of individuals with AUD and to clarify how family support interventions can alleviate these difficulties and promote recovery within the family system.

## III. Methods

### 3.1 Design and Participants

A qualitative descriptive design was employed. Eleven family members of individuals with AUD were recruited via snowball sampling from family support groups. The inclusion criteria were (a) having a family member diagnosed with AUD, (b) age  $\geq 18$  years, (c) any gender, (d) experience with patient support groups and having participated in a family-run support group for at least six months, and (e) providing written informed consent.

### 3.2 Data Collection

Semi-structured interviews were conducted between September 2023 and November 2025, either face-to-face or via web conferencing. Participants who had taken part in family self-help groups (SHGs) for over a year were asked about “stories of difficulties experienced as a family,” “benefits of family-run support groups,” and “advantages over support groups run by hospitals or AA.” Interviews lasted 60-90 minutes. Audio recordings were transcribed verbatim, and field notes documented non-verbal cues.

### 3.3 Data Analysis

Qualitative inductive analysis was conducted. Codes were derived from participants' own words, grouped into subcategories, and abstracted into categories. Credibility was ensured through member checking with four participants and supervision by a psychiatric nurse with a doctoral degree.

### 3.4 Ethical Considerations

The aim of the study, research methods, and assurances of privacy and anonymity were explained to participants both orally and in writing. Informed consent was obtained through signed consent forms.

Participants were assured that they could withdraw from the study at any time without penalty. Interview locations, schedules, and online settings were arranged according to participants' preferences. This study was conducted in accordance with the ethical guidelines of The Ethics Committee for Human Life Science and Medical Research of the Public University Corporation at Yokohama City University (F23080032).

## IV. Results

### 4.1 Overview of Study Participants

The duration of treatment for family members with AUD ranged from 2 to 35 years. Study participants consisted of eleven individuals (Three men, eight women), with an average age of 59.8 years. Regarding their relationships with individuals with AUD, eight were spouses, two were parents, and one was a child. An overview of the study participants is presented in Table 1. Because the interviews were conducted during the post-COVID-19 period, six were conducted in person and five via Zoom. Each interview lasted between 49 and 103 minutes, for a total duration of 822 minutes and an average of 75 minutes.

**Table 1. Attributes of study participants**

| ID | Age | Gender | SHG history        | Blood relationship | Participation in family meetings                                                          | Interview length (min) | Interview method |
|----|-----|--------|--------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|
| A  | 65  | Female | 38 years           | Spouse             | Member of AA<br>Participating as a couple                                                 | 103                    | Face-to-face     |
| B  | 78  | Female | 28 years           | Spouse             | Former member of AA<br>Family members participate long after the alcohol abuser has died. | 80                     | Face-to-face     |
| C  | 68  | Female | 25 years           | Spouse             | Former member of AA<br>Family members participate long after the alcohol abuser has died. | 77                     | Online           |
| D  | 65  | Female | 13 years           | Spouse             | Member of AA<br>Participating as a couple                                                 | 85                     | Face-to-face     |
| E  | 62  | Male   | 10 years           | Spouse             | Former member of AA<br>Family members participate long after the alcohol abuser has died. | 62                     | Face-to-face     |
| F  | 59  | Female | 6 months + 7 years | Spouse             | Member of AA<br>Participating as a couple                                                 | 75                     | Online           |
| G  | 40  | Female | 4 years            | Mother             | Family members participate long after the alcohol abuser has died.                        | 61                     | Face-to-face     |
| H  | 52  | Female | 3 years            | Spouse             | Member of AA<br>Couple attending separately                                               | 65                     | Online           |
| I  | 75  | Female | 3 years            | Son                | AA suspended for alcohol abusers<br>Only family members attend the SHG.                   | 90                     | Online           |
| J  | 39  | Male   | 2.5 years          | Father             | Only family members attend the SHG.                                                       | 49                     | Online           |
| K  | 55  | Male   | 17 years           | Spouse             | Former member of AA<br>Family members participate long after the alcohol abuser has died. | 75                     | Face-to-face     |

### 4.2 Experiences of Family Members of Individuals with Alcohol Use Disorder

#### 4.2.1 Desire to Address Alcohol Abuse

The following statements were made regarding AUD: “strong impatience to do something about AUD”; “need to reflect on oneself and be prepared for recovery”; “lack of friends to talk to, accept, and help each other”; “lack of peace of mind and difficulty finding a place to stay”; and “difficulty in maintaining and sustaining a family association with the desire to make contributions.” Family members initially joined family meetings with the goal of helping loved ones cease drinking or out of obligation, as they were in a

codependent relationship with the person with AUD. They demonstrated patience and eagerness to learn how they could help the person with AUD.

#### 4.2.2 Self-Reflection and Readiness for Recovery

At first, family members attended meetings without a clear intention to participate actively. However, despite differing thoughts and opinions, they viewed every moment as a learning opportunity and gained wisdom from shared experiences. Examples of participants' statements include: "Even for my family, we are powerless against alcohol, and even if I wanted to help them, I must accept that I cannot help them" (C-5) and "I don't know what will happen, but I am ready to accept that too" (D-23). These statements reflect their readiness to accept suffering and face AUD (G-12).

After learning about the importance of family meetings, one of the three pillars of recovery—through an educational program, participants realized that while they could attend meetings alone, it was crucial for family members to participate even if the person with AUD did not (I-27). Their purpose for attending evolved from supporting the person with AUD to recognizing "the need for family members to be connected to the family association for their own sake" (E-55). Some participants reported personal growth. For example, "I have realized changes in myself by attending family meetings" (E-34), "My way of thinking and the points I learn have changed as I am exposed to the same content repeatedly," and "I have developed a greater capacity to listen to others calmly" (E-47). Others acknowledged that continued participation helped prevent a return to previous codependent behaviors: "If I stop coming to family meetings, I will return to my old ways and become codependent again. Attending family meetings made me realize that the problem was not alcohol, but my own behavior" (J-42).

Another participant stated: "I have realized that this is a place to learn, not only about alcohol but also about how to live" (J-43). Family members recognized that "even if the person with AUD is sober, the family members themselves have not recovered" (G-19). Thus, they engaged in self-reflection and aimed to support recovery for both themselves and their loved ones.

#### 4.3 Difficulties in the Lives of Family Members

Based on the findings, we extracted an item pool of difficulties participants experienced in their lives. Table 2 compares item pools for individuals with AUD and their family members. While the items for individuals with AUD included "I want to end my life," this was absent among family members. Other items included awareness of one's cognitive characteristics and maintaining appropriate distance from others; finding support amid disappointment, helplessness, and resignation; and acknowledging the difficulty of living yet persevering.

**Table 2. The difficulties faced by families of alcoholics and the significance of participating in family support groups run by families.**

|                                          | Narrative Code                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Lessons learned from family              | <p>"Even for my family, we are powerless against alcohol, and even if I wanted to help them, I must accept that I cannot help them" (C-5)</p> <p>"I don't know what will happen, but I am ready to accept that too" (D-23)</p> <p>"I have realized changes in myself by attending family meetings" (E-34)</p> <p>"My way of thinking and the points I learn have changed as I am exposed to the same content repeatedly" (E-47-1)</p> <p>"I have developed a greater capacity to listen to others calmly" (E-47-2)</p> <p>"The need for family members to be connected to the family association for their own sake" (E-55)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| The importance of meetings               | <p>"My wife repeatedly relapsed into drinking, moving further away from recovery, and I felt helpless. But then I heard the story of another alcoholic who had recovered by staying sober, and it gave me hope" (E-42) (K-7)</p> <p>"I continue to participate in these events to deepen my understanding of my own struggles in life, and also to understand the illness of alcoholism" (C-48)</p> <p>"These statements reflect their readiness to accept suffering and face AUD" (G-12)</p> <p>"Even if the person with AUD is sober, the family members themselves have not recovered" (G-19)</p> <p>"Continued participation helped prevent a return to previous codependent behaviors" (A-5) (B-22) (D-41) (H-24) (K-28)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| The ripple effect of family associations | <p>"I have realized that this is a place to learn, not only about alcohol but also about how to live" (J-43)</p> <p>"I think there is no other place as appealing as SHG. I understood what was good about SHG and continued to go there for a long time" (F-56)</p> <p>"It is good to have lots of people who make others think, 'I want to be like this person.' You can only find those people by participating in family support groups" (F-60)</p> <p>"(An older family member of someone who suffered from alcohol-related illness) has been exceedingly kind to me. There are people who care about me and look out for me. That is something to be grateful for" (F-63)</p> <p>"Through an educational program, participants realized that while they could attend meetings alone, it was crucial for family members to participate even if the person with AUD did not" (I-27).</p> <p>"If I stop coming to family meetings, I will return to my old ways and become codependent again. Attending family meetings made me realize that the problem was not alcohol, but my own behavior" (J-42)</p> |

**Table 3. Comparison of item pools between alcoholics and their families.**

| Alcohol use disorders                                                                      | Family members of alcoholics                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <b>Aligning with the expectations of others</b>                                            | <b>Aligning with the expectations of others</b>                               |
| To be in tune with others' expectations                                                    | Always accompany my husband to AA meetings                                    |
| Wanting to be nice                                                                         | I want to be a good mother.                                                   |
| Worried about being seen                                                                   | Acting like a good wife                                                       |
|                                                                                            | Taking over tea duty, even though I do not really want to                     |
|                                                                                            | I take my children to AA meetings even though I want them to go to bed early. |
| <b>Seeking perfection</b>                                                                  | <b>Seeking perfection</b>                                                     |
| Can only think in terms of 0 or 100                                                        | Black and white thinking                                                      |
| Thinks in black and white daily                                                            | Zero or one hundred                                                           |
| The slightest failure makes me so anxious that I try to throw away what I am trying to do. | No, he is not good enough... Criticism of others without thinking.            |
| I can overlook other people's failures but cannot forgive my own.                          | It must be this way.                                                          |
|                                                                                            | Climbing to the idea that it is right                                         |
|                                                                                            | Very earnest                                                                  |

|                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>Numbing the senses and emotions</b>                                                                                                                                                                                                  | <b>Numbing the senses and emotions</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| Try to drown my feelings                                                                                                                                                                                                                | <p>Confused to the point that they do not know how to organize and deal with things.</p> <p>Thinking only about others while the family itself is in shambles</p> <p>Ever since I was a small child, I have always thought about others and put them first in my life</p> <p>Unable to focus on my own suffering</p> <p>I cannot take care of myself because I am constantly cleaning up after myself.</p>       |
| <b>I cannot accept myself as I am.</b>                                                                                                                                                                                                  | <b>I cannot accept myself as I am.</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>Always chasing after the ideal</p> <p>Unable to see myself in the past</p> <p>I am ashamed of myself.</p>                                                                                                                            | <p>I must be this way or that way.</p> <p>I cannot look at and think about my past.</p> <p>I have problems with adult children and adult children of alcoholics.</p> <p>I have relapses, slips, hospitalizations, failures, and successes.</p>                                                                                                                                                                   |
| <b>I cannot trust anyone.</b>                                                                                                                                                                                                           | <b>I cannot trust anyone.</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>I have never had anyone I can call my best friend.</p> <p>I believe that people will always betray me.</p>                                                                                                                           | <p>I ended up in despair and devastated by the words of my older family members</p> <p>The preaching, harassment, and methods are dirty.</p> <p>Too many people are too selfish</p> <p>Feeling shaken by the fear of drinking again</p> <p>I feel disrespected and evaluated.</p>                                                                                                                                |
| <b>I cannot speak my mind.</b>                                                                                                                                                                                                          | <b>I cannot speak my mind.</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>I do not have confidence in my own words and actions.</p> <p>From the beginning, I believed that other people would not listen to me.</p>                                                                                            | <p>I thought I should not show my family's sadness in front of him.</p> <p>Not focusing on myself</p> <p>There are family members who are too absorbed in the situation.</p> <p>I want to be a good wife and parent.</p>                                                                                                                                                                                         |
| <b>Wants to disappear.</b>                                                                                                                                                                                                              | <b>Wants to disappear.</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>I have wanted to die.</p> <p>I have self-harmed.</p>                                                                                                                                                                                 | Not applicable                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>I want to be confident in my abilities.</b>                                                                                                                                                                                          | <b>I want to be confident in my abilities.</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>I have thought that I am better than others at work or study.</p> <p>My abilities are not recognized by others.</p>                                                                                                                  | <p>Ability to relate to people who say things I do not like</p> <p>Skills to relate in a non-hurtful way</p> <p>Ability to enjoy life with alcohol abusers and their friends</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>Ability to see things from my perspective</b>                                                                                                                                                                                        | <b>Ability to see things from my perspective</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>I have been told I am self-centered</p> <p>I have felt that I do not understand other people's feelings.</p> <p>I am not good at reading the air</p> <p>I take pleasure in exposing others' mistakes through good argumentation.</p> | <p>Alcohol-dependent family care starts with the couple.</p> <p>Awareness of the tendency to take the perspective of the family and the victim</p> <p>Choosing the right people and places to talk about experiences to avoid being hurt</p> <p>Family meetings are a place where you can present yourself without putting on air and graces.</p> <p>Spend time with people who know what I am going through</p> |

|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Background of the difficulties of life for family members of alcohol abusers       | Background of the difficulties of life for family members of alcohol abusers                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| Not applicable                                                                     | <p>Anger at unreasonable behavior, sadness, frustration, exhaustion</p> <p>Escaping from the hellish original family</p> <p>Why? Conflicted hesitation without answers</p> <p>Love, hate, and conflicting feelings toward the alcohol addict</p> <p>Burden of multiple care for family members (caregivers and children) who need advocacy</p> <p>Anxiety that follows them everywhere</p> |
| What I have learned from the difficult experiences of family members of alcoholics | What I have learned from the difficult experiences of family members of alcoholics                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| Not applicable                                                                     | <p>Awareness of one's own cognitive characteristics and appropriate distance from others</p> <p>Finding support during disappointment, helplessness, and resignation.</p> <p>Acknowledging the difficulty of living and persevering to stay there.</p>                                                                                                                                     |

## V. Discussion

### 5.1 The Reality of Families of Individuals with AUD

Before attending family meetings, family members experienced anxiety, pessimism, depression, and sleep deprivation, suggesting that they may be more exhausted than individuals with AUD<sup>18)</sup>. Our findings indicate that these members participated in family meetings out of an ardent desire to mitigate alcohol-related harm—to stop drinking and eventually eliminate its consequences. Morita<sup>5)</sup> reported that 41% of family members were “preoccupied with worrying about the person” and 38% were “overly caring for the person,” reflecting negative involvement and codependency.

### 5.2 The Family Must Recognize Co-dependent Problematic Behaviors

Regarding the “attitude of self-reflection and readiness for recovery,” continued participation was driven by an ardent desire to address alcohol-related harm. Family members often felt powerless as harm persisted despite their efforts, experiencing a form of “bottoming out” like individuals with AUD<sup>20)</sup>. They were compelled to accept that they could not help, even if they wanted to. Just like individuals with AUD, family members recognized that their codependent behaviors were problematic, leading them to relinquish control and prepare to accept pain. Ochi and Nojima<sup>21)</sup> identified “confronting the alcohol problem” as a turning point for families and described “readiness to take on the alcohol problem” as part of a realistic perspective. Subsequently, the purpose of attending meetings shifted from making the person quit drinking to living their own lives without assuming responsibility for the individual's actions, which influenced continued participation.

These findings suggest that family associations that can support the members during their recovery process must be fostered. Therefore, in the process of recovering from AUD, a family's self-esteem may increase by first developing a family SHG. This may demonstrate the possibility of overcoming the difficulties of living with individuals with AUD.

## VI. Implications and Limitations

Three cognitive changes were considered important. First, when families understand addiction and

become more knowledgeable about the disease, the chances of recovery increase<sup>22)</sup>. Second, as family members gain a better understanding of the behavior and emotions of the person with AUD, they can increase their empathy and support<sup>21)</sup>. Third, when family members deepen their self-understanding and view themselves positively, recovery progresses<sup>20)</sup>. Through these cognitive changes, families can be freed from AUDs and can restore their relationship with the person with AUD and live independently. Ota et al.<sup>23)</sup> and Al-Anon Family Group<sup>24)</sup> suggest that for families to recover, “restoring the family’s own independence” is necessary. Through these cognitive changes, families find meaning in their efforts to recover and rebuild relationships, despite their suffering.

This study has several limitations. First, participants were recruited through networks related to the researchers, which may have introduced selection bias and limited the diversity of perspectives. Second, participants were individuals who had continued attending family support groups, potentially excluding those who discontinued participation owing to negative experiences. These factors may have resulted in an overrepresentation of positive experiences and should be considered when interpreting the findings. Future research should examine larger sample groups, compare family associations that have conducted voluntary activities such as SHGs and those run by hospitals and governments, and compare families of individuals with AUD in urban and rural areas.

## VII. Conclusions

Family members of individuals with AUD experience several difficulties, including an ardent desire to resolve alcohol-related problems, the need for self-reflection, and challenges in maintaining supportive relationships. Participation in family support groups facilitated changes in awareness and perspectives, enabling family members to focus on their own recovery and well-being. These findings highlight the importance of family-focused support interventions in addressing the needs of family members affected by AUD.

## Conflicts of Interest

The authors declare no conflicts of interest associated with this manuscript.

## Author Contributions

OH.YN. made substantial contributions to the conception and design of the study, as well as to the acquisition, analysis, and interpretation of data. KT.YK. and IM.KS. drafted the manuscript. KT.YN. critically revised the manuscript for important intellectual content. All authors approved the final manuscript.

## References

- 1) Ito K., Yasuda M. ‘Liveness’ in the process of recovery from alcoholism: Differences between men and women in terms of family background and psychological tendencies. *Sex and Mind*. 2014, 6(2), 94-108.
- 2) A. A. General Services. New to AA? AA General Services Home Page. <https://aa-japan.org/introduction/>. (accessed July 1, 2025)
- 3) Higuchi S., Saito T. Reduction in alcohol consumption: Therapeutic goal in alcohol dependence treatment. *Japanese Journal of Alcohol Studies and Drug Dependence*. 2013, 48(1), 17-31.
- 4) Kato H. The difficulty of living as a patient in the city (disorder and suppression of independent social relationship formation) and P. S. W. function. *Journal of Neuropsychiatry*. 1981, 83(12), 808-810.
- 5) Morita N. Mental health and communication problems in families of addicts and support for them.

- Japanese Journal of Alcohol Studies & Drug Dependence. 2016, 51(2), 112-121.
- 6) Hall C. W., Webster R. E. Risk factors among adult children of alcoholics. *International Journal of Behavioral Consultation and Therapy*. 2007, 3(4), 494-511.
  - 7) Anda R. F., Whitfield C. L., Felitti V. J. et al. Adverse childhood experiences, alcoholic parents, and later risk of alcoholism and depression. *Psychiatric Services*. 2002, 53(8), 1001-1009.
  - 8) Rothman E. F., Edwards E. M., Heeren T. et al. Adverse childhood experiences predict earliest age of drinking onset: Results from a representative US sample of current or former drinkers. *Pediatrics*. 2008, 122(2), e298-304.
  - 9) AlSaad H., AlSaad A., Khalifah Z. et al. Psychological, behavioral, and developmental impact on children of alcoholics. *International Journal of Medicine in Developing Countries*. 2023, 7(6), 930-936.
  - 10) Klostermann K., Chen R., Kelley M. L. et al. Coping behavior and depressive symptoms in adult children of alcoholics. *Substance Use & Misuse*. 2011, 46(9), 1162-1168.
  - 11) Christoffersen M. N., Soothill K. The long-term consequences of parental alcohol abuse: A cohort study of children in Denmark. *Journal of Substance Abuse Treatment*. 2003, 25(2), 107-116.
  - 12) Rangarajan S. Mediators and moderators of parental alcoholism effects on offspring self-esteem. *Alcohol and Alcoholism*. 2008, 43(4), 481-491.
  - 13) Morita N. Addiction as a family issue: Focusing on the impact of parental addiction on children and support for them. *Journal of the Science of Adolescence* 2022, 40(1), 86-90.
  - 14) Kelley M. L., French A., Bountress K. et al. Parentification and family responsibility in the family of origin of adult children of alcoholics. *Addictive Behaviors*. 2007, 32(4), 675-685.
  - 15) Luthar S. S., Merikangas K. R., Rounsaville B. J. Parental psychopathology and disorders in offspring: A study of relatives of drug abusers. *Journal of Nervous and Mental Disease*. 1993, 181(6), 351-357.
  - 16) Ohannessian C. M., Hesselbrock V. M., Kramer J. et al. The relationship between parental psychopathology and adolescent psychopathology: An examination of gender patterns. *Journal of Emotional and Behavioral Disorders*. 2005, 13(2), 67-76.
  - 17) Kobayashi S. The illness of not believing people: Addiction as a trust disorder. Nippon Hyoron Sha. 2016.
  - 18) Hashimoto A., Kondo G., Sasaki S. et al. Utility of family association for families with addiction. *Hospital and Community Psychiatry*. 2003, 46(3), 280-281.
  - 19) Timko C., Laudet A., Moos R. H. Newcomers to Al-Anon family groups: Who stays and who drops out? *Addictive Behaviors*. 2014, 39(6), 1042-1049.
  - 20) Matsushita T. A study of recovery in families of alcoholics through semi-structured interviews. *Addictions Nursing*. 2019, 16(2), 83-103.
  - 21) Ochi M., Nojima S. A study on turning points in families of alcoholics. *Japanese Journal of Research in Family Nursing*. 2012, 18(1), 25-36.
  - 22) Ochi M., Nojima S., Nakahira Y. et al. Assessment of an empowerment support group program using a solution-focused approach for families of alcoholics. *Japanese Journal of Research in Family Nursing*. 2021, 26(2), 161-172.
  - 23) Ota A., Haraguchi Y., Abe T. Cognitive changes in families of alcoholics. *Clinical Psychology: Bulletin of the Graduate School of Fukuoka Jogakuin University*. 2019, 16, 1-9.
  - 24) Al-Anon Family Group. If you love an alcoholic. Al-Anon Japan. 2005.  
<https://www.al-anon.or.jp/meeting/>

## アルコール使用症家族会における予防的支援： 家族の困難と成長に関する質的研究

小 倉 弘 美<sup>1)</sup>, 片 山 健 浩<sup>2)</sup>, 谷 島 和 美<sup>3)</sup>, 石 井 匡 人<sup>3)</sup>,  
梶 原 沙央里<sup>4)</sup>, 山 田 典 子<sup>5)</sup>

1) 横浜市立大学大学院社会精神看護学専攻研究生

2) 横浜市立大学大学院博士後期課程アクション看護学開発専攻

3) 横浜市立大学大学院博士後期課程社会精神看護学専攻

4) 横浜市立大学大学院博士前期課程精神看護学分野

5) 横浜市立大学大学院医学研究科

### 要旨

本研究目的は、アルコール使用症（AUD）患者の家族が経験する困難を明らかにし、回復促進における家族支援の有効性を検証することである。

定期的に家族会に出席する家族11名を対象に半構造化面接を実施した。データは逐語録に基づく質的帰納的分析法を用いて分析した。

結果、家族が直面する困難は、アルコール関連の害に対処する強い切迫感、自己内省と回復への準備の必要性、相互受容のための支援関係の欠如、心の平穏の欠如と安全な場所を見つけることの難しさ、貢献したいという意欲を持ちながらも家族とのつながりを維持することの難しさが示された。

AUD患者とその家族は、低い自尊心、他者への信頼の欠如、本音の表現の難しさといった共通の特徴を有していた。

家族が主催する家族会は、内省と個人的な成長のための場となり、家族会に参加することで困難感を軽減し、自らを取り戻す場となりえていた。家族による主体的な家族自助グループ（SHG）が回復を促進し、家族の自尊心を高める上で重要である。家族関係の再構築と維持は、AUD患者との共存における課題を克服する上で役立つ可能性が見出された。

キーワード：アルコール使用症、家族支援、共依存、回復、家族自助グループ

# 小学校体育授業の器械運動で発生した後遺障害を伴う事故の実態 －日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」を用いた分析－

山 崎 雅 史

園田学園大学

## Characteristics of Disability-Causing Injuries in Apparatus Gymnastics during Elementary School Physical Education Classes: An Analysis Using the Japan Council's School Injuries Case Search Database.

Masashi Yamasaki

Sonoda University

### 抄録

本研究は、小学校体育授業における器械運動領域の学習中に発生した事故のうち、障害を伴うに至った事故の発生時の状況を分析し、運動種目別の発生時の傾向を明らかにするとともに、事故防止策のための資料提供を行うことを目的に行った。分析には、スポーツ振興センターがホームページ上で公開している「学校等事故事例検索データベース」のデータを用いた。校種「小学校」、場合別1「各教科等」、場合別2「体育（保健体育）」、競技種目「鉄棒運動」「マット運動」「跳び箱運動」「体操（その他）」により抽出された61件を分析対象とした。発生時の状況の分析項目は、発生時に取り組んでいた技や発生時の局面、負傷部位等とした。

その結果、発生件数は跳び箱運動が最も多く、次いでマット運動、鉄棒運動の順に多いことが明らかとなった。跳び箱運動では、助走による勢いがついた状態でバランスを崩し転落しながら着地する事例や、着地時に手や腕をつく事例が多く見られた。マット運動では、倒立を伴う技における事故が多く、転倒時や回転時に自身の膝が眼に接触することにより負傷する事例が確認された。鉄棒運動では、転落による事故が大半を占めていた。

以上の結果から、各運動種目における事故発生時の特徴的な状況を教師が理解するとともに、それを踏まえた上で、技の系統性に基づいた指導や学習過程の構成、安全に配慮した場の設定の在り方について検討する必要性が示唆された。

キーワード：学校安全、事故防止、跳び箱運動、マット運動、鉄棒運動

Key words : School Safety, Injuries Prevention, Vaulting Box Activities, Mat Activities, Horizontal Bar Activities

### I はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「スポーツ振興センター」とする。）は、学校の管理下の災害を、災害共済給付制度を通じて把握している。2024年度に小学校での負傷・疾病に対して給付を行った件数は、267,223件であり、そのうちの70,917件にあたる26.5%が体育授業で発生しており、場合別発生件数としては最も多くなっている<sup>1)</sup>。体育授業での発生が最多であることは、2024年度に

限ったことではなく、過去10年以上も継続している<sup>2)</sup>。

体育授業における負傷発生について学年別、性別、内容別に概観した山崎（2023）は、いずれの学年でも跳び箱を使った運動遊び、跳び箱運動による負傷発生率が高く、加えて低学年では鉄棒を使った運動遊びが、中学年以降はマット運動による負傷発生率も高くなっていることを報告している<sup>3)</sup>。これらの内容は、小学校学習指導要領（平成29年告示）体育編の内容では、器械運動領域に位置付く<sup>4)</sup>。要

するに小学校体育授業においては、器械運動領域の学習中に発生している事故が多いということである。実際に2024年度の小学校体育授業における負傷・疾病による給付件数上位5種目は、跳び箱運動<sup>注1)</sup> 14,592件、バスケットボール6,881件、マット運動6,122件、鉄棒運動2,762件、障害走（ハードル）2,645件となっており、器械運動領域における発生件数が全体の35.5%を占めていた<sup>1)</sup>。

2022年3月に閣議決定された「学校安全の推進に関する計画」は、学校保健安全法第3条の2に基づき、国が策定するものであり、現在第3次計画が2022年度から2026年度までの5年間を計画期間として進行中である。計画の目指す姿には、「学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること」が掲げられている<sup>5)</sup>。

器械運動領域における障害<sup>注2)</sup>や重度の負傷を伴う事故に関する先行研究はいくつか確認できた。平塚（2020）は、小学校、中学校、高等学校における鉄棒運動、跳び箱運動及びマット運動で発生した障害事故の発生件数について、校種別、学年別に整理し、小学校では6年生の跳び箱運動での発生が最も多いことを報告している<sup>6)</sup>。服部（2023）は、小学校体育授業における死亡事故と障害事故の発生件数について、学年別、運動種目別、年次推移等により整理している<sup>7)</sup>。これらの報告は、スポーツ振興センターがホームページ上で公開している「学校等事故事例検索データベース」により得られる情報をもとに主として発生件数の分析を行っているものの、発生時の傾向を把握するという点において十分であるとは言い難い。板倉ら（2019）は障害に至った事故を分析した研究ではないものの、小学校体育の授業中における事故の発生を運動種目別に分析し、跳び箱運動で最も多く事故が発生していること、しかも重傷となり得る事故が多く起きていることを報告している。また、開脚跳びの特徴的な跳び方と障害予防策についても報告を行っている<sup>8)</sup>。

スポーツ振興センター（2021）は、骨折事故の実態を分析し、小学校器械運動領域においては跳び箱運動と鉄棒運動についての報告を行っている<sup>9)</sup>。障害見舞金の給付に特化した報告ではないが、バスケットボールや跳び箱運動等における手指の骨折状況や事故防止のための取り組みが示されており、事故防止には大いに役立つ。さらに、跳び箱運動、

マット運動、鉄棒運動での障害見舞金の給付に至った過去の災害事例を分析した望月ら（2023）の報告は、事故予防アドバイスを提案しており意義深い。とりわけ跳び箱運動では、着地時の発生が全体の6割を占めていることや上肢の負傷が最も多いことを報告している。また、安全に配慮した指導の観点として、マット等の活用や短い助走、仲間の適切な補助を挙げている<sup>10)</sup>。しかし、いずれの運動種目も小学校・中学校・高等学校を一纏めにして分析していることから、小学校での事故発生の傾向を包摂している可能性はあるものの、小学校に限定した事故発生の傾向は明らかにはされていない。特に、鉄棒運動とマット運動に関しては、部活動に関する報告が多く見受けられたため、小学校の体育授業で発生した事故に焦点化した発生時の傾向を明らかにすることはできない。

以上のように、障害を伴う事故の発生件数を整理した研究や障害を伴う事故には至っていない器械運動領域における発生時の状況を分析した研究はあるものの、これらから小学校体育授業における器械運動領域で発生した障害を伴う事故についての発生時の傾向を明らかにすることはできない。小学校現場において障害を伴う事故を減少させるためには、具体的な事故発生時の状況や傾向に関する情報が必要である。そこで、本研究では、小学校体育授業の器械運動で発生した障害を伴う事故発生時の状況を分析し、事故防止に役立てるための資料を提供することを目的とした。

## Ⅱ 方法

### 1. データ資料

小学校体育授業での事故を含む学校管理下の災害は、スポーツ振興センターが災害共済給付制度を通して把握している。制度の加入状況は、2024年度小学校で99.7%と、ほぼ全員が加入している<sup>1)</sup>。制度を利用し、給付を受けるためには、各学校が「災害発生時の状況」についてスポーツ振興センターの指定の様式に沿って選択及び記述を行い、申請をしなければならない。その申請された書類をもとに、給付を行った事故に関する情報は、スポーツ振興センターが毎年「学校等の管理下の災害」にまとめ統計情報として公開している<sup>注3)</sup>。そこには、当該年度に障害見舞金の給付を行った災害発生時の状況が記述されているが他の年度の災害については記述され

ていない。しかし、スポーツ振興センターのホームページには、2024年1月25日現在、2005年度から2023年度に給付を行った7,374件の障害事例を閲覧できるように「学校等事故事例検索データベース」が公開されている<sup>11)</sup>。そこで、まずは、その7,374件のデータのうち、本研究の分析に必要な、小学校体育授業で発生した障害見舞金の給付に至った事故の抽出を行った。校種「小学校」、場合別1「各教科等」、場合別2「体育（保健体育）」によりデータを抽出した結果、257件が該当した。さらに器械運動領域における事故の分析を行うため、競技種目を「鉄棒運動」「マット運動」「跳び箱運動」「体操（その他）」に限定した。その結果抽出された61件を分析対象とした。

## 2. データの分析

スポーツ振興センターが公開している「学校等事故事例検索データベース」には、学年、性別、障害種別、場合、運動種目、災害発生時の状況等が掲載されている。災害発生時の状況は、前述したとおり災害共済給付を学校が申請する際に、各学校で記述し提出しているものである。申請書には、災害発生時の状況については「具体的に詳記してください」としか示されていないこともあり、記入者によって記述の視点や内容が異なっている。その内容を小学校現場での体育指導経験が10年以上ある筆者が読み取り、発生時に取り組んでいた技や発生時の局面、負傷部位等の分類を行った。マット運動は、技の特定が可能であったため、発生時に取り組んでいた技別に分類を行った。それらの内容をもとに、運動種目別の発生傾向を明らかにした。

## 3. 倫理的配慮

本研究で扱うデータは全てスポーツ振興センターのホームページで公開されている情報であり、個人情報には含まれていないため、特段の倫理的配慮は不

要であった。

## Ⅲ 結果

### 1. 学年・性別・運動種目別の発生件数

分析対象とした61件の事故を学年別・性別・運動種目別に分類したものが表1である。発生件数（全61件に対する割合）は、上から順に跳び箱運動27件（44.3%）、マット運動16件（26.2%）、鉄棒運動15件（24.6%）、体操（その他）3件（4.9%）であった。跳び箱運動では男子19件が女子8件より多いが、他の種目では男女の件数に差は見られなかった。学年別での発生件数は、跳び箱運動では低学年（3件）から中学年（10件）へ、そして高学年（14件）へと増加し、マット運動では、低学年（1件）、中学年（2件）の発生は少なく、高学年（13件）での発生件数が多い結果となった。鉄棒運動では、いずれの学年でも発生しているが、2・3年生（9件）が、他学年（各学年1～3件）よりも多かった。

### 2. 跳び箱運動における発生傾向

表1のとおり、最も発生件数の多かった跳び箱運動での事故27件について、災害発生時の状況を読み取り、いくつかの状況別に分類を行った。その結果とそれぞれの状況時に発生した事故による障害種別の内訳を記したものが表2である。

動作中に勢いがつきすぎて踏切後もしくは空中局面でバランスを崩し、転落をしながら着地を行った「勢いあまって転落着地」と、勢いがつきすぎたという状況記述はないものの、着地時に手や腕を付いた「着地時に手や腕をつく」に分類されたものがそれぞれ5件で最多であった。次いで、跳び箱への着手が上手くいかなかった「着手ミス」が4件、踏切後に跳び箱に足を衝突させることにより発生した「跳び箱と足の衝突」が3件、台上前転時に回転から着地までの流れの中で発生した「台上前転で転落着地」3件、着地時に自身の膝に眼を当てて負傷す

表1. 学年別・性別・運動種目別の災害発生件数

|         | 1 |   | 2 |   | 3 |   | 4 |   | 5 |   | 6  |   | 計  |    | 総計 |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|----|----|----|
|         | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男  | 女 | 男  | 女  |    |
| 跳び箱運動   | 1 |   | 2 |   | 4 | 1 | 3 | 2 | 1 | 3 | 8  | 2 | 19 | 8  | 27 |
| マット運動   |   |   |   | 1 | 1 |   | 1 |   | 3 | 3 | 4  | 3 | 9  | 7  | 16 |
| 鉄棒運動    | 1 |   | 2 | 2 | 3 | 2 |   | 1 | 1 | 2 | 1  |   | 8  | 7  | 15 |
| 体操（その他） |   |   |   | 1 |   | 1 |   |   |   |   |    | 1 | 0  | 3  | 3  |
|         | 2 | 0 | 4 | 4 | 8 | 4 | 4 | 3 | 5 | 8 | 13 | 6 | 36 | 25 | 61 |

る「着地で膝が眼に当たる」2件であった。他の災害発生時の状況はいずれも1件であった。災害発生時の状況において、跳び箱の段数が示されていたのは一部であったものの、6年生男子で発生した事故のうち2件は8段であった。

取り組んでいた技については、馬跳び1件、頭はね跳び1件、横跳び2件、前方倒立回転跳び2件（うち1件は転回跳びと記述）、台上前転3件、開脚跳び3件、記述なし15件であった。

障害種別では、上肢切断・機能障害が27件中7件と最も多く、次いで手指切断・機能障害の5件であった。

### 3. マット運動における発生傾向

表3は、マット運動で発生した16件について、発生時に取り組んでいた技と障害種別の内訳を表した

ものである。倒立を伴う技である「倒立前転」「壁倒立」「倒立」「補助倒立」「前方倒立回転」を合わせると8件、全体（16件）の半数を占めた。他には、後転3件、跳び前転2件、前転2件、助走中1件の発生であった。前転2件のうち1件は、ステージ上で前転し、ステージ下に着地するという技の着地時に発生していた。

障害種別で最も多かったのは、視力・眼球運動障害の6件であり、全体の37.5%を占めていた。6件のうち5件は、転倒時や回転時に自身の膝が自身の眼にあたることで発生していた。次いで多かったのは、精神・神経障害の4件であった。

### 4. 鉄棒における発生傾向

表4は、鉄棒運動で発生した15件について、災害発生時の状況と障害種別の内訳を表したものであ

表2. 災害発生時の状況と障害種別（跳び箱運動）

| 状況         | 件数 | 障害種別の内訳                             |
|------------|----|-------------------------------------|
| 勢いあまって転落着地 | 5  | 上肢切断・機能障害3, せき柱障害1, 歯牙障害1           |
| 着地時に手や腕をつく | 5  | 上肢切断・機能障害2, 外貌・露出部分の醜状障害2, 精神・神経障害1 |
| 着手ミス       | 4  | 手指切断・機能障害3, 上肢切断・機能障害1              |
| 跳び箱と脚の衝突   | 3  | 外貌・露出部分の醜状障害2, 下肢切断・機能障害1           |
| 台上前転で転落着地  | 3  | 精神神経障害2, せき柱障害1                     |
| 着地で膝が眼に当たる | 2  | 視力・眼球運動障害2                          |
| 着地で足を捻る    | 1  | 下肢切断・機能障害1                          |
| 着地時に背部負傷   | 1  | せき柱障害1                              |
| 片付け中の狭窄    | 1  | 手指切断・機能障害1                          |
| 待機中の転倒     | 1  | 手指切断・機能障害1                          |
| 着手なしで転落着地  | 1  | 上肢切断・機能障害1                          |

表3. 災害発生時の状況と障害種別（マット運動）

| 技      | 件数 | 障害種別の内訳              |
|--------|----|----------------------|
| 後転     | 3  | 精神・神経障害2, せき柱障害1     |
| 倒立前転   | 2  | 視力・眼球運動障害2           |
| 壁倒立    | 2  | 視力・眼球運動障害1, せき柱障害1   |
| 倒立     | 2  | 視力・眼球運動障害1, 精神・神経障害1 |
| 跳び前転   | 2  | 視力・眼球運動障害1, 歯牙障害1    |
| 前転     | 2  | せき柱障害2               |
| 補助倒立   | 1  | 外貌・露出部分の醜状障害1        |
| 前方倒立回転 | 1  | 視力・眼球運動障害1           |
| 助走中    | 1  | 精神・神経障害1             |

表4. 災害発生時の状況と障害種別（鉄棒運動）

| 状況      | 件数 | 障害種別の内訳                             |
|---------|----|-------------------------------------|
| 転落（逆さ）  | 5  | 外貌・露出部分の醜状障害3, 上肢切断・機能障害1, 胸腹部臓器障害1 |
| 転落（回転）  | 5  | 外貌・露出部分の醜状障害3, 視力・眼球運動障害1, 精神・神経障害1 |
| 転落（越える） | 3  | 上肢切断・機能障害2, 胸腹部臓器障害1                |
| 衝突      | 2  | 外貌・露出部分の醜状障害1, 歯牙障害1                |

る。災害発生時の状況を読み取ると、15件中13件が転落により発生しており、2件が鉄棒に衝突することにより発生していた。転落により発生していた13件の災害は、逆さ状態からの転落「転落（逆さ）」5件、回転中に転落「転落（回転）」5件、鉄棒を跨ぎ越えようとした際の転落「転落（越える）」3件に分類することができた。

障害種別で最も多かったのは、外貌・露出部分の醜状障害の7件であり、全体の46.7%を占めていた。

## 5. 体操（その他）における発生傾向

3件発生していた体操（その他）の災害発生時の状況を読み取ると、2件が馬跳びを実施している際に発生し、上肢切断・機能障害と歯牙障害が1件ずつであった。もう1件は雲梯をしている際に手の力が抜けて、顔から転落した事案であり、障害種別は外貌・露出部分の醜状障害であった。

## IV 考察

スポーツ振興センターが公開している「学校等事故事例検索データベース」の情報を基に、小学校体育の器械運動における障害を伴う事故61件の発生時の状況を分析し、運動種目別の発生傾向を明らかにした。跳び箱運動、マット運動、鉄棒運動、体操（その他）の順に、発生要因や授業づくり、場の設定、指導方法等の観点から考察を行う。なお、表5は、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編（以下、「解説」とする。）に示されている技の例示をまとめたものである。

### 1. 跳び箱運動

跳び箱運動における事故の発生時の状況は、「勢いあまって転落着地」が5件、勢いがつきすぎたという記述はないものの災害発生時の状況の記述内容から勢いがつきすぎたことによりバランスを崩したと推察される「着地時に手や腕をつく」が5件と最も多くなっていた。6年生男子では、8段の跳び箱に取り組んでいた際に2件の事故が発生していた。8段の跳び箱を跳び越える際には、一定の助走スピードと踏切の強さが必要になる。しかし、その勢いを踏切、第1空中局面、着手、第2空中局面で制御できなくなり、バランスを崩して脚での着地ができなかったことにより発生していることが推察され

た。上述した状況10件のうち、上肢切断・機能障害が5件発生しているのは、このことが原因であることが示唆された。

望月ら（2023）は、安全に配慮した指導の観点の1つとして、短い助走を挙げている。指導の初期では助走を3から4歩と限定することや、跳び箱を壁の近くに配置し、壁側から助走をすることで、物理的に助走距離を制限するような場づくりの必要性を述べている<sup>10)</sup>。また、跳び越そうとする跳び箱の高さが高ければ高いほど、また助走で勢いをつければつけるほど、障害を伴う事故の出現の可能性が高くなることから、4段より5段、5段より6段というように、跳び越えた跳び箱の段数に応じて指導の評価を高めるのではなく、跳び箱の高さ自体を評価の対象にしないことを提案している研究もある<sup>12) 13)</sup>。さらに、同じ授業内で取り上げる技の順序を指摘した報告もある。台上前転のように、跳び箱の手前に着手し、回転するために腰を高く上げて取り組む回転系と、開脚跳びのように、跳び箱の先の方に着手し、上体を起こすように取り組む切り返し系についてである。これら両方の技を同一時間内で取り組む際には、回転系を先に取り上げるとその後の切り返し系の学習の際に、回転感覚が残って事故につながることから、切り返し系から取り組むというものである<sup>14)</sup>。災害発生時の状況にそのような記述は見られなかったものの、このことについて教師は理解しておく必要がある。

「着手ミス」による事故は4件発生していた。4件のうち3件が手指切断・機能障害であった。スポーツ振興センター（2021）は、小学生の跳び箱運動における骨折の約51%が手指で発生しており、小指が約35%で最も多かったことを報告している<sup>9)</sup>。災害発生時の状況から、手を開き両手で跳び箱上をしっかりと捉えることができなかったことにより事故が発生していたことが推察された。事故防止対策としては、動物歩きや手押し車などを通して、手をつく、手で支える動作を幼児期から繰り返し行うとともに、主運動に繋がる準備運動として計画的に取り組ませることが挙げられる。

また、解説には、「小学校及び中学校の領域別系統表」が記載されており、器械運動領域の「知識及び技能」には、低学年、中学年、高学年と区別し、系統的に技の名称が示されている。さらに、解説の各学年の内容に、中学年では、基本的な技をするこ

表5. 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説体育編に示されている技の例示

| 種目    | 系   | 技群      | グループ    | 第1学年及び第2学年                                                       | 第3学年及び第4学年                                              | 第5学年及び第6学年                              |
|-------|-----|---------|---------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|       |     |         |         | 運動遊び                                                             | 基本的な技（発展技）                                              | 発展技（更なる発展技）                             |
| 跳び箱運動 |     | 切り返し系   | 切り返し跳び  | ○踏み越し跳び<br>○支持でまたぎ乗り・またぎ下り、支持で跳び乗り・跳び下り<br>○馬跳び、タイヤ跳び            | ○開脚跳び（かかえ込み跳び）<br>○台上前転（伸膝台上前転）                         | ○かかえ込み跳び（屈身跳び）<br>○伸膝台上前転               |
|       |     | 回転系     | 回転跳び    |                                                                  | ○首はね跳び（頭はね跳び）                                           | ○頭はね跳び（前方屈腕倒立回転跳び）                      |
| マット運動 | 回転系 | 接点技     | 前転      | ○ゆりかご、前転がり、後ろ転がり、だるま転がり、丸太転がりなど                                  | ○前転（開脚前転）<br>○易しい場での開脚前転                                | ○開脚前転（易しい場での伸膝前転）<br>○補助倒立前転（倒立前転、跳び前転） |
|       |     |         | 後転      |                                                                  | ○後転<br>○開脚後転（伸膝後転）                                      | ○伸膝後転（後転倒立）                             |
|       |     | ほん転技    | 倒立回転    | ○背指示倒立（首倒立）、うさぎ跳び、かえるの足打ち、かえるの逆立ち、壁登り逆立ち、支持での川跳び、腕立て横跳び越し、ブリッジなど | ○補助倒立ブリッジ（倒立ブリッジ）<br>○側方倒立回転（ロンダート）                     | ○倒立ブリッジ（前方倒立回転、前方倒立回転跳び）<br>○ロンダート      |
|       |     |         | はね起き    |                                                                  | ○首はね起き（頭はね起き）                                           | ○頭はね起き                                  |
|       | 巧技系 | 平均立ち技   | 倒立      |                                                                  | ○壁倒立（補助倒立）<br>○頭倒立                                      | ○補助倒立（倒立）                               |
| 鉄棒運動  | 支持系 | 前方支持回転技 | 前転      | ○ふとん干しやこうもり、さる、ぶたの丸焼き<br>○ツバメ<br>○跳び上がりや跳び下り<br>○易しい回転           | ○前回り下り（前方支持回転）<br>○かかえ込み前回り（前方支持回転）<br>○転向前下り（片足踏み越し下り） | ○前方支持回転（前方伸膝支持回転）<br>○片足踏み越し下り（横とび越し下り） |
|       |     |         | 前方足掛け回転 |                                                                  | ○膝掛け振り上がり（膝掛け上がり）<br>○前方片膝掛け回転（前方もも掛け回転）                | ○膝掛け上がり（もも掛け上がり）<br>○前方もも掛け回転           |
|       |     | 後方支持回転技 | 後転      |                                                                  | ○補助逆上がり（逆上がり）<br>○かかえ込み後ろ回り（後方支持回転）                     | ○逆上がり<br>○後方支持回転（後方伸膝支持回転）              |
|       |     |         | 後方足掛け回転 |                                                                  | ○後方片膝掛け回転（後方もも掛け回転）<br>○両膝掛け倒立下り（両膝掛け振動下り）              | ○後方もも掛け回転<br>○両膝掛け振動下り                  |

と、基本的な技に十分に取り組んだ上で、それらの発展技に取り組むことが明記されている。高学年では、基本的な技を安定して行ったり、その発展技に取り組んだりすることと明記されている<sup>4)</sup>。2件発生していた前方倒立回転跳びは、中学校の発展技として示されている。この2件で負傷した児童が、自己の能力に適した技を選択していたのか、また関わっていた教師が系統的に学習を展開していたのかどうかは記載されていなかった。しかし、児童が発展技に取り組む際には、回転系、回転跳び系の技の系統的な学習を踏まえ、基本的な技を安定して実施

できる技能を身に付けた上で取り組ませなければならない。教師がこのことを理解するとともに、児童の技能を含めた実態把握をしたうえで授業展開しなければならない。

## 2. マット運動

マット運動での事故のうち、倒立を伴う「倒立前転」「壁倒立」「倒立」「補助倒立」「前方倒立回転」を合わせると8件であり、これらは全体の50.0%を占める。発生時の状況から、倒立から転倒して体を床に打ちつけた事故、補助が上手くできずに転倒し

た事故、倒立者の足が補助者の眼にあたった事故、倒立前転の回転時に膝が眼にあたった事故、倒立からの転倒時に自身の膝が眼にあたった事故であることが明らかになった。

補助倒立の補助者に関して、望月ら（2023）は、補助者は倒立者の横側に立ち補助することや倒立者が足を上まで上げられない場合には、補助者は低い姿勢になって、倒立者の腰と膝部分を支えながら補助する方法を提案している<sup>10)</sup>。また、倒立者の練習方法として、手で体を支持する感覚を身に付けることや壁を足でよじ登って行う壁上り逆立ちを提案している報告もある<sup>15) 16)</sup>。さらに、倒立による事故の多さは、スポーツ振興センター（2017）によっても報告されている。この報告は、集団演舞や複数人が身体を組み合わせる幅広い体操等である組体操について、演技別に事故件数を示している。なお、この場合の組体操は、タワーやピラミッドなどの組立体操を一部に含む幅広いものとされている。報告によれば、2015年度小学校において最も事故の多かった技は、タワー（888件）でもピラミッド（636件）でもなく、倒立の994件であったことが示されている<sup>15)</sup>。倒立を伴う技を実施する際には、跳び箱運動同様、系統的に学習を進める中で、自分の身体を手や腕で支持する経験を積んでおくことが重要である。

また、障害種別で最も多かったのは、視力・眼球運動障害の6件であり、全体の37.5%を占めていた。このうちの5件は転倒時や回転時に自分自身の膝が自分の眼にあたることにより発生していた。これら6件の発生時に取り組んでいた技は、倒立前転、壁倒立、倒立、跳び前転、前方倒立回転であった。解説では、壁倒立を除く4つの技は高学年の更なる発展技として記載されていた。木下（2012）は、倒立前転について、実施の仕方によっては大きな怪我に繋がりがかねないと述べ、具体的な場面として、倒立になる途中で首を前屈し、身体各部分を曲げながら転がりを始めるもしくはつぶれる場面をあげている<sup>18)</sup>。負傷した児童が、自己の能力に適した技を選択していたのか、また関わっていた教師が系統的に学習を展開していたかどうかは不明であるが、発生しうる事故を教師が理解した上で、児童の技能を含めた実態を把握し、系統的に取り組ませなければならない。さらに、児童にもこのような事故が発生する危険性を伝えた上で練習に取り組ませることも

必要である<sup>10)</sup>。

### 3. 鉄棒運動

低学年では逆さになった状態から転落「転落（逆さ）」により発生した事故が3件あった。3件とも鉄棒に膝をかけた状態からの転落であった。中学年以降では、鉄棒を跨ぎ越す際に、バランスを崩して転落「転落（越える）」により事故が3件発生していた。取り組んでいた技は、片足踏み越し下り2件、横とび越し下り1件であった。解説では、片足踏み越し下りは高学年の発展技として掲載されている。他の種目同様、教師が技の系統性を理解するとともに、系統的な学習の展開は欠かせない。また、鉄棒運動で発生した障害を伴う事故15件のうち13件が転落により発生していることを鑑みると、鉄棒の下に転落時の衝撃を和らげるためのマットやクッションを敷くなどの対策の必要性が示唆された。スポーツ庁（2023）は、転落しても痛くないようにマットを敷くことや、安全確認の視点の1つとしてマットの位置確認について紹介している<sup>19)</sup>。鉄棒の下にマットを敷くことは、児童の転落への恐怖心を和らげたり、転落時の衝撃を緩和させたりするために有効であると解釈することができる。また、転落による災害は鉄棒から手が離れることにより発生することから、文部科学省（2015）は、鉄棒よりも太さが細く手で掴みやすい固定遊具を活用することで握り方の学習をすることができると述べている<sup>14)</sup>。低学年の解説には、固定施設を使った運動遊びが内容に含まれていることから<sup>4)</sup>、手で掴む動きや手で掴んで体を支える運動を系統的に学習することが事故防止に繋がる可能性がある。

### 4. 体操（その他）

体操（その他）における事故は3件であり、全体の4.9%を占めていた。3件のうち2件が馬跳びで発生していた。馬跳びでの事故は、跳び箱運動の準備運動中でも1件発生していた。小学校現場の実態を鑑みると、馬跳びは器械運動領域に関わらず多種目の準備運動等で実施されていることが予期される。そこで、小学校体育授業で発生した障害見舞金の給付に至った事故257件を再度確認した。すると、上記の3件を含め計6件の事故が馬跳びにより発生していることが明らかとなった。事故は2年生から

6年生で発生しており、6件のうち5件が女子で発生していた。それら6件の発生時の状況を確認すると、背中についた手が滑りバランスを崩したことに  
より転落した事故が2件、馬になっている児童がバ  
ランスを崩したことに  
より転落した事故が2件、足  
が馬に当たることにより転落した事故が1件、何ら  
かの原因でバランスを崩したことに  
より転落した事  
故が1件となっていた。

馬跳びが跳び箱の跳び越えと大きく異なるのは、  
手の接地面積が狭い上、接地面が固定されていない  
点である。さらに、跳び越える物としての馬自体  
が不安定である点である。以上を考えると、発生時  
の状況に助走距離や助走スピードに関する記述はな  
かったものの、馬跳びにおいて助走を伴った跳び  
越えにはかなりのリスクがあることを教師も子ど  
もも認識しておかなければならない。また、山崎  
(2023) は、馬自体の安定性を高めるために、馬の  
なり方の指導の必要性を指摘している<sup>13)</sup>。

## V おわりに

本研究では、小学校体育授業の器械運動領域にお  
いて発生した障害を伴う災害発生時の状況分析し、  
運動種目別の事故発生時の傾向を明らかにした。  
しかし、障害を伴った事故に対象を限定したため、  
事例数が少ない点是否めないが、1件の障害を  
伴った重大事故の背後には、数多くの軽微な事故  
が、さらに多くのヒヤリハットがあるはずである。  
数件の障害を伴った事故の状況を把握し、対策を講  
じることで、数多く発生しうる同様の軽微な事故の  
防止にも役立てることができるはずである。本研究  
で明らかとなった災害発生傾向を、学校現場での  
指導に役立て、子どもの安全確保に努めていただ  
きたい。

## 注

- 1) スポーツ振興センターの災害共済給付制度上の  
運動種目としては「跳箱運動」と記述されて  
いるが、本稿では小学校学習指導要領上の記述  
「跳び箱運動」に統一して記述している。
- 2) 本稿における「障害」は、スポーツ振興センター  
の災害共済給付制度の給付対象となる災害のう  
ち、学校等の管理下の負傷又は疾病が治った後  
に残った「障害」のことを指している。
- 3) 2023年以前に発行された同書籍の書名は、「学

校の管理下の災害」であるが、本稿においては  
「学校等の管理下の災害」に統一して記述して  
いる。

## 謝 辞

本研究は、スポーツ振興センターの助成を受けて  
実施したものである。ここに謝意を表する。

## 利益相反

本研究において申告すべき利益相反はない。

## 文 献

- 1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部。  
学校等の管理下の災害 [令和7年版]。https://  
www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/  
tabid/3064/Default.aspx (2026年2月26日閲覧)
- 2) 山崎雅史. 小学校体育授業時の「バスケット  
ボール型」における負傷発生に関する研究. 発  
育発達研究. 2025, 97 : 1-8.
- 3) 山崎雅史. 小学校体育の授業における学年  
別・性別負傷発生状況の概観. 発育発達研究.  
2023, 95 : 71-81.
- 4) 文部科学省. 小学校学習指導要領 (平成29年告  
示) 解説体育編. 東洋館出版社. 2018, 27-130.
- 5) 文部科学省. 第3次学校安全の推進に関する計  
画. http://www.mext.go.jp/content/20220325\_  
mxt\_kyousei02\_000021515\_01.pdf (2025年3月  
11日閲覧)
- 6) 平塚卓也. 学校体育授業における器械運動系種  
目の障害事故－日本スポーツ振興センター「学  
校事故事例検索データベース」の分析から－.  
環太平洋大学研究紀要. 2020, 17 : 149-153.
- 7) 服部伸一. 小学校の体育授業における事故の実  
態－日本スポーツ振興センター「学校事故事例  
検索データベース」の分析から－. 関西福祉大  
学研究紀要. 2023, 26 : 113-123.
- 8) 板倉尚子, 野々山真樹, 北村光司. 理学療法士  
の視点から跳び箱事故を考える (特集 繰り返  
される跳び箱事故から子どもを守る). 季刊教  
育法. 2019, 203 : 13-20.
- 9) 日本スポーツ振興センター. 「体育活動中にお  
ける骨折事故の傾向及び事故防止対策」調査研  
究報告書. 日本スポーツ振興センター学校安全  
部. 2021, 7-29.

- 10) 望月浩一郎, 山中龍宏, 菊山直幸. これで防げる! 学校体育・スポーツ事故 科学的視点で考える実践へのヒント. 中央法規出版. 2023, 86-185.
- 11) 日本スポーツ振興センター. 学校等事故事例検索データベース. [https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/anzen\\_school/tabid/822/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx) (2025年2月27日閲覧)
- 12) 松本格之祐. 学校体育における跳び箱運動の在り方に関する3つの提言 (特集 繰り返される跳び箱事故から子どもを守る). 季刊教育法. 2019, 203 : 21-27.
- 13) 山崎雅史. すべての教師が知っておきたい体育授業のヒヤリハット 今すぐできる予防スキル 80. 明治図書出版. 2023, 84-87.
- 14) 文部科学省. 学校体育実技指導資料第10集器械運動指導の手引－DVD付き－. 東洋館出版社. 2015, 56-164.
- 15) 日本スポーツ振興センター. 体育的行事における事故防止事例集. 日本スポーツ振興センター学校安全部. 2017, 3-16.
- 16) 環太平洋大学体育学部. 体育授業のリスクマネジメント実践ハンドブック. 大修館書店. 2023, 34-45.
- 17) 山崎雅史. 小学校体育授業における視力・眼球運動障害の発生状況に関する研究. 体育科教育学. 2026, 42 (1) : 15-24.
- 18) 木下英俊. マット運動における倒立前転の技の構造と習得に関する発生運動学的考察. 宮城教育大学紀要. 2012, 47 : 151-162.
- 19) スポーツ庁. 小学校体育 (運動領域) 指導の手引【中学年】～楽しく身に付く体育の授業～. 東洋館出版社. 2023, 56-65.

# 自動車内置き去りによる乳幼児熱中症死亡事故 －日本における現状と予防策－

櫻井 加奈、境原 三津夫

ぐんま未来大学保健医療学部看護学科

## Fatal Heatstroke Incidents Involving Infants and Toddlers Left Unattended in Vehicles － Current Situation and Preventive Measures in Japan －

Kana Sakurai, Mitsuo Sakaiharu

Department of Nursing, Faculty of Health Care, GUNMA MIRAI UNIVERSITY

### 要約

わが国では、乳幼児が車内に置き去りにされ、熱中症により死亡する事故が依然として発生している。本研究では、日本における乳幼児の車内熱中症死亡事例の実態を把握するとともに、その発生要因を分析し、再発防止に向けた予防策を検討した。2011～2023年に発生した該当事例を、読売新聞「ヨミダス」と朝日新聞「朝日新聞クロスサーチ」から抽出し、検索語は「乳幼児」「熱中症」「車内置き去り」「車内放置」とした。その結果、15例が確認され、「不注意による放置」8例、「意図的な放置」7例であった。「不注意による放置」のうち5例は保育園送迎時に発生し、送迎者は父親4例、祖母1例であった。「意図的な放置」では親の立ち寄り先としてパチンコ店が4例と最多であった。意図的な放置には啓発活動が有効と考えられ、不注意による放置では啓発に加えヒューマンエラーを補完するデバイスの活用が求められる。乳幼児の車内熱中症死亡事故の予防には、大人の責任ある行動に加え、最新の技術を用いたデバイスの導入が重要である。

キーワード：熱中症、乳幼児、車内置き去り、リヤシートリマインダー

Keywords：Heatstroke, Infants and Toddlers, Left Unattended in Vehicles, Rear Seat Reminder

### I 序論

わが国では、熱中症による死亡が継続的に報告されている。厚生労働省の人口動態統計<sup>1)</sup>によると、2011～2023年の13年間に乳幼児（0～4歳）の熱中症死亡は30人報告されており、その中には車内への置き去りによる死亡事例が含まれている。乳幼児の車内熱中症死亡は発生件数こそ多くないものの、防止可能な事故であり、その実態を把握して予防策を検討することが重要である。

そのような中、乳幼児（0～4歳）の熱中症による死亡も毎年のように発生している。乳幼児の場合、自ら熱中症を回避する行動をとることが困難であるため、その予防には親を含めた大人の関与が重要である。乳幼児（0～4歳）の熱中症死亡事故の原因として、自動車内の置き去り（以降、車内置き去りという）がある。乳幼児の車内熱中症死亡は、

多面的な予防が可能な事故であると考えられている。そのため、保護者への注意喚起や教育などのソフト面の対策に加え、人的ミスを前提として事故の発生を防止・軽減する環境整備や技術的対策など、ハード面を含めたさまざまな予防策が提案・導入されている。

そこで乳幼児（0～4歳）における車内置き去り熱中症死亡事故について、新聞記事のデータベースを用いて事例を抽出し、現状を把握するとともに、車内置き去りの原因を、本研究における操作的定義として、保護者が子どもの存在を失念していた事例を「不注意による放置」、子どもを車内に残していることを認識していた事例を「意図的な放置」と分類し、その予防策について検討する。

### II 方法

2011年から2023年の13年間ににおける乳幼児（0～

4歳)の熱中症による死亡者数については、厚生労働省の人口動態統計を用いて把握した。さらに、車内置き去りに起因する乳幼児(0～4歳)の熱中症死亡事故を新聞記事のデータベースを用いて抽出した。データベースは、読売新聞の「ヨミダス」及び朝日新聞の「朝日新聞クロスサーチ」を用いた。検索語は「乳幼児」「熱中症」及び「車内置き去り」「車内放置」とした。また、本研究における操作的定義として、保護者が子どもの存在を失念していた事例を「不注意による放置」、子どもを車内に残していることを認識していた事例を「意図的な放置」と分類した。抽出した事例については、以下のように検討した。なお、(1)は厚生労働省の人口動態統計を用い、(2)～(5)は新聞記事データベースより抽出した事例を用いて分析した。

- (1) 年齢別にみた熱中症死亡数の年次推移
- (2) 車内置き去り熱中症死亡事例の年齢分布
- (3) 車内置き去り熱中症死亡事例の発生月別分布
- (4) 車内置き去りの原因と死亡者数
- (5) 車内置き去り事例の発生状況および背景要因

### Ⅲ 結果

#### (1) 年齢別にみた熱中症死亡数の年次推移

厚生労働省の人口動態統計によると乳幼児(0～

4歳)の熱中症による死亡者数は2011～2023年の13年間で30人であった(表1)。年別では2022年の6人が最も多く、次いで2017年が5人、2011年が4人であった。

#### (2) 車内置き去り熱中症死亡事例の年齢分布

新聞記事のデータベースでは、同期間における車内置き去りに起因する熱中症死亡事例として、15例が抽出された。車内置き去り熱中症死亡事例のすべてを網羅しているとは限らないが、少なくとも乳幼児の熱中症死亡の50%は車内置き去りに起因しているということになる。

15例の年齢分布をみると、0歳4例、1歳5例、2歳4例、3歳2例であり、4歳では死亡例はなかった(図1)。

#### (3) 車内置き去り熱中症死亡事例の発生月別分布

発生月は5月1例、6月2例、7月5例、8月4例、9月2例、11月1例であった(図2)。

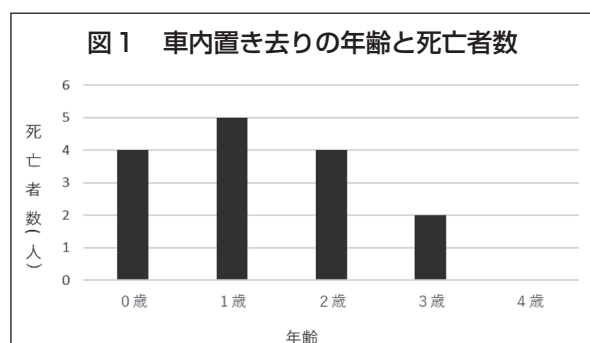
#### (4) 車内置き去りの原因と死亡者数

置き去りの理由は、子どもをうっかり車から降りし忘れた「不注意による放置」が8例であり、親が自らの用事を済ませる間、子どもを車に残したま

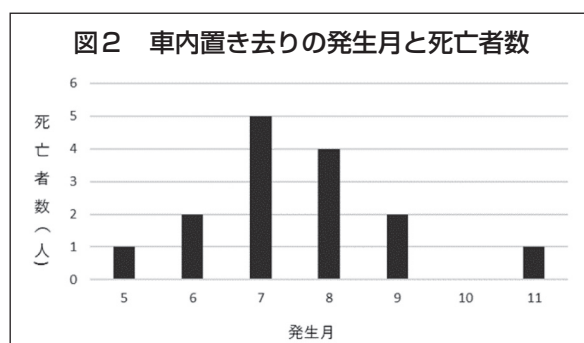
表1 年齢別にみた熱中症による死亡数の年次推移(2011年～2023年)

| 年齢 | R5年<br>(2023) | R4年<br>(2022) | R3年<br>(2021) | R2年<br>(2020) | R元年<br>(2019) | H30年<br>(2018) | H29年<br>(2017) | H28年<br>(2016) | H27年<br>(2015) | H26年<br>(2014) | H25年<br>(2013) | H24年<br>(2012) | H23年<br>(2011) | 計  |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----|
| 0歳 | 1             | 0             | 0             | 1             | 1             | 1              | 1              | 1              | 0              | 1              | 0              | 0              | 1              | 8  |
| 1歳 | 0             | 2             | 1             | 0             | 1             | 1              | 3              | 0              | 0              | 0              | 2              | 0              | 1              | 11 |
| 2歳 | 1             | 3             | 0             | 0             | 0             | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 1              | 0              | 0              | 5  |
| 3歳 | 0             | 1             | 0             | 1             | 1             | 0              | 1              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 1              | 5  |
| 4歳 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 1              | 1  |
| 計  | 2             | 6             | 1             | 2             | 3             | 2              | 5              | 1              | 0              | 1              | 3              | 0              | 4              | 30 |

出典「人口動態統計 厚生労働省」



出典 読売新聞「ヨミダス」・朝日新聞「朝日新聞クロスサーチ」より



出典 読売新聞「ヨミダス」・朝日新聞「朝日新聞クロスサーチ」より

まその場を離れた「意図的な放置」が7例であった（表2）。

「不注意による放置」では、保育園の送迎時における降ろし忘れが5例と最も多かった。他に自宅での降ろし忘れが2例、大型商業施設における降ろし忘れが1例であった。

#### （5）車内置き去り事例の発生状況および背景要因

保育園の送迎者の内訳は、父親が4例、祖母が1例であった。父親の事例では、出勤の途中に保育園に送り届けるのを忘れた事例が2例、上の子を保育園に送り届けた後、下の子を別の保育園に送り届けるのを忘れた事例が2例であった。祖母の事例は孫を保育園に送り届けるはずが考え事をしていて忘れ

たものであった。

自宅での降ろし忘れは祖母が1例、母親が1例であった。母親による事例は、生後11か月の女兒を連れて知人と飲酒した後、運転代行で帰宅した際に、駐車場に停めた軽乗用車内に女兒をうっかり放置したものである。約4時間後に車内置き去りに気づいたが女兒を助けることはできなかった。祖母が降ろし忘れた事例の具体的状況は新聞記事に記載されていなかった（表3）。

一方、「意図的な放置」7例における親の立ち寄り先は、パチンコ店4例、飲食店1例、知人宅1例、自宅1例であった。自宅における事例は、自宅到着時に子どもが寝ていたため一時的に寝かしていた事例である。

表2 車内置き去りの原因と死亡者数

| 原因       | 態様        | 死亡者数（人） |
|----------|-----------|---------|
| 不注意による放置 | 保育園の送り    | 5       |
|          | 大型商業施設で買物 | 1       |
|          | 飲酒後帰宅     | 1       |
|          | 不明        | 1       |
| 意図的な放置   | パチンコ店     | 4       |
|          | 飲食店       | 1       |
|          | 知人宅       | 1       |
|          | 自宅        | 1       |
| 計        |           | 15      |

出典 読売新聞「ヨミダス」・朝日新聞「朝日新聞クロスサーチ」より

表3 「不注意による放置」

| 事例 | 発生年月    | 年齢   | 性別 | 放置時間<br>(推定) | 保護者      | 概要                                                                            |
|----|---------|------|----|--------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 2016.7  | 2歳   | 男  | 9時間          | 父親       | 父親が出勤の際に男児を保育園に送り届けるのを忘れ、職場の駐車場に放置夕方保育園に来ていないと母親から連絡があり気づいた。                  |
| 2  | 2017.8  | 3歳   | 男  | 5時間          | 祖母       | 祖母が車に乗っている男児の存在を忘れ自宅にもどってしまった。                                                |
| 3  | 2019.8  | 11か月 | 女  | 4時間          | 母親       | 知人と飲酒後、運転代行で女兒と帰宅駐車場に停めた軽乗用車内に女兒を放置し、約4時間後に気づいて発見した。                          |
| 4  | 2020.6  | 2歳   | 女  | 7時間          | 父親       | 父親が長女を保育園に送った後、次女を保育園に送り届けるのを忘れ車内に放置。長女を迎えに行く際に発見した。                          |
| 5  | 2022.5  | 1歳   | 男  | 不明           | 父親       | 父親が出勤の際に男児を保育園に送り届けるのを忘れ、車内に放置したまま出勤。                                         |
| 6  | 2022.11 | 2歳   | 女  | 9時間          | 父親       | 父親が娘2人を保育所に預けた後、次女を別の保育園に送り届けるのを忘れ帰宅次女を迎えに行った際に、保育士から「今日は来っていない」と言われ車内の次女を発見。 |
| 7  | 2023.8  | 10か月 | 男  | 2時間          | 母親<br>父親 | 家族で大型商業施設に買い物に出かけ、父親が1人で入店した後、母親が子ども2人を連れて入店。10か月の子は2列目のチャイルドシートに放置された。       |
| 8  | 2023.9  | 2歳   | 女  | 9時間          | 祖母       | 祖母が孫を保育園に送り届ける際、考え事をしていて送り届けるのを忘れ、車内に放置。                                      |

出典 読売新聞「ヨミダス」・朝日新聞「朝日新聞クロスサーチ」より

## Ⅳ 考察

### (1) 車内置き去り熱中症死亡事故の特徴

本研究では、2011年から2023年までの乳幼児の車内置き去りによる熱中症死亡事例を15例抽出した。その結果、乳幼児の熱中症30例のうち半数に相当する事例が車内置き去りに起因していた。また、年齢では0～2歳が大半を占め、発生時期は7～8月に集中していた。一方で、5月および11月にも発生が認められた。置き去りの理由では「不注意による放置」8例、「意図的な放置」7例とほぼ同数であった。

これらの結果より、乳幼児の車内熱中症死亡事故は夏季に多いものの、かならずしも真夏に限定されるものではなく、また不注意による事例だけでなく、意図的に子どもを車内に残した事例も少なくないことが示された。このことは、注意喚起のみならず、ヒューマンエラーを前提とした技術対策や環境整備の必要性を示唆している。

### (2) 暑熱環境に対する乳幼児の特性

本研究において、5月に1例の乳幼児車内置き去り熱中症死亡事故が発生している。これは保育園の送迎時の「不注意による放置」である。温暖化しているとはいえ5月はまだ暑さも本格的になっていない時期である。気象庁のデータによると、5月の事例は当日の同市内の最高気温が27.5℃であった。

イタリアにおいて2011年5月1日から2012年8月31日の1年4か月の間に、子どもが車内に置き去りにされた事例を、新聞やネットニュースで検索した研究報告がある<sup>2)</sup>。16例が抽出され、死亡したのは0歳児と1歳児の2事例であった。両者共に父親が仕事に行く途中に保育園に送り届けるのをすっかり忘れて、車内に置き去りにした「不注意による放置」であった。これら2事例の発生月は共に5月であった。イタリアの気候（ローマの場合）は、年間を通して東京とほぼ同じ平均気温（イタリアの方がやや高い月がある）で推移する。前述のように日本でも5月に熱中症死亡事例が発生しており、本格的に気温が高くなる前であっても、乳幼児は車内で重症の熱中症を発症する危険があることを認識しておく必要がある。

2019年5月、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）は春先から初夏の快適な気候における長時間駐車

車両の車内温度の上昇について、大型SUVと軽ワゴン車を用いて検証している<sup>3)</sup>。天気は晴れ、外気温23.3℃～24.4℃の状況下での実験である。車内温度25℃で実験を開始、開始後60分で車内温度は大型SUVが37.5℃、軽ワゴン車が43.5℃となり、120分ではそれぞれ39.9℃、46.5℃となっていた。外気温が快適な気候であっても、駐車した自動車の車内温度は急激に上昇することが示され、春先から初夏の気候であっても、子どもを車内に置き去りにすることは止めるよう啓発している。

乳幼児は体重当たりの体表面積が大人より大きく、高温時や炎天下では深部体温が上がりやすく、また汗腺による体温調節が未発達であり、さらに体温の上昇に対する臓器、組織、細胞レベルの耐性も低いため、熱中症を発症しやすく重症化するリスクも高いと考えられている。加えて小児は熱産生が多いにもかかわらず、循環機能も十分に発達していないため熱放散能力が未熟であることも暑熱耐性が低いことの要因となっている<sup>4)</sup>。

もうひとつ、暑さへの生理的な適応についても考慮する必要がある。体は繰り返し暑さにさらされることで、発汗や皮膚血流などの体温調節機能が高まり、体内の熱を効率よく放散できるようになる。こうした適応は、通常、夏季の日常生活を送る中で自然に獲得される。しかし、この適応は発汗機能の発達に大きく依存するため、発汗機能が未発達である乳幼児では十分に形成されにくい<sup>5)</sup>。

このように気候としては暑いと感じない5月や11月であっても、自動車内の温度は40～50℃くらいまで上昇すること、また乳幼児は暑熱環境への対応能力が低いことから、自動車内に置き去りにされた場合には、成人と比べて熱中症を発症する危険性が極めて高いということに注意が必要である。

さらに、人口動態統計を利用して、わが国の暑熱障害による死亡について調査した報告がある<sup>6)</sup>。その中では、東京、大阪、名古屋の都市部の傾向として、死亡率と真夏日（最高気温が35℃以上）の日数との間に有意な正の相関関係があることが示されている。気象庁によると、真夏日の年間日数は増加していることが統計学的にも明らかである<sup>7)</sup>。近年では最高気温35℃以上の猛暑日の年間日数も増加傾向にあり、熱中症を発症するリスクは増加しているといえる。

### (3)「不注意による放置」における対策について

#### 1)「降ろし忘れ」というヒューマンエラー対策

「不注意による放置」8例のうち、5例が保育園の送迎時における降ろし忘れであった。このうち4例は父親が送迎者であり、1例は祖母であった。

5歳以下の乳幼児の車内置き去りによる熱中症関連死について、ネットのニュース記事を基に調査したアメリカ合衆国の研究報告がある<sup>8)</sup>。調査期間は1995年1月1日から2002年12月31日の8年間で125人の死亡例があった。125例の中で54例は保育関連の事故であった。このうち22例が保育園の職員あるいは運転手により幼児が車内に取残された事例であるが、残りの32例は家族が保育園に送り届けるのを忘れて仕事に行った事例であった。わが国だけではなく他国においても、保育園への送迎に際して子どもが車内に置き去りにされ熱中症で死亡する事故が発生しており、ヒューマンエラーの発生を前提とした対策が必要とされている。

前述のイタリアの研究報告では、降ろし忘れが生じる理由としてワーキング・メモリーとの関与をあげている<sup>2)</sup>。ワーキング・メモリーは記憶、推論、理解、学習に必要なシステムである。ストレスがワーキング・メモリーの動作不全をきたすことから、ストレスの多い生活や毎日の忙しさが、親による降ろし忘れをもたらすと考察している。そのため、降ろし忘れを警告するデバイスが最善の防止策だと結論付けている<sup>2)</sup>。

イタリアでは子どもの車内置き去りに対して、積極的な取り組みを行ってきた。2019年10月2日、イタリアにおいてインフラ交通省令第122号により、新道路交通法第172条の実施規則が改正（施行11月7日）された<sup>9)</sup>。その内容は、4歳未満の子どもが車内に放置されることを防ぐために「置き去り警報装置」を乗用車に設置することを義務化するものである。「置き去り警報装置」は、2019年頃になりようやく実用化されるようになった機器である。しかしながら、当時はBluetoothの接続不具合など、まだまだ解決すべき問題を残すものであった。イタリアでは、このような機器の不具合のリスクを残したまま「置き去り警報装置」の設置を法的に義務付けている。

イタリアでは、乗用車への「置き去り警報装置」の設置が法令により義務付けられている。一方、わが国では、2022年の送迎バス置き去り事故を契機と

して、保育所等においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正により、送迎用バスへの置き去り防止安全装置の装備及び乗降時の所在確認が義務化された。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」では認定こども園について、「学校保健安全法施行規則」では特別支援学校幼稚部等の送迎用バスについて、それぞれ同様の安全措置が義務付けられている。さらに、国土交通省は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日）を策定し、安全装置の技術的性能要件を示している。

しかしながら、これらの法令やガイドラインの対象は主として送迎用バスであり、乳幼児が日常的に利用する一般乗用車については、置き去り防止装置の設置を義務付ける制度は導入されていない。このため、一般乗用車における置き去り防止対策のあり方についても、今後さらに検討を進める必要があると考えられる。

#### 2) 自動車メーカーによる取り組み

わが国の自動車メーカーは、後部座席における荷物の降ろし忘れを警報する装置の開発を進めてきた。この装置は後部座席に乗せた子どもの置き去り（降ろし忘れ）の警報装置としても活用が可能である。国内のいくつかの自動車メーカーでは、この装置を「リヤシートリマインダー」と名付け、2019年から一部の車種に標準装備するようになった<sup>10)</sup>。これは、後部座席のドア開閉後10分以内にエンジンを始動した、あるいはエンジンをかけた状態で後席ドアを開閉した場合に、後部座席に荷物（または乳幼児）に乗せたと判断しリマインダーが作動する。そしてエンジンを切った際に運転席のディスプレイに「後部座席への置き忘れに注意してください」というメッセージが出るものである。さらに、後部座席を確認しないままドアをロックした場合には、ハザード・ブザーが複数回鳴るという2重に警告を行う仕組みとなっている。

子どもの降ろし忘れ防止装置としてのリヤシートリマインダーの認知度はまだまだ低いものの、ファミリー用の乗用車への標準装備が進んでおり、少しずつ認知が広まりつつある<sup>11)</sup>。

ただ、荷物の降ろし忘れを警告するシステムであることから、一時的に積んだままにしておきたい荷

物を後部座席に置いた際にも警報音が鳴るという不都合が生じる。このため、リヤシートリマインダーのスイッチをオフにしておくユーザーも多い<sup>12)</sup>。乳幼児を乗せる可能性がある場合には、ヒューマンエラーは起こることを前提に考えて、リヤシートリマインダーのスイッチをオフにすることなく、乳幼児の降ろし忘れ防止を補完するシステムとして活用が進むことを願っている。

#### (4)「意図的な放置」における対策について

##### 1) パチンコ店による取り組み

「意図的な放置」7例のうち、パチンコ店の駐車場に停めた車の中に子どもを置き去りにした事例が4例ある。

パチンコホールの全国組織である全日本遊技事業協同組合連合会（以降、全日遊連という）では、2005年度以降、毎年7、8月を「子どもの事故防止特別強化期間」と定め、こどもの事故防止に向けた取り組みの徹底を図っている<sup>13)</sup>。パチンコ店は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となっており、18歳未満の年少者が店舗に立ち入ることが禁止されている。このため、パチンコをするには子どもを自動車内に置いていかざるを得ず、これがパチンコ店で子どもの放置事故が多い理由のひとつである。

このため、全日遊連に属するパチンコ店では従業員が駐車場を定期的に巡回し、車内を1台ずつ目視で確認している<sup>14)</sup>。大型店では1回の巡回に1時間程度かかることもあるため、気温35℃の自動車内ではエアコン停止から15分で熱中症指数が危険レベルに達することを考えると、巡回による対策には限界がある<sup>15)</sup>。

そこで、パチンコホールにおける導入事例としてAI画像認識技術を活用した駐車場巡回支援システムが報告されている<sup>16)</sup>。巡回時に車のナンバープレートを撮影し、車内確認済み車両を特定することで、従業員の車内確認作業が大幅に軽減され、巡回時間の短縮につながっている。猛暑日や酷暑日などの屋外では、巡回する従業員にも熱中症の危険が及ぶ。従業員の健康を守るうえでも、人を補完するようなデバイスの活用は重要である。

さらに、パチンコホールにおける事故防止対策の一例として、子どもの車内放置による熱中症事故防止の啓蒙ポスターの掲示がある。ポスターを店内に

掲示することで、夏場の自動車内が危険だということを啓蒙するとともに、他人の車における子どもの置き去りにも注意を払うという効果が期待できるとしている。

2025年4月に警察庁のホームページにおいて警察庁生活安全局保安課は「令和6年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について」を発表した<sup>17)</sup>。それによると2024年末のパチンコ営業許可数（営業所数）は6,706件であり、2020年の9,035件から約25%減少している。パチンコ店の駐車場における乳幼児の車内置き去り熱中症死亡事故は、2018年以降新聞記事データベースに収録されていない。前記のようなパチンコ店の取り組みが効果をあげている可能性がある一方で、パチンコ営業所数の減少も一因となっている可能性がある。

##### 2) 母子健康手帳による啓発の可能性

「意図的な放置」のうち、パチンコ店以外では、飲食店で飲酒していた事例、知人宅を訪問時に車内に放置した事例、自宅到着時に子どもが寝ていたため一時的に寝かしておいた事例の3例が抽出された。「意図的な放置」の場合、車内ではたとえ短時間であっても乳幼児は熱中症を発症する危険性が高いことを、親が十分に認識することが予防につながる。つまり親に対する啓発が重要ということになる。

夏になると新聞やテレビ、ネットニュースなどで盛んに熱中症に対する注意喚起が行われている。時々、乳幼児の車内置き去りの危険性について触れられているが、日常生活の中でこれらの注意喚起を目にする機会は限られている。

そこで親に対する啓発の手段として、母子健康手帳を活用する方法が考えられる。母子保健法（昭和40年法律第141号）は第16条第1項において「市町村は妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」としている。母子健康手帳の内容は、妊娠・出産の経過、子どもの発育・発達、予防接種歴など全国で共通している部分と、妊娠中の注意点、子育てに関する制度・相談窓口、子どもの病気やけが・事故の予防など市区町村が任意で追加する部分から構成されている。共通部分の様式は、母子保健法施行規則第7条において「様式第3号」として記載すべき事項が規定されている。任意の追加部分については、「任意記載事項様式」としてこども家庭庁の「母子健康手帳情報支援サイ

ト」<sup>18)</sup>に掲載されている。こどもの熱中症予防に関しては、任意記載事項様式の中の事故予防の項目に「車の中の危険」として「窓を閉め切った車の中は、真夏でなくても短時間で車内温度が上昇し、こどもが脱水や熱中症を引き起こし、命を落とすこともあります」と記載されているだけである。任意記載事項の中で、窒息時の応急手当や心肺蘇生法に関しては特に重要であることから、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知<sup>19)</sup>によって母子健康手帳への記載が推奨されている。その記載例では各々1ページを使用しイラスト付きの例が示されている。乳幼児の車内置き去り熱中症死亡事故予防についても、イラスト付きで啓発ページを設けることが不幸な事故防止につながると考える。

さらに、母子健康手帳の後半部分は読まれていない可能性が高いため、窒息時の応急手当や心肺蘇生法を含めて、妊婦健診時や母親学級などで助産師などの産科スタッフが啓発を行うことで効果を発揮できると考える。

## V 研究の限界および課題

本研究で用いた新聞記事は報道時点で得られた情報に基づくものであり、その後の捜査や裁判の進展等によって事実関係が修正される可能性がある。本研究は個々の事例の事実関係を最終的に確定することを目的としたものではなく、近年の乳幼児の車内置き去りによる熱中症死亡事故の特徴を把握し、その予防策を検討することを目的として、公表された報道内容を分析した探索的・記述的研究として位置づけられる。

また、新聞報道には情報の正確性や網羅性に限界がある。報道されなかった事例や、報道内容に十分な情報が含まれていない事例が存在する可能性があり、本研究で抽出した事例が乳幼児の車内置き去りによる熱中症死亡事例の全体像を反映しているとは限らない。行政資料、司法資料等との照合による検証を行うのは困難であり、事例の発生要因や背景について詳細な分析には限界がある。

今後は行政資料や司法資料等との照合を含めた検証を行い、事故発生要因や予防策の有効性についてさらに検討を進めていく必要がある。

## VI 結論

乳幼児は暑熱環境に適応する能力が未熟であるこ

とから、短時間であっても車内に残すことの危険性について、社会全体の理解を一層深めていくことが重要である。

しかし、事故防止を保護者の注意や意識の向上のみに委ねることには限界がある。乳幼児の車内置き去り熱中症死亡事故を防止するためには、保護者への教育・啓発に加え、リヤシートリマインダーや置き去り防止装置の普及などの技術的対策、母子健康手帳等を活用した継続的な情報提供、さらには関係機関が連携した制度的・社会的な取り組みを推進することが重要である。

人的要因と環境・システムの両面から重層的な予防対策を講じることにより、乳幼児の車内置き去りによる熱中症死亡事故の根絶につながることが期待される。

## 利益相反

本研究における利益相反はない。

## 助 成 金

本研究は特定の資金提供を受けていない。

## VII 引用文献

- 1) 厚生労働省. 年齢(5歳階級)別にみた熱中症による死亡数の年次推移(平成7年～令和5年)人口動態統計(確定数より)  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/necchusho23/dl/nenrei.pdf>  
(2026年6月8日閲覧)
- 2) Children left unattended in parked vehicles: a focus on recent Italian cases and a review of literature. Italian Journal of Pediatrics 2013;39:71.  
<http://www.ijponline.net/content/39/1/71>
- 3) 一般社団法人日本自動車連盟(JAF). 5月ならまだ大丈夫? 車内での熱中症の危険(JAFユーザーテスト)  
<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/car-learning/user-test/temperature/heatstroke>  
(2026年1月26日閲覧)
- 4) 永島計. 40℃超えの日本列島でヒトは生きていけるのか 体温の科学から学ぶ猛暑のサバイバル術. 化学同人, 2023. P165-172
- 5) 菅谷潤壹. 汗はすごい—体温、ストレス、生体

- のバランス戦略. ちくま新書, 2017. P101-119
- 6) 星秋夫, 稲葉裕. 人口動態統計を利用した発生場所からみた暑熱障害の死亡率. 日本生気象学会雑誌39(1,2): 37-46, 2002.
  - 7) 気象庁. 大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化  
[https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme\\_p.html?select\\_elem=max35up](https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html?select_elem=max35up) (2026年6月8日閲覧)
  - 8) A Guard, S S Gallagher. Heat related deaths to young children in parked cars: an analysis of 171 fatalities in the United States, 1995-2002. Injury Prevention 11:33-37, 2005. doi: 10.1136/ip.2003.004044
  - 9) イタリア・インフラ・運輸省. 2019年10月2日省令第122号 (Decreto 2 ottobre 2019, n.122). 4歳未満児の置き去り防止装置に関する新道路交通法第172条施行規則. イタリア官報第249号, 2019年10月23日. 2019年11月7日施行.
  - 10) トヨタ自動車株式会社. トヨタ自動車WEBサイト  
[https://toyota.jp/?padid=from\\_not\\_tjptop\\_menu\\_logo](https://toyota.jp/?padid=from_not_tjptop_menu_logo) (2026年6月8日閲覧)
  - 11) Automotive media Response. スバルフォレスター 一部改良…リヤシートリマインダーを採用、荷物の置き忘れ防止.  
<https://response.jp/article/2019/06/10/323305.html> (2026年7月10日閲覧)
  - 12) Erie Insurance. National survey by Erie Insurance ranks 11 car technology features drivers disable most and why. 2020 Jun 29.  
<https://www.erieinsurance.com/newsroom/press-releases/2020/car-safety-survey> (2026年7月10日閲覧)
  - 13) 一般社団法人遊戯産業健全化推進機構. 遊技産業健全化推進機構ニュース2025年7・8月号  
<https://www.suishinkikou.or.jp/image/20250620.pdf> (2026年6月9日閲覧)
  - 14) 全日本遊技事業協同組合連合会. お客様へお願いします。幼い命を車内放置事故から守りましょう!  
[https://www.zennichiyauren.or.jp/children\\_main/1.htm](https://www.zennichiyauren.or.jp/children_main/1.htm) (2026年7月10日閲覧)
  - 15) 一般社団法人日本自動車連盟 (JAF). 真夏の車内温度 (JAFユーザーテスト) 短時間で熱中症の危険!  
<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/car-learning/user-test/temperature/summer> (2026年6月8日閲覧)
  - 16) 株式会社想画. 想画、子どもの車内置き去り防止の駐車場巡回支援AIアプリ「MEGURU」の提供開始. 2023年9月5日.  
<https://meguru.run/stories/general/meguru-ai-app-launch/> (2026年7月15日閲覧)
  - 17) 警察庁生活安全局保安課. 「令和6年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について」令和7年4月  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/R6fuuzokukannkeijihanntorisimariyoukyou.pdf> (2026年6月8日閲覧)
  - 18) こども家庭庁. 母子健康手帳情報サイト  
<https://mchbook.cfa.go.jp/> (2026年5月26日 閲覧)
  - 19) 厚生労働省子ども家庭局母子保健課. 母子手帳の任意記載事項様式について (周知依頼) 令和4年12月26日.  
[https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20230111\\_kourousho2.pdf](https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20230111_kourousho2.pdf) (2026年7月7日閲覧)

## 第20回学術大会の開催について

日本セーフティプロモーション学会は、全国で先進的な研究・取り組みを実践している研究者や行政関係者、地域の課題解決を行っている団体や企業といった、多様な背景を持った実践者などにより構成されています。本学会学術大会は平成19（2007）年9月に京都府立医科大学にて第1回が開催されて以来、今年は節目となる20回目の大会を迎え、「公共交通の安全を考える」をテーマに掲げました。

公共交通は、都市の機能を支え、人々の生活をつなぐ社会基盤です。しかしその安全は、技術だけでなく、制度設計、組織文化、現場の実践、利用者の行動、そして地域社会との協働によって成り立っています。近年、鉄道・バス・タクシー・航空・海上交通など、各分野で新たな課題が顕在化し、同時にデジタル技術やAIの活用が安全向上の可能性を広げています。安全は「達成」ではなく「継続」です。今日ここに集う皆様の知識と経験が結びつくことで、公共交通の未来に向けた新たな安全文化が形づくられることを期待しています。

本大会の開催にあたりご協力いただいた関係各位、そして発表者・参加者の皆様に深く感謝申し上げます。最後になりますが、会場で皆様とお会いできることを、心より楽しみにしております。

開催日時 2026年12月12日（土）～ 12月13日（日）

開催場所 大阪産業創造館（大阪・堺筋本町）

※詳細は大会ホームページをご覧ください。

第20回学術大会 大会長 関西大学 教授 吉田 裕

## 日本セーフティプロモーション学会 歴代学術大会一覧

- 第1回** 平成19年9月24日 京都府：京都府立医科大学  
大会長：渡邊 能行
- 第2回** 平成20年10月10日 東京都：東京都老人総合研究所  
大会長：鈴木 隆雄
- 第3回** 平成21年8月28～29日 青森県：十和田市文化センター  
大会長：反町 吉秀
- 第4回** 平成22年11月19日 神奈川県：ロワジールホテル厚木  
大会長：石附 弘
- 第5回** 平成23年11月18～19日 大阪府：大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター  
大会テーマ：安全推進情報の共有と展開を目指して  
大会長：藤田 大輔
- 第6回** 平成25年3月8～9日 兵庫県：兵庫教育大学 神戸サテライト  
大会テーマ：科学的根拠を踏まえた安全戦略—根拠の追求と不十分な場合の方策—  
事故や災害から何を学び、どのように活かすか  
大会長：西岡 伸紀
- 第7回** 平成25年11月22～23日 茨城県：筑波大学  
大会テーマ：個と集団のリスクを考える  
大会長：市川 政雄
- 第8回** 平成26年11月29～30日 山口県：山口大学医学部 霜仁会館  
大会テーマ：セーフティプロモーション 安心して生活できる地域づくりを目指して  
～事故・犯罪・虐待のない社会～  
大会長：辻 龍雄
- 第9回** 平成27年12月12～13日 東京都：大妻女子大学  
大会テーマ：もう一度、安全・安心を問う～セーフティプロモーションの原点に立ち返って～  
大会長：反町 吉秀
- 第10回** 平成28年12月10～11日 京都府：京都学園大学 太秦キャンパス  
大会テーマ：学会設立10年目、未来に向けて  
大会長：木村 みさか
- 第11回** 平成29年12月2～3日 埼玉県：東洋大学 朝霞キャンパス  
大会テーマ：暮らしの安全を考える—改めてセーフティプロモーションとは？—  
大会長：衛藤 隆

- 第12回** 平成30年11月24～25日 山口県：山口大学医学部 霜仁会館  
大会テーマ：“ひきこもり”について考える  
大会長：辻 龍雄
- 第13回** 令和元年12月14～15日 大阪府：大阪信愛学院短期大学 鶴見キャンパス  
大会テーマ：安全・安楽・安心な暮らしを科学する  
大会長：徳珍 温子
- 第14回** 令和3年3月21日 オンライン開催  
大会テーマ：“with コロナ社会”をセーフティプロモーションから展望する  
大会長：西岡 伸紀
- 第15回** 令和3年12月11～12日 新潟県：新潟県立看護大学  
大会テーマ：災害に備えた市民協働のまちづくり  
大会長：境原 三津夫
- 第16回** 令和4年10月29～30日 北海道：酪農学園大学  
大会テーマ：人と動物の関係から安全を考える  
大会長：須賀 朋子
- 第17回** 令和6年1月27～28日 京都府：長岡京市中央生涯学習センター  
大会テーマ：リスクマネジメントの可能性  
大会長：松野 敬子
- 第18回** 令和6年8月3～4日 大阪府：大阪教育大学 学校安全推進センター  
大会テーマ：～命の安全と尊厳ある社会づくり～  
大会長：後藤 健介
- 第19回** 令和7年12月6～7日 東京都：東洋大学 赤羽台キャンパス  
大会テーマ：防災とセーフティプロモーション  
大会長：衛藤 隆
- 第20回** 令和8年12月12～13日 大阪市：関西大学 大阪産業創造館  
大会テーマ：公共交通の安全を考える  
大会長：吉田 裕

## 理事会議事録

### 令和8年度

#### 第1回理事会

開催日：令和8年6月7日

場 所：オンライン会議

議 題：（1）会則・細則の改訂について

会則：会費を2ヵ年以上滞納した場合→3ヵ年以上 次回協議へ

細則：個人正会員6,000円→7,000円 次回協議へ

会員名簿の整理

（2）令和7年度会計報告・令和8年度予算案について

書面議決書で承認を得る

（3）第20回学術大会

大 会 長：関西大学 吉田 裕 教授

開催時期：12月上旬

（4）役員選挙について

報告事項

（1）各委員会より報告

広報・ネットワーク委員会 新委員承認

（2）入会者報告 入会者1名

（3）日本安全教育学会大阪大会 後援承認

### 令和7年度

#### 第3回理事会

開催日：令和8年1月30日

場 所：オンライン会議

議 題：（1）事務局体制を新体制に

・総務委員会と財務委員会による事務局運営

・職務を分掌する

（2）各種委員会を新体制に

・編集委員会は委員長を廃し、合議制運営にする

（3）その他

・第19回学術大会報告

・第20回学術大会の大会長候補・開催地

・役員選挙日程確認

#### 第2回学術大会

開催日：令和7年12月6日

場 所：東洋大学

議 題：（1）事務局体制について

・任期に上限を

・分掌化について

- (2) 会計年度の正常化について
  - ・ 書面議決書の導入の検討
  - ・ 令和7年度決算と令和8年度予算案
- (3) 学会誌の発刊について
  - ・ 電子ジャーナルの終了
  - ・ 年1回の発刊に

### 第1回理事会

開催日：令和7年7月11日

場 所：オンライン会議

議 題：(1) 第19回学術大会について

開催日程：令和7年12月6日(土)・7日(日)

開催場所：東洋大学松田キャンパス

大会テーマ：防災とセーフティプロモーション

(2) 学会誌の状況について

現在査読中の論文はない。

査読に関しては理事の皆様のご協力をお願いしたい。

(3) 会計・予算運営の是正について

従来決算が完了後、2年先の予算作成の慣習

今年度末に、今年度決算と来年度予算案の際に是正する

(4) 事務局運営体制について

総務委員会を中心として事務局の分掌化をはかる

報告事項

(1) 会員動向 入会者3名

## 令和6年度

### 第3回理事会

開催日：令和7年1月26日

場 所：オンライン会議

議 題：(1) 事務局体制について

長期間の担当をさけるために、2期6年までの上限を設ける

(2) 第19回学術大会について

東洋大学で12月6日・7日に開催予定

(3) 委員会の構成について

(4) ホームページの記載内容の点検と更新

### 第2回理事会

開催日：令和6年8月3日

場 所：大阪教育大学学校安全推進センター

議 題：(1) 事務局体制について

(2) 第19回学術大会について

(3) 委員会の構成について

(4) ホームページの記載内容の点検と更新

### 第1回理事会

開催日：令和6年7月8日

場 所：オンライン会議

議 題：（１）第18回学術大会について  
（２）学会誌の状況について  
（３）会員動向

## 令和5年度

### 第3回理事会

開催日：令和6年1月27日

場 所：長岡京市生涯学習センター バンビオ1番館

議 題：（１）第17回学術大会について  
（２）第17回総会について  
（３）学会収支報告について

後援事業 日本フォレンジック看護学会 第9回学術大会

日本安全教育学会年次学会（第23回宮城大会）

大阪教育大学第3回学校安全推進センターフォーラム

【新理事による理事会】

理事長：衛藤先生（今年度を最後の任期）、副理事長：藤田先生、市川先生

### 第2回理事会

開催日：令和5年11月29日

場 所：オンライン開催

議 題：（１）第16回学術大会会計報告  
（２）第17回学術大会について  
（３）学会誌の状況について  
（４）次年度大会について  
（５）会員動向

### 第1回理事会

開催日：令和5年6月25日

場 所：オンライン開催

議 題：（１）第17回学術大会について  
（２）日本学術会議協力学術研究団体への申請について  
（３）学会誌の状況について  
（４）役員選挙について  
（５）テキスト改訂版について  
（６）事務局の分掌化について  
（７）会員動向

# 日本セーフティプロモーション学会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本セーフティプロモーション学会 (Japanese Society of Safety Promotion) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別途理事会の定めるところに置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、事故、暴力及び自殺等を予防するセーフティプロモーションに関する学術研究・活動支援等を行い、市民の安全・安心に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する学術研究、調査及び研究者と実践者の交流活動
- (2) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する普及、啓発活動
- (3) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する支援・協力活動
- (4) 国内外の関係機関、団体及び学会・研究会との交流、研修、連携活動
- (5) セーフコミュニティ認証に向けた活動
- (6) 学会誌及びその他の刊行物の発行
- (7) 学術大会及び講演会等の開催
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は以下のとおりとし、個人正会員と団体正会員をもって正会員とする。

- (1) 個人正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 団体正会員 本会の目的に賛同する団体
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同する個人で、大学 (大学院、短期大学含む)、専門学校などに在籍する者
- (4) 名誉会員 本会の目的達成のため顕著な功績があった者で、総会において推薦された者
- (5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に賛助する個人及び団体
- (6) 特別会員 本会の活動に特別の知見を有する内外の有識者

(入会及び会費)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 正会員が団体である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者として、その権利を行使する者 (以下

「正会員代表者」という。)を定めて本会に届け出なければならない。

3 会員は、細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び特別会員はこれを免除する。

4 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会費を2ヶ年以上滞納したときは、退会届の有無に関わらず、自動的に退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を著しく毀損し、または本会の目的に反する行為を行ったときは、理事会の決議により除名することができる。

## 第4章 役員及び評議員

(役員)

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 15名以上25名以内(理事長1名、副理事長2名を含む)
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第11条 理事及び監事は正会員の中から別に定める規則による選挙を経て、総会の承認により選任する。

- 2 理事長は別に定める規則により、理事を選任することができる。
- 3 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第12条 理事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会則又は総会の議に基づき、本会を運営する。
- (4) 理事は、総務、財務、広報、国際交流等を所掌する。
  - 2 理事は、理事会において第4条に定める事項を審議表決する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計の監査をすること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会へ報告する。
- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員の辞任又は任期の終了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(評議員)

第15条 本会に評議員をおく。

- 2 評議員の選任、職務、任期等については、別に定める規則によるものとする。

## 第5章 学術大会

(学術大会)

第16条 本会は、学術大会を年1回以上開催する。

- 2 学術大会長は、理事会で選出し、総会で報告する。

## 第6章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は第6条の正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第14条第1項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その都度、総会に出席の正会員の互選で選任する。

(総会の議決数)

第23条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第24条 総会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

## 第7章 理事会

(理事会)

第25条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会はこの会則において別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業の執行に関すること
- (2) 会員の入会及び退会に関すること
- (3) 財産の管理に関すること
- (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故ある時は、あらかじめ理事長が指名した順序によって副理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決数)

第29条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。ただし、当該議決につき書面をもってあらかじめ意思表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる

(理事会の議事録)

第30条 理事会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第31条 本会は、会則第4条の事業を行うため、本会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置、廃止及びその他必要な事項は、理事会で決定する。
- 3 委員会の委員長、副委員長、委員は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は理事長が管理し、理事会の議決を経て確実な方法によって会長が保管する。

(資産の支出)

第34条 資産の支出は、理事会の議決を経て総会が承認した予算に基づいて行う。

(事業年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第10章 解散

(解散)

第36条 本会の解散は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経なければならない。

- 2 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第37条 事務局は、総務担当理事の指揮の下、次の会務を処理する。

- (1) 年次学会及び総会の開催に必要な事項
  - (2) 会費の徴収及び経理事務
  - (3) 予算案及び決算書の作成
  - (4) その他会の運営に必要な事項
- 2 事務局の運営については別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 この学会の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員並びにその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

## 第12章 補則

(細則)

第39条 この会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

第1条 本会則は、2007年9月24日より施行する。

- 2 本会設立時には、第12条の規定は、暫定的に適用を除外する。

## セーフティプロモーション学会 細則

### 第一章 総則

第1条 セーフティプロモーション学会の機構、業務の運営、会務の分掌、職制等の会則施行に必要な事項は、他の規則規程に定めるもののほかこの細則の定めるところによる。

第2条 この細則の制定及び変更は、理事会の議決と総会の承認を経るものとする。

### 第二章 会費

第3条 この学会の会費は年額下記のとおりとする。

- (1) 個人正会員 6,000円
- (2) 団体正会員 30,000円
- (3) 学生会員 3,000円
- (4) 賛助会員 一口 20,000円（一口以上）
- 2 名誉会員及び特別会員は会費を免除する。
- 3 会員は会費を前年度内に納付しなければならない。

### 第三章 委員会

第4条 この学会には、会務の円滑な執行のため次の分掌の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
  - ・ 会員の入退会、役員選挙等に関する事項
  - ・ 総会、理事会等に関する事項
  - ・ 細則の制定及び改廃の起案に関する事項
  - ・ 事務局業務の委託等に関する事項
  - ・ その他総務事務（企画調査含む）に関する事項
- (2) 財務委員会
  - ・ 金銭の経理と保管に関する事項
  - ・ 会費の徴収に関する事項
  - ・ 予算及び決算に関する事項
  - ・ 財務の強化、寄附金の募集・受け入れに関する事項
  - ・ 会費と支部交付金の年額に関する事項
  - ・ その他会計事務に関する事項
- (3) 学術・国際交流委員会
  - ・ 学会が行う学術調査・研究に関する事項
  - ・ 内外の研究団体等との対応に関する事項
  - ・ 他の学協会等への推薦に関する事項
  - ・ 刊行物に関する調査、発送及び残部の保管に関する事項
  - ・ 各国の関係学会等との連絡、情報交換及び交流事業に関する事項
  - ・ 国際会議への参加、協賛、あるいは開催に関する事項
  - ・ 国際共同研究、人物交流等の国際的な研究及び交流に関する事項

(4) 編集委員会

- ・学会誌の編集、刊行及び発送に関する事項
- ・学会誌に掲載する広告の募集に関する事項
- ・学会ホームページの管理運営

(5) 広報・ネットワーク委員会

- ・学会活動の広報に関する事項
- ・学会ホームページの運営及び維持に関する事項
- ・学術データベースの公開に関する事項

第5条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は理事の中から理事会において選任する。

2 委員会の委員は、理事長がこれを委嘱する。

3 委員は、委員長の分掌の執行を補佐する。

第6条 委員会の運営については、それぞれ別に定める。

## 附則

この細則は平成19年9月24日から施行する。

平成28年12月10日一部改正。

## 日本セーフティプロモーション学会誌 投稿規程

### 1. 投稿資格

本誌への投稿は、本学会の会員に限らず、どなたでも行うことができます。

### 2. 本誌の対象領域

本学会が取り組むセーフティプロモーション（以下、SP）は、次に示すように、幅広い分野を対象としています。

- 1) 傷害・事故・自然災害：転倒、溺水、交通事故、熱中症、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、犯罪被害、自殺、地震、津波、放射線障害など。
- 2) 関連する活動：医療現場における臨床場面や行政に関わる医療・介護、学校等における事故防止教育・防災教育および管理活動、社会における情報発信やメディアコンテンツの提供など。
- 3) SPを地域社会や学校に実装したセーフコミュニティ（Safe Community）およびセーフスクール（Safe School）、セーフティプロモーションスクール（Safety Promotion School）に関する理論、活動、評価など。

以上のような内容に加え、単一の領域にとどまらず、複数の領域を横断する視点からも研究論文を発表することができます。

### 3. 投稿者の責任

- 1) 論文の内容については、執筆者全員がその内容に関して一切の責任を負うものとします。
- 2) 投稿論文は、他の学術雑誌に未発表であり、かつ他誌に投稿中でないものに限りします。

### 4. 著作権

- 1) 掲載原稿の著作権（copyright）は、日本セーフティプロモーション学会に帰属します。
- 2) 「著作権移譲承諾書」には、著者全員の自署が必要です。投稿時にご提出ください。

### 5. 倫理

- 1) ヒトを対象とする研究においては、倫理的原則であるヘルシンキ宣言 <https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/001491448.pdf>を遵守すること。
- 2) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001087864.pdf>（令和3年制定、令和4年一部改正、文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を遵守すること。
- 3) 児童の権利に関する条約を遵守すること。
- 4) その他、人権に関わる宣言を遵守すること。

### 6. 利益相反

論文種別を問わず、本文末尾には著者全員の利益相反（Conflict of Interest: COI）の有無と有ればその内容について記載してください。

### 7. 論文種別

#### 1) 総説

SPに関して、文献を基に総合的に考察した総括的な解説とします。原則として、図表や写真を含め、刷り上がり10ページ以内とします。

#### 2) 原著論文

実験・調査、あるいは事例に基づき、独創性があり、SPの研究または実践において価値のある論文とします。原則として、図表や写真を含めて刷り上がり10ページ以内とします。

#### 3) 短報

原著と同様に独創性を保持しつつ、背景や考察を簡潔にまとめ、先行研究のレビューや考察の執筆負担を軽減できる形式とします。原則として、図表や写真を含め、刷り上がりは5ページ以内とします。

**4) 研究報告**

原著や短報のような独創性は求めないものの、先行研究と類似した対象を扱う研究や、一部改訂した調査を実施した研究、また調査規模が小さい研究を対象とします。さらに、教育や活動の実践を研究的に整理・分析した報告も含まれます。具体例としては、実践例が少ない教育活動や取り組みの報告などが該当します。原則として、図表や写真を含め、刷り上がり10ページ以内とします。

**5) 活動報告**

読者に役立つSPに関する活動内容の報告を中心とします。原則として、図表や写真を含め、刷り上がりは10ページ以内とします。

**6) その他**

特集などの依頼原稿や、編集委員会が企画したもの、また学会の運営に必要と認められたものです。刷り上がりページ数に規定はありません。

- (1) 特集、依頼原稿、コラム、活動紹介、連載講座など、編集委員会が認めたもの。
- (2) 理事会・総会の議事録、会則・細則、学会役員、各種委員会、投稿規定、執筆要綱。

**8. 文書量**

本学会誌の刷り上がり1ページの文字数概略は以下の通りです。

- ・ 文字のみの場合：23字×44行×2段、約2,000字/ページ
- ・ 図・表の場合：
  - ・ 75mm×60mm＋説明文1行 → 約250字
  - ・ 150mm×90mm＋説明文1行 → 約700字

**9. 論文査読、原稿掲載の採否**

「総説」「原著」「短報」「研究報告」「活動報告」は、原則として2名の査読者による査読審査を行います。一方、「その他」の原稿については査読を行わず、編集委員会が審査を行います。

査読結果は、(1) 採択 (Accept)、(2) 修正後採択 (Revise)、(3) 再投稿後再査読 (Revise and Resubmit)、(4) 不採択 (Reject) の4段階で判定されます。また、本学会の対象分野は非常に幅広いため、査読にあたっては必要に応じて当該分野の専門家に参考意見を求めることがあります。

本学会では、投稿された多様な研究および活動内容に対し、建設的かつ教育的な観点から対応することを基本方針としています。最終的な掲載の可否および原稿種別は編集委員会が決定します。なお、査読者2名の意見が分かれた場合には、第三の査読者は設けず、編集委員会の合議により最終判断を行います。

**10. 著者校正**

著者による校正は初稿のみとし、誤字の訂正に限ります。文章の加筆や修正は認められません。

**11. 掲載料**

筆頭著者が本学会の会員である場合、刷り上がり10ページまでの掲載は無料です。10ページを超える場合は、超過分について著者の負担となり、1ページあたり10,000円となります。

本学会の会員でない場合は、掲載料は全ページ著者負担となり、1ページあたり10,000円です。

**12. 別刷り**

別刷りをご希望の場合、費用は著者の実費でご負担いただきます。

**13. 掲載予定証**

論文の採択が決定した場合、希望に応じて掲載予定証を発行いたします（発行手数料：5,000円）。また、掲載料が発生する場合は、実費を前納いただく必要があります。

**14. 投稿方法**

- (1) E-mailの添付ファイルによる投稿とします。
- (2) 執筆の詳細および投稿手順については、執筆要綱に記載いたします。

(2026年4月9日 理事会改正承認)

## 日本セーフティプロモーション学会誌 執筆要綱

### 1. 投稿様式

- 1) 論文はMS Wordを用いて作成する。使用フォントは原則として日本語はMS明朝体、英語はTimes New Romanとし、文字サイズは12ポイントとする。用紙はA4サイズとし、1枚あたり38字×36行(1,368字)を目安とする。余白は標準設定とし、横書きで作成する。本文にはページ番号をフッター中央に配置すること。
- 2) 査読を容易にするため、MS Wordの「行番号」機能を用いて、原稿全体の左余白に連続した行番号を付す。
- 3) 英文論文は、フォントをTimes New Roman 12ポイント、行間はダブルスペース、文字は左揃えとし、各段落の先頭は約1cmの字下げを行う。その他の記載方法は日本語論文に準じる。投稿前に、英語に十分精通した専門家による校正を受けること。
- 4) 文章は新仮名づかいとし、ひら仮名を使用する。句点やカッコなどの記号は1字として数える。外来語は原則カタカナで表記する。人名や地名など、日本語で表記しにくい場合は原綴を用いてもよい。
- 5) 算用数字は、1桁の場合は全角、2桁以上および英字は半角を用いる。

### 2. 論述の形式

#### 1) 著作権移譲承諾書 Copyright Transfer Agreement

全著者が自署した著作権移譲承諾書を1枚スキャンしてPDF化し、表紙の前に添付する。

#### 2) 表紙 Title Page

表題、所属、著者名を和文および英文で記載すること。次に、連絡著者の氏名、郵送先住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを明記すること。また、希望する原稿の種類および別刷りの希望部数を記載する。

#### 3) 要約 Abstract

- (1) 要約には、序論、方法、結果、考察、結論を、簡潔に記載すること。
- (2) 日本語抄録は600字以内とし、原著論文には400語以内の英文抄録も付すこと。
- (3) 原著論文の英文抄録は、和文抄録が査読により修正される場合があるため、採択決定後に作成してもよい。
- (4) 英文論文には、文献の後に、日本語による表題、著者名、所属、抄録を記載した和文抄録を付すこと。
- (5) 抄録の末尾には、キーワードを5語以内で付記し、和文および英文の双方で記載すること。

#### 4) 序論 Introduction

研究の背景および研究課題の重要性を明らかにするとともに、投稿論文の位置づけを整理する。さらに、当該領域における類似テーマの先行研究との比較を通じて本研究の独自性を示し、研究テーマへの取り組み内容について説明する。

#### 5) 方法 Method

- (1) 研究デザイン：研究手法、定量的研究または定性的研究などのアプローチ、およびその論理的根拠。
- (2) 対象（者）：サンプリング方法、サンプルサイズ、対象者の属性や選定条件など。
- (3) データ収集：収集の手続きおよび手順、使用した測定機器やツールなど。
- (4) 分析方法：データの処理方法、分析手法、使用した統計ソフトウェアの名称およびバージョン。
- (5) 倫理的配慮：研究における倫理的配慮についての記載。

#### 6) 結果 Results

- (1) 客観的かつ簡潔に結果を記述する。
- (2) 図・表・写真を適切に用い、それぞれの要点を簡潔に示す。
- (3) 内容は論理的な順序で構成する。

- (4) 記述は過去形で統一する。
- (5) 結果と考察は明確に分け、結果には考察を記述しない。
- (6) 結果では原則として文献の引用を行わない。

## 7) 考察 Discussion

- (1) 自らの研究結果について考察する。
- (2) 先行研究と本研究の結果を比較し、そこから導かれる解釈について考察する。
- (3) 先行研究と異なる結果が得られた背景や要因について考察する。
- (4) 本研究の結果から明らかになった新たな課題について考察する。

## 8) 結論 Conclusion

- (1) 研究で得られた客観的事実を簡潔に記載する。
- (2) 末尾に利益相反 (COI) の有無と有の場合その内容について記載する。
- (3) 末尾に助成金等の有無について記載する。

## 9) 引用文献 References

- (1) 文献番号は本文での引用順に、<sup>1)</sup>, <sup>1,2)</sup>, <sup>1-3)</sup> のように上付きの番号で示す。
- (2) 文献の記載方法は下記の通りとする。著者が3名を越える場合、4名以降は「他、(et al.)」と表記する。

**雑誌の場合：**著者名. 論文名. 誌名. 出版年, 巻 (号), 開始ページ-終了ページ.

【例】 衛藤 隆. Safety Promotionの概念とその地域展開. 東京大学大学院教育学研究科紀要. 2006, 4 : 331-337.

**単行本の場合：**著者名. 表題. 書名. 編著者. 出版社, 出版年, 開始ページ-終了ページ.

【例】 今井博之. Injury preventionとは？基本的な考え方. セーフティプロモーションー安全・安心を創る科学と実践. 日本セーフティプロモーション学会編. 晃洋書房, 2019, 8-17.

**インターネットの場合：**著者. 表題. URL (閲覧年月日). URLの下線は削除し、文字色が青色の場合は黒色に変更する。

【例】 交通事故総合分析センター. 交通事故死者日報. <https://www.itarda.or.jp/report> (2021年4月1日閲覧)

## 3. 図・表・写真 Figures, Table and Photograph

- (1) 引用文献の後に別ページを設け、1ページにつき1点を掲載する。図1、図2、表1、表2、写真1、写真2のように通し番号を付す。説明文 (キャプション) は、図および写真は下部に、表は上部に記載する。
- (2) 本文中には、図・表・写真の挿入箇所を明示すること。なお、実際の配置は論文全体のバランスを考慮して決定するため、必ずしも指定どおりの位置に配置されない場合がある。
- (3) 図・表・写真は、そのまま掲載可能なように鮮明なものを提出すること。
- (4) 図・表・写真を引用する場合は、出典を必ず明記すること。

参考：法務省ウェブサイトのコンテンツの利用について [https://www.moj.go.jp/hisho06\\_00280.html](https://www.moj.go.jp/hisho06_00280.html)

## 4. 留意点

- 1) 執筆要綱で求められている事項が遵守されているか、提出前に必ず確認すること。
- 2) 引用文献の記載方法、本文中での文献番号の示し方、本文への行番号の付与などが本学会の執筆要綱と異なる場合は、原稿を返却し再投稿とするため、十分留意すること。
- 3) 序論に記載した内容を考察で重複して述べないこと。また、結果の記述中に考察を含めないこと。結論は簡潔に記載すること。

## 5. 投稿手続き

原稿はE-mailに添付し、編集委員会へ送信する。

(2026年4月9日 理事会改正承認)

## 2024年度～2026年度 役員名簿

|       |       |                      |               |
|-------|-------|----------------------|---------------|
| 理 事 長 | 衛藤 隆  | 東京大学                 | 名誉教授          |
| 副理事長  | 藤田 大輔 | 大阪教育大学               | 教授            |
| 副理事長  | 市川 政雄 | 筑波大学大学院              | 教授            |
| 理 事   | 反町 吉秀 | 青森県立保健大学             | 教授            |
|       | 木村みさか | 京都先端科学大学             | 教授            |
|       |       | 京都府立医科大学             | 名誉教授          |
|       | 境原三津夫 | ぐんま未来大学              | 教授            |
|       | 後藤 健介 | 大阪教育大学               | 教授            |
|       | 後藤 厳寛 | 日本文理大学               | 教授            |
|       | 須賀 朋子 | 酪農学園大学               | 教授            |
|       | 徳珍 温子 | 大阪信愛学院大学             | 准教授           |
|       | 西岡 伸紀 | 京都女子大学               | 教授            |
|       | 松野 敬子 | (一社) いんふぁんとroomさくらんぼ | 代表理事          |
|       | 稲坂 恵  | 元横浜市栄区役所             | セーフコミュニティ事業担当 |
|       | 吉田 裕  | 関西大学                 | 教授            |
| 監 事   | 石附 弘  | 日本市民安全学会             | 会長            |
|       | 辻 龍雄  | つじ歯科クリニック            | 院長            |
|       |       | (特) 山口女性サポートネットワーク   | 理事            |

## 学会各種委員会（令和6～8年度）

### 総務委員会

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 委員長 | 徳珍 温子 |       |
| 委 員 | 松野 敬子 | 須賀 朋子 |

### 財務委員会

|     |       |            |
|-----|-------|------------|
| 委員長 | 稲坂 恵  |            |
| 委 員 | 木村みさか | 須賀 朋子 辻 龍雄 |

### 学術・国際交流委員会

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 委 員 | 市川 政雄 | 反町 吉秀 |
|-----|-------|-------|

### 編集委員会

|     |       |       |      |       |      |
|-----|-------|-------|------|-------|------|
| 委 員 | 西岡 伸紀 | 境原三津夫 | 吉田 裕 | 市川 政雄 | 辻 龍雄 |
|-----|-------|-------|------|-------|------|

### 広報・ネットワーク委員会

|     |       |      |
|-----|-------|------|
| 委 員 | 山崎 雅史 | 辻 龍雄 |
|-----|-------|------|

## 編集後記

セーフティ・プロモーション学会は、専門分野の異なる研究者が集う学際的な学会です。安全・安心な社会の実現という共通の理念のもと、医学、看護、教育、心理、保育、法学、社会学など、多様な分野の専門家が一堂に会しています。その意味では、同一分野の研究者が集う従来の学会とは趣を異にしています。

学会の会場は、さながら異文化交流の場のようなものです。異なる視点や価値観に触れることで、新たな気づきや学びが生まれ、思いがけない発見に出会うことも少なくありません。

本誌をお読みくださった皆様には、ぜひ学会にも足をお運びいただき、この学際的な交流の魅力を実際に感じていただければ幸いです。(境原)

.....

2026年の学術大会では「公共交通の安全を考える」をテーマに掲げました。通常は交通関係者だけで安全問題を話し合いますが、各分野の研究者や実務者と話し合えるのが本学会の魅力です。大会の開催日は12月12～13日、会場は大阪・堺筋本町の大阪産業創造館です。2日目の口頭発表では、公共交通に限らず様々な分野のテーマがエントリーされます。大会長からのお願いです。1人でも多くのご参加、口頭発表のエントリーをお待ちしております。(吉田)

.....

本学会の魅力の一つは、多様な専門領域から研究者・実践者が集うことです。専門も立場も異なるからこそ、「この分野では大先生」も、別の話題では「初学者」。自然と固定的なヒエラルキーが生まれにくい雰囲気があります。そして、その空気が最もよく表れるのが恒例の居酒屋懇親会かもしれません。肩書きは乾杯とともにジョッキの泡へ消えます。本誌を手にされた皆様も、ぜひ次回は発表だけでなく、居酒屋懇親会という「もう一つのセッション」にもご参加ください。(辻)

日本セーフティプロモーション学会誌 第19巻第1号

Journal of Safety Promotion Vol.19 No.1

令和8年9月発行

編集者 日本セーフティプロモーション学会 編集委員会

発行所 日本セーフティプロモーション学会 事務局

大阪教育大学 学校安全推進センター内

〒563-0026 大阪府池田市緑丘1-2-10

Tel 072-752-9905 Fax 072-752-9904

E-mail : JapaneseSSP@gmail.com